

## 中野区自転車等駐車対策協議会答申について

### 1. 答申の趣旨

平成27年11月20日、区は中野区自転車等駐車対策協議会に「中野区自転車利用総合計画(平成29～38年度)で新たに取るべき施策について」を諮問した。協議会では、これまで7回の審議が行われ、平成29年2月10日に協議会から答申を受けた。

協議会においては、特に「鉄道駅周辺の自転車駐車場」、「自転車利用のルール・マナー」等について重点的に審議が行われた。

以下、答申で計画で取り組むべきとされた内容について要約する。

### 2. 計画策定の背景

- (1)近年、交通ルール・マナーの悪い自転車利用が大きな社会問題となっており、中野区では、東京都全体と比較して、自転車事故関与率で15～64歳の事故の割合が高い(自転車事故関与率:東京都が約3割、中野区は約4割)。
- (2)東日本大震災後に災害時の自転車の有効性がクローズアップされ、自転車利用が増えた。
- (3)電動アシスト付親子車やスポーツ車などの軽快車以外の車種も増えてきている。
- (4)今後は、身近な買い物のための自転車利用が増加して商業の活性化につながるなど、まちづくりの側面でも期待されている。
- (5)東京都は、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け走行しやすい連続した自転車走行空間とシェアサイクルと結びつけることにより、施設間の移動や観光などにも活用を図ることを目指している。

### 3. 計画の目的

放置自転車対策にとどまらず、自転車の安全利用についても計画の大きな柱とし、放置自転車が無く自転車の関与する事故の無い安全なまちを目指す。

※「中野区自転車等駐車対策総合計画(平成9～18年度)」

→自転車駐車場の整備、放置自転車の規制が中心

「中野区自転車利用総合計画(平成19～28年度)」

→自転車利用者のルール遵守、マナーの向上等の内容を加えた

#### 4. 実施主体・役割分担

自転車利用に関する問題を解決するため、関係者の役割分担を定め、区は関係者と連携して課題解決に取り組む。

#### 5. 自転車利用の環境整備（ハードの部分）の新たな施策

##### (1) 自転車駐車場の整備

引き続き適正台数の確保、駅からの適正な距離と方向性の配置、利用者に配慮した自転車等のスムーズな出し入れのための設備の改良、わかりやすい案内板の設置など、利便性の向上を図る。

中野駅周辺及び西武新宿線沿線の各駅周辺の自転車駐車場については、各地区・駅の再開発計画の中に、自転車ネットワーク・利用動線の方向性などを考慮した箇所への再配置を盛り込み、利用しやすい駐車環境の実現を図る。

また、親子車や電動アシスト車等なども利用しやすい施設になるよう既存施設の改修を行う。

整備の際には、補助金の活用や運営方法の見直しなどを更に行い、経費削減を図る。

##### (2) 鉄道駅周辺の自転車駐車場の整備

区は、中野駅周辺や西武新宿線沿線のまちづくり整備計画等の関係事業の進捗や、関係者との合意事項等を踏まえ、「鉄道事業者の自転車駐車場整備への積極的な協力」について、鉄道事業者との協議の場を設け、継続して協議を行う。

また、鉄道事業者は、自転車法第5条第2項、中野区自転車等放置防止条例に基づき、自転車駐車場の整備について区と協議する。

##### (3) 買い物客用自転車駐車場の整備

区は、自転車駐車場附置義務について、対象となる施設の用途変更についても附置義務の対象とすべきかを検討し、より一層、強化を図る。

商店街は、買い物客用の駐車場の設置に努めることとし、区は、商店街が行う放置自転車の防止対策や自転車走行のマナー啓発等について、商店街に協力する。

##### (4) 自転車走行空間の整備

###### ① 自転車走行空間整備指針等の策定の検討

自転車を取り巻く環境や自転車が関与した交通事故の発生状況等を踏まえ、安全で快適な自転車走行空間を効率的かつ効果的に整備するため、整備予定箇所や、整備形態等を示す指針等の策定を検討する。

## 自転車走行空間整備の際の一般的な交通手段の優先順位の考え方

1 歩行者 2 公共交通（バス・タクシー） 3 貨物車 4 自転車  
5 自家用車

### ② 自転車走行レーン等の整備

歩行者、自転車、自動車の走行環境を改善するため、道路管理者、警察署と協力し、主としてまちづくりや道路の再整備の際に、歩道や車道の有効幅員を確保できる箇所に自転車走行レーン等の整備に努める。

### ③ 自転車ナビマークの導入

歩道や車道の幅が狭く、自転車走行環境を整備すると適正な有効幅員を確保することが難しい既存道路等の自転車走行環境を改善するため、道路管理者、警察署と協力し、自転車ナビマークの導入に努める。

### (5) レンタサイクル・シェアサイクルの検討

① レンタサイクルについては、他区の状況などを継続して検討する。

② シェアサイクルは、運用方法やコストなどについて、広域実験を行っている6区（千代田区、中央区、港区、江東区、新宿区、文京区）の動向等を踏まえて幅広く検証する。

## 6. 自転車利用の適正化（ソフトの部分）の新たな施策

### (1) 放置自転車対策

#### ① 新たな放置状況への対応

平日の夕方以降と休日の放置の増加、規制区域の外縁部への放置場所の移動など、駅ごとの自転車乗り入れ状況を随時把握し、放置自転車の指導・警告・撤去などを効果的に行う。

#### ② 放置自転車対策業務の経費節減と効率化

より一層の経費節減と効率化を実現するため、駅ごとの自転車乗り入れ状況などを勘案し、業務執行方法の見直しを行う。

### (2) 啓発活動の推進

#### ① メディアなどでのPR

区は、自転車利用の正しいルールやマナー、自転車事故の発生状況などをメディア（区報、区ホームページ等）を活用して情報発信し、自転車利用者のルールとマナーを守る意識の向上を引き続き図る。

#### ② 自転車利用マップ

また、自転車を利用する者の利便性に寄与できるような「自転車利用マップ」の作成に向け警察署などと協議を進める。

### (3) 自転車安全利用教育の推進

#### ① 小学校及び中学校における自転車安全利用教育の実施

小・中学校教育において、交通ルール、自転車利用のマナー、歩行者の安全に対する配慮、安全な乗り方等の自転車の安全利用に関する教育を充実させる。

② 中学校及び高校における自転車安全利用教育の充実

中野区内の中学校・高校においては、スクエアード・ストレイト式自転車安全利用教育を行うなどして、自転車の安全利用に関する教育を充実させる。

③ 高齢者を対象とする自転車安全利用教育の充実

高齢者の交通事故が一向に減らない状況に鑑み、地域、区、警察署の連携のもと、自転車の安全な乗り方等の指導をさらに推進する。

④ 自転車安全利用講習会の充実

一般利用者向けの自転車安全利用講習会（現在年間4日・8回実施）を充実し、ルール・マナーの周知に努め、受講修了者にインセンティブを付与するなど、受講の動機付けを図ることを検討する。

(4) 自転車利用者の安全運転へのルール・マナーの普及啓発

① 放置防止・駐車場利用の励行

区は、自転車の放置防止と自転車駐車場の利用をさらにPRする。

② 地域主体の啓発活動への支援

区は、警察署と協力し地域や事業者がそのネットワークを活かして自主的に行っている自転車安全利用啓発の取り組みの支援を強化する。

③ 安全運転の周知徹底

自転車安全利用五則などのルール・マナーをさらに周知・徹底する。

④ ルールや罰則規定の周知

自転車走行に関する交通法規の認識に欠ける自転車利用者もまだ多くいることから、警察署及び区は、街頭指導やキャンペーン等の機会をとらえ、ルールや罰則規定の周知徹底に努める。

⑤ 指導や取締りの強化

警察署は危険を伴う迷惑走行や、信号無視などの悪質な違反者に対する指導取締りをさらに強化し、平成27年6月の道交法改正による「自転車運転者講習制度」を適切に執行する。

⑥ その他の自転車安全利用施策

・防犯登録の推進

区や警察署は、自転車の盗難時における被害回復や、所有者への速やかな連絡を可能にするため、防犯登録を行うようさらにPRする。

・保険等への加入奨励

自転車利用者が起こした交通事故により、本人やその保護者等が高額な賠償金を負担しなければならない事例が全国で発生している。そのため、賠償保険加入の必要性をさらに周知啓発していく。

・自転車安全利用に関する条例等の策定の検討

自転車利用に関する区や警察等の関係機関、事業者、そして自転車利

用者などの責務を明らかにした自転車の安全で適正な利用を促進するための自転車安全利用に関する条例等の策定について、他の自治体の事例を参考に検討する。

## 7. 検証

この答申を受け、区は計画を策定するが、継続的な改善を推進するマネジメント手法の一つである「PDCAサイクル」の手法で、計画（PLAN）、実行（DO）、評価（CHECK）、改善（ACTION）のプロセスを随時行い、施策の改善を行うものとする。

また、計画の進捗状況を確認しつつ、計画策定後の状況の変化に的確に対応するため、5年目までを前期、それ以降を後期とし、概ね5年を目途に計画の見直しをする。

## 8. 今後の予定

- |                                 |       |               |
|---------------------------------|-------|---------------|
| (1) 計画（素案）の策定                   | 平成29年 | 4月中旬          |
| (2) 計画（素案）の議会報告(閉会中)            | 平成29年 | 5月上旬          |
| (3) 意見交換会の実施                    | 平成29年 | 5月中旬<br>～5月下旬 |
| (4) 計画(案)の策定                    | 平成29年 | 5月下旬          |
| (5) 意見交換会実施結果、計画(案)の議会報告(2定)    | 平成29年 | 6月上旬          |
| (6) パブリック・コメントの実施               | 平成29年 | 7月下旬<br>～8月上旬 |
| (7) 計画の策定                       | 平成29年 | 8月中旬          |
| (8) パブリック・コメント実施結果、計画の議会報告(閉会中) | 平成29年 | 8月下旬          |

「中野区自転車利用総合計画（平成29～38年度）」

策定に当たっての基本的考え方と

同計画に盛り込むべき事項等について

# 答申

平成29年(2017年)2月

中野区自転車等駐車対策協議会



## 【諸言】

自転車は、環境にやさしく健康的な乗り物であり、身近な交通手段として、通勤、通学、買い物、スポーツなどに広く使用され、都市交通の手段として重要な位置を占めている。しかしながら、依然として自転車利用者の交通ルール違反やマナーの悪さ、走行環境の未整備等に起因した自転車事故が多く発生し、今後は利用者の増大と高齢者人口の増加に伴う高齢者の自転車利用による交通事故の増加も懸念されている。

中野区の自転車対策については、自転車の放置対策や駐車・利用環境整備及び自転車の安全利用におけるルール遵守・マナー啓発などの様々な問題に対処するため、最近では平成19年度に「中野区自転車利用総合計画（平成19～28年度）」、平成26年度に改正版を策定し、この間様々な対策を講じてきた。

昨年末の12月9日には、「自転車活用推進法案」が参議院本会議において全会一致で可決され、成立した。この法律では、基本理念として、自転車を活用することが国民の健康及び交通の混雑の緩和による経済的社会的効果を及ぼすなど、「公共の利益の増進に資する」と初めて法で定義された画期的なものである。この法律の制定を受け、国や自治体においては自転車活用推進計画を策定することとなり、今後、ますます自転車利用が増えていくと考えられる。

また、東京都においては、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け国道、都道、区市道等をつないで走行しやすい連続した自転車走行空間と、シェアサイクルと結びつけることにより、施設間の移動や観光などにも活用を図ることを目指すなどの新たな動きも出てきている。

区においては、中野駅周辺地区や西武新宿線連続立体交差事業の進展に伴い、駅周辺の自転車駐車場の適正な配置等について具体的に検討して行くことも大きな課題となっている。

このような状況の下、区では、平成27年11月20日に「第5期駐車対策協議会」が設置され、中野区長より「中野区自転車利用総合計画（平成29～38年度）で新たに取るべき施策について」の諮問を受けた。

その後、平成28年12月21日まで計7回の討議を行い、各機関との調整等を行ってきたところである。協議会では特に「自転車の安全利用啓発」、「自転車走行空間の整備」及び「鉄道駅周辺の自転車駐車場整備」について重点的に審議を行い、本答申を策定した。

次期「中野区自転車利用総合計画（平成29～38年度）」の策定にあたっては、本答申の趣旨に鑑み、より効果的な対策等が盛り込まれ、実施されていくことを切に望むものである。

平成29年2月10日

中野区自転車等駐車対策協議会

会 長 太 田 勝 敏

## 第1章 はじめに

【1】 計画策定の背景	・ ・ ・ ・ ・ P1
【2】 計画の目的	・ ・ ・ ・ ・ P1
【3】 計画の性格	・ ・ ・ ・ ・ P1
【4】 計画の期間	・ ・ ・ ・ ・ P2
【5】 計画の対象区域	・ ・ ・ ・ ・ P3
【6】 計画の実施主体	・ ・ ・ ・ ・ P3
【7】 役割分担	・ ・ ・ ・ ・ P3
【8】 計画の構成	・ ・ ・ ・ ・ P4

## 第2章 自転車利用の現状と課題

【1】 議論の前提として—自転車利用の位置づけ	・ ・ ・ P4
【2】 区内の公共交通と自転車利用	・ ・ ・ ・ ・ P4
【3】 自転車利用の現状と課題	
-現在の自転車対策に対する評価	・ ・ ・ ・ ・ P5
1 自転車駐車場の整備	・ ・ ・ ・ ・ P5
2 買い物客用駐車場の整備	・ ・ ・ ・ ・ P8
3 自転車走行空間の整備	・ ・ ・ ・ ・ P9
4 レンタサイクル・シェアサイクルの検討	・ ・ ・ P10
5 放置規制の推進	・ ・ ・ ・ ・ P11

6	啓発活動の推進	・ ・ ・ ・ ・	P13
7	交通安全教育の推進	・ ・ ・ ・ ・	P14
8	自転車利用者へのルール・マナーの普及啓発	・	P16

参考	自転車対策にかかる費用	・ ・ ・ ・ ・	P19
----	-------------	-----------	-----

### 第3章 基本的な考え方

【1】	基本理念	・ ・ ・ ・ ・	P21
【2】	基本方針	・ ・ ・ ・ ・	P21

### 第4章 施策の体系及び内容

【1】	施策の体系	・ ・ ・ ・ ・	P22
【2】	施策の内容	・ ・ ・ ・ ・	P22
1	自転車利用の環境整備	・ ・ ・ ・ ・	P22
2	自転車利用の適正化	・ ・ ・ ・ ・	P26

### 第5章 効果的な計画の推進のために

【1】	鉄道事業者との協議	・ ・ ・ ・ ・	P30
【2】	自転車の安全利用啓発	・ ・ ・ ・ ・	P30
【3】	P D C Aサイクルによる着実な実行	・ ・ ・ ・ ・	P30

## 駅別の現状と施策

- 【1】 中野駅 . . . . . P35
  - 1 乗降客数及び自転車利用者数 . . . . . P35
  - 2 自転車駐車場整備の状況  
及び自転車の放置状況 . . . . . P35
  - 3 問題点と施策の方向 . . . . . P37
- 【2】 東中野駅 . . . . . P39
  - 1 乗降客数及び自転車利用者数 . . . . . P39
  - 2 自転車駐車場整備の状況  
及び自転車の放置状況 . . . . . P39
  - 3 問題点と施策の方向 . . . . . P41
- 【3】 鷺ノ宮駅 . . . . . P42
  - 1 乗降客数及び自転車利用者数 . . . . . P42
  - 2 自転車駐車場整備の状況  
及び自転車の放置状況 . . . . . P42
  - 3 問題点と施策の方向 . . . . . P44
- 【4】 都立家政駅 . . . . . P45
  - 1 乗降客数及び自転車利用者数 . . . . . P45

2	自転車駐車場整備の状況	
	及び自転車の放置状況	・ ・ ・ ・ ・ P45
3	問題点と施策の方向	・ ・ ・ ・ ・ P47
<b>【5】</b>	<b>野方駅</b>	・ ・ ・ ・ ・ P48
1	乗降客数及び自転車利用者数	・ ・ ・ ・ ・ P48
2	自転車駐車場整備の状況	
	及び自転車の放置状況	・ ・ ・ ・ ・ P48
3	問題点と施策の方向	・ ・ ・ ・ ・ P50
<b>【6】</b>	<b>沼袋駅</b>	・ ・ ・ ・ ・ P51
1	乗降客数及び自転車利用者数	・ ・ ・ ・ ・ P51
2	自転車駐車場整備の状況	
	及び自転車の放置状況	・ ・ ・ ・ ・ P51
3	問題点と施策の方向	・ ・ ・ ・ ・ P53
<b>【7】</b>	<b>新井薬師前駅</b>	・ ・ ・ ・ ・ P54
1	乗降客数及び自転車利用者数	・ ・ ・ ・ ・ P54
2	自転車駐車場整備の状況	
	及び自転車の放置状況	・ ・ ・ ・ ・ P54
3	問題点と施策の方向	・ ・ ・ ・ ・ P56
<b>【8】</b>	<b>富士見台駅</b>	・ ・ ・ ・ ・ P57

1	乗降客数及び自転車利用者数	・ ・ ・ ・ ・ P57
2	自転車駐車場整備の状況	
	及び自転車の放置状況	・ ・ ・ ・ ・ P57
3	問題点と施策の方向	・ ・ ・ ・ ・ P58
<b>【9】</b>	<b>中野坂上駅</b>	・ ・ ・ ・ ・ P59
1	乗降客数及び自転車利用者数	・ ・ ・ ・ ・ P59
2	自転車駐車場整備の状況	
	及び自転車の放置状況	・ ・ ・ ・ ・ P59
3	問題点と施策の方向	・ ・ ・ ・ ・ P61
<b>【10】</b>	<b>新中野駅</b>	・ ・ ・ ・ ・ P62
1	乗降客数及び自転車利用者数	・ ・ ・ ・ ・ P62
2	自転車駐車場整備の状況	
	及び自転車の放置状況	・ ・ ・ ・ ・ P62
3	問題点と施策の方向	・ ・ ・ ・ ・ P64
<b>【11】</b>	<b>中野新橋駅</b>	・ ・ ・ ・ ・ P65
1	乗降客数及び自転車利用者数	・ ・ ・ ・ ・ P65
2	自転車駐車場整備の状況	
	及び自転車の放置状況	・ ・ ・ ・ ・ P65
3	問題点と施策の方向	・ ・ ・ ・ ・ P67

【12】 中野富士見町駅	・ ・ ・ ・ ・ P68
1 乗降客数及び自転車利用者数	・ ・ ・ ・ ・ P68
2 自転車駐車場整備の状況	
及び自転車の放置状況	・ ・ ・ ・ ・ P68
3 問題点と施策の方向	・ ・ ・ ・ ・ P70
【13】 落合駅	・ ・ ・ ・ ・ P71
1 乗降客数及び自転車利用者数	・ ・ ・ ・ ・ P71
2 自転車駐車場整備の状況	
及び自転車の放置状況	・ ・ ・ ・ ・ P71
3 問題点と施策の方向	・ ・ ・ ・ ・ P73
【14】 新江古田駅	・ ・ ・ ・ ・ P74
1 乗降客数及び自転車利用者数	・ ・ ・ ・ ・ P74
2 自転車駐車場整備の状況	
及び自転車の放置状況	・ ・ ・ ・ ・ P74
3 問題点と施策の方向	・ ・ ・ ・ ・ P76

名簿 . . . . . P77

審議経過 . . . . . P78

これまでの中野区の自転車に関する総合計画の答申・策定状況

. . . . . P79

資料

資料 1 各駅の自転車対策の現況について . . . . . P80

資料 2 自転車駐車場一覧 . . . . . P81

資料 3 国や都の自転車走行空間整備や安全利用の取り組み、  
法制度の改正 . . . . . P82

資料 4 区の関連計画等 . . . . . P87

資料 5 自転車事故統計 . . . . . P91

資料 6 中野区内の自転車走行空間等の整備箇所 . . . P92

# 第1章 はじめに .....

## 【1】計画策定の背景

中野区では、昭和40年代、自転車利用の増大に伴って、鉄道駅の周辺などに大量かつ無秩序な自転車放置が表面化し始め、昭和50年代に放置自転車が急増した。

このため、区では、昭和61(1986)年に「中野区自転車駐車場条例」を制定して自転車駐車場の整備を進めるとともに、昭和63(1988)年には「中野区自転車等放置防止条例」を制定、放置自転車の規制区域を設定して放置自転車の撤去を開始した。

こうした努力にもかかわらず、特に平成4年から平成13年までは、中野駅周辺においては放置自転車台数が約2,500台と東京都調査で毎年ワースト10に名を連ねていた。

そこで、平成9年12月に放置自転車対策や自転車駐車場整備を中心とした「中野区自転車駐車対策総合計画(平成9～18年度)」を策定し、平成14年から平日の毎日撤去を実施するなど、平成9年には中野区全体で9,611台あった放置自転車が、平成19年には932台と約10分の1まで減少した。

一方、この頃、価格の安い自転車が市場に出回るとともに、自転車利用のルール・マナー、自転車走行環境の悪さ等の問題が顕在化し、自転車事故が増加するなど自転車を取り巻く環境が大きく変化しつつあった。

そうした状況をうけ、平成19年8月に策定した「中野区自転車利用総合計画(平成19～28年度)」では、これまでの自転車駐車場の整備、放置自転車対策中心から、自転車安全利用の啓発、自転車走行空間の整備なども基本に入れた総合的な自転車対策を推進することとした。

最近では、中野区の交通事故に占める自転車事故の割合は約4割で推移しており、東京都の約3割と比べても高い状態にあり、継続して自転車に関与した事故を減らす取り組みが求められている。また、自転車が環境負荷の低い交通手段として見直され、価格は高いが便利なチャイルドシート付電動アシスト車や健康志向によりスポーツ車が増えるなど、自転車を取り巻く環境が大きく変化しており、今後は、自転車を利用した買い物利用が増加し、商業の活性化につながるなどまちづくりの側面でも期待されている。

一方、国は、悪質な自転車運転への対策を強化するための「道路交通法」の改正や自転車ネットワークを推進するための「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の策定、自転車の利活用を促進するための「自転車活用推進法」の制定などを行い、東京都は、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け国道、都道、区市道等をつないで走行しやすい連続した自転車走行空間と、シェアサイクルと結びつけることにより、施設間の移動や観光などにも活用を図ることを目指すなど新たな動きも出てきている。

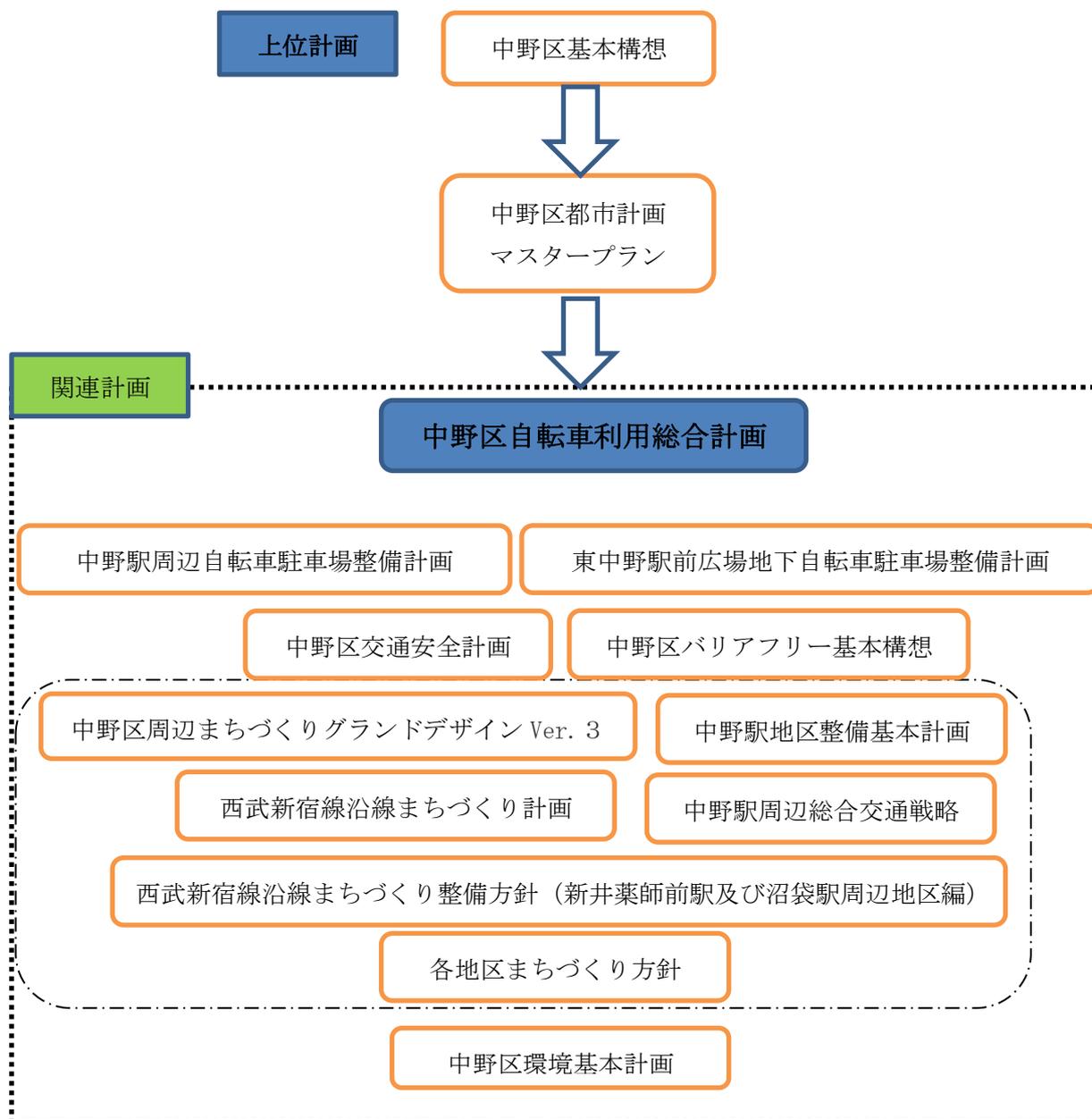
## 【2】計画の目的

この計画は、身近な交通手段である自転車を中野区の主要な交通手段のひとつとして位置づけ、駐車場施設や走行空間を整備するとともに、利用者の交通ルールの遵守・マナーの向上を図ることで、放置自転車がなく、自転車に関与する事故のない安全なまちを実現することを目的とする。

## 【3】計画の性格

この計画は、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」(以下「自転車法」という。)第7条第1項に定める「自転車等の駐車対策に関する総合計画」

であり、平成9年12月策定の「中野区自転車駐車対策総合計画」、自転車の利用環境や実態を総合的に検証して平成19年8月に策定した「中野区自転車利用総合計画」の後継の計画である。また、中野区基本構想、中野区都市計画マスタープラン、中野区バリアフリー基本構想、中野駅周辺まちづくりグランドデザイン Ver. 3、中野区交通安全計画、中野区環境基本計画等の上位・関連計画等との整合・連携を図りながら、単に自転車等の駐車対策にとどまらず、その利用に関する総合的な施策の指針を示すものである。



#### 【4】計画の期間

平成29年度（2017年度）から平成38年度（2026年度）までの10年間とする。

なお、計画策定後の状況の変化等を踏まえて、概ね5年を目途に計画の見直しをするものとする。

## 【5】計画の対象区域

この計画の対象となる区域は、中野区全域とする。

## 【6】計画の実施主体

本計画は、自転車の利用に対する総合的な計画であり、区単独で目的を達成できるものではない。そのため、施策の実施主体を、区、交通管理者、道路管理者、事業者(特に集客施設の設置者)及び利用者等、自転車に関わる者すべてとする。これらが連携・協力し、また、それぞれの役割に応じた責務を果たしていく必要がある。

## 【7】役割分担

### ① 区

区は、自転車利用に関する様々な課題を解決するため、国や都、交通管理者、鉄道事業者、区民等と連携し、自転車利用にかかる環境整備、自転車利用の適正化により、自転車に関連する課題に対して総合的に取り組むものとする。

### ② 自転車利用者

自転車利用者は、自転車を自転車駐車場に停めるなどして、道路など公共の場所に自転車を放置しないよう心がける。利用の際は、交通ルールとマナーを守り、自転車事故を起こさないよう心掛けなければならない。

### ③ 区民

区民は、自転車利用や放置自転車の問題を地域の課題としてとらえ、主体的に取り組むとともに、区や交通管理者などと積極的に連携し解決を図る。

### ④ 道路管理者

道路管理者は、駅周辺の道路に多くの自転車等が放置されている実態を踏まえ、主体的に対策を講じるものとする。

あわせて自転車走行空間の整備については、各主体と連携して取り組むものとする。

### ⑤ 交通管理者

警察署は交通管理者として、自転車の適正利用を促進して自転車事故の防止を図るものとする。

「自転車安全利用五則」等、自転車の正しい通行方法に関する広報啓発活動の推進や「自転車運転者講習制度」等を適切に履行して取り締まりの強化を行い、交通管理者の責務を果たし、良好な道路環境の確保に努めるものとする。

### ⑥ 鉄道事業者

鉄道事業者は、自転車法や中野区自転車等放置防止条例に基づき、自転車駐車場の整備や放置自転車防止啓発活動について区と協議する。

### ⑦ 事業者(特に集客施設の設置者)

集客施設の設置者や商店街は、買い物客用駐車場の設置と秩序ある誘導に努めるものとする。

自転車駐車場附置義務対象の集客施設の設置者は、自転車駐車場の附置義務を遵守す

るとともに、来場者に対する適正利用の呼びかけを行い、自転車等の整理を行う。

附置義務適用外の施設についても、集客数に見合った必要規模の自転車駐車場の設置に努めるものとする。

また、事業者は、自転車通勤や自転車を事業で使用する従業者への自転車安全利用研修に努めるものとする。

## 【8】計画の構成

第1章 はじめに

第2章 自転車利用の現状と課題

第3章 基本的な考え方

第4章 施策の体系及び内容

第5章 効果的な計画の推進のために

## 第2章 自転車利用の現状と課題 .....

### 【1】議論の前提として — 自転車利用の位置づけ

- ① 区はこれまで、自転車の放置対策や自転車駐車場整備、自転車の適正利用の促進を重点的に行ってきた。これらについては、今後も継続して行っていく。
- ② 中野区では自転車に関与する事故が約4割あり、東京都内の約3割と比べ高い割合になっている、よって自転車の安全対策にも力を入れる必要がある。
- ③ 自転車が環境に優しく健康によいことがクローズアップされ、東日本大震災以降災害時に強いことが証明されたこともあり、自転車の利用台数が増え、自転車の活用が促進されている社会的な側面がある。
- ④ 国は、悪質な自転車運転への対策を強化するための「道路交通法」の改正や自転車ネットワークを推進するための「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の策定、自転車の利活用を促進するための「自転車活用推進法」の制定などを行ってきた。
- ⑤ 東京オリンピック・パラリンピックへ向けて、自転車の走行空間整備やシェアサイクルが進められつつある。

このような様々な状況を踏まえ、より総合的な自転車利用総合計画を策定する必要があるため、現状や課題を調査し議論を行った。

### 【2】区内の公共交通と自転車利用

中野区内の公共交通網は、東西方向には、JR中央線、西武新宿線、東京メトロ丸ノ内線、東西線の鉄道が配置されている。鉄道は運行本数も多く運行時間も正確であるため利便性が高く、東西方向の移動には鉄道が多く利用されている。一方、南北方向では区東部を運行する都営大江戸線を除き、バス交通が主な路線であり、バスが走行する幹線道路は朝夕の時間帯を中心に恒常的な渋滞が発生しているため、運行時間が不確定になりやすく、その結果、

駅に向かう交通手段としての自転車利用者が多くなっている。

コミュニティバスは、平成 17 年 10 月から中野駅から上鷲宮地区へ「なかのん」が走っていたが、平成 25 年 3 月で愛称使用を終了し、現在は民間バス事業者の一路線となっている。

他に区営のコミュニティバス、乗り合いバス、デマンド交通等は走っていない。

### 【3】自転車利用の現状と課題－現在の自転車対策に対する評価

中野区は、平成19年7月に、旧計画である「中野区自転車駐車対策総合計画」の中心的な目的である放置自転車対策にとどまらず、自転車の利用環境や実態を総合的に検証し、自転車利用者の交通ルールの遵守・マナーの向上など自転車の安全利用を計画の主な内容とした「中野区自転車利用総合計画」（平成19～28年度）を策定し、自転車のさまざまな対策に取り組んできた。

ここに、現計画の最終年次にあたり、以下の項目について、対策の評価を行うとともに課題を提示した。

## 1 自転車駐車場の整備

### [現計画における事業計画]

施策名	前期 平成 19(2007)年度～ 平成 23(2011)年度	後期 平成 24(2012)年度～ 平成 28(2016)年度
公共自転車駐車場の整備  国、都の補助制度の積極的活用	○駐車場の整備をする。 新中野駅(450 台)  ○自転車駐車場収容率を向上させる。 収容率 90%	収容率 93%
鉄道事業者との協議	○駐車場整備に係る協議を継続する。	○協議の結果を踏まえ、実効性のある対策を行う。
道路管理者（東京都）との協議	○都道の管理者である東京都と連携を図りながら、駐車場整備を行う。	

### [実施内容]

#### ・区営自転車駐車場の整備

##### ○駐車場の整備

新中野駅周辺に鍋横自転車駐車場及び杉山公園地下自転車駐車場の 2 か所を整備し、区内全駅周辺へ自転車駐車場を設置した。

完了後の設置数：鉄道駅 13 駅 駐車場数 29 か所

○自転車駐車場の利用率の向上

平成 28 年 10 月現在で 79.5%と目標を達成していない。

収容可能台数 13,128 台、利用台数 10,440 台

※ 自転車駐車場利用率＝自転車駐車場利用台数/自転車駐車場収容可能台数

※ 平成27年4月に、中野駅北口に大規模民営自転車駐車場（1,100台収容）が稼働し、区営自転車駐車場の整備台数をその分縮小した。

○駐車場の収容台数の増加

不足していた駅のうち、中野駅、新井薬師前駅については既存の駐車場の規模を拡大し、収容可能台数を増加しスペース不足を解消した。

鷺ノ宮駅の北側区域については、区営自転車駐車場以外に鉄道事業者が設置した駐車場、民間事業者が設置した駐車場があるが、駐車場が不足している。

○障害者、高齢者に利用しやすい駐車場の整備

ラック式の駐車場には一部に平置きの特等車両スペースを配置した。

中野駅北口の一部には、容易に上段ラックを上下に移動できる可動式2段ラックを設置した。

○短時間無料駐車場の検討

現在、短時間無料の駐車場は設置していない。

・補助制度の積極的利用による区の負担の減少

中野駅北口中央自転車駐車場、鍋横自転車駐車場の整備において、「各区独自事業支援に関する助成金」を活用し整備した。

コスト低減に向けた取り組みを継続的に実施している。

・鉄道事業者の協力

J R 東中野駅西口整備では、J R の協力の下、駅前広場地下自転車駐車場が整備された。

・道路管理者（東京都）との協議

平成 18 年以降は道路上の駐車場は整備していない。

表5 自転車駐車場別利用状況（年間平均）  
（平成27（2015）年度 有料制自転車駐車場）

名称			利用状況		名称			利用状況	
	1日	定期				1日	定期		
中野駅北口中央 1,800	1日	定期	769	1,623	鷺宮南 400	1日	定期	23	311
	1日平均利用台数		2,392			1日平均利用台数		334	
	1日平均利用率		93.6%			1日平均利用率		47.6%	
中野駅北口西 (平成28年1月で廃止) 1,000	1日	定期		996	鷺宮東 400	1日	定期	10	138
	1日平均利用台数		996			1日平均利用台数		148	
	1日平均利用率		86.8%			1日平均利用率		37.0%	
中野南 1,250	1日	定期	170	982	鷺宮北 248	1日	定期	87	239
	1日平均利用台数		1,152			1日平均利用台数		326	
	1日平均利用率		92.2%			1日平均利用率		131.5%	
中野西 1,300	1日	定期	63	931	都立家政南 370	1日	定期	30	77
	1日平均利用台数		994			1日平均利用台数		107	
	1日平均利用率		106.9%			1日平均利用率		28.9%	
中野けやき通り 1,800	1日	定期	279	698	都立家政北 270	1日	定期	67	175
	1日平均利用台数		977			1日平均利用台数		242	
	1日平均利用率		79.1%			1日平均利用率		89.6%	
東中野駅前広場地下 220	1日	定期	44	169	新井薬師北 230	1日	定期	55	86
	1日平均利用台数		213			1日平均利用台数		141	
	1日平均利用率		96.8%			1日平均利用率		61.3%	
東中野駅 930	1日	定期	176	624	新井薬師南 70	1日	定期	21	48
	1日平均利用台数		800			1日平均利用台数		69	
	1日平均利用率		86.0%			1日平均利用率		98.6%	
中野坂上駅 1,052	1日	定期	63	372	野方第一 140	1日	定期	83	
	1日平均利用件数		435			1日平均利用台数		83	
	1日平均利用率		41.3%			1日平均利用率		59.3%	
中野新橋駅 250	1日	定期	42	118	野方第二 260	1日	定期	78	211
	1日平均利用台数		160			1日平均利用台数		289	
	1日平均利用率		87.3%			1日平均利用率		111.2%	
鍋横 250	1日	定期	28	109	沼袋地下 470	1日	定期	84	284
	1日平均利用台数		137			1日平均利用台数		368	
	1日平均利用率		54.8%			1日平均利用率		78.3%	
杉山公園地下 240	1日	定期	7	46	沼袋第一 4	1日	定期	4	
	1日平均利用台数		53			1日平均利用台数		4	
	1日平均利用率		22.1%			1日平均利用率		100.0%	

【評価と課題】

各駅周辺への自転車駐車場は、平成22年4月1日の杉山公園地下自転車駐車場（新中野駅周辺）で設置済みである。

今後は、中野駅周辺や西武新宿線沿線のまちづくりなどに合わせ、利用者の移動動線、駅からの距離などを考慮した再配置を検討する必要がある。

子どもを乗せる補助椅子付きの自転車(親子車)や、大きなかごを前後に付けた自転車など、現状のラック式駐車スペースでは幅が狭く駐車できないケースが増えている。今後は、これらの自転車にも配慮した駐車スペースの検討など、利用しやすい施設へ改修する必要がある。

また、自転車駐車場利用率が当初目標を達成していないことから、利用率が低い自転車駐車場の利用率の向上を目指した工夫も必要である。

買い物などによる短時間の自転車利用の実態を鑑みると、自転車駐車場の利用を無料とした場合には、多くの需要があると思われる。現行の利用率が低い駐車場における実施可能性や、指定管理者による運営を含めた今後の駐車場の運営方法の見直しに合わせ、検討を行う必要がある。

## 2 買い物客用駐車場の整備

### [現計画における事業計画]

施策名	前期 平成 19(2007)年度～ 平成 23(2011)年度	後期 平成 24(2012)年度～ 平成 28(2016)年度
買い物客用駐車スペースを確保	○商店街等による買い物目的等の自転車利用者のための駐車スペースを呼びかける。	
商店街等による秩序ある駐車場の誘導	○商店街等による買い物目的等の自転車利用者のために自転車の整理・誘導等を行う。	
附置義務制度の強化	○対象施設を拡大し、実効性を高める。 ○条例施行以前の既存施設について、協力義務を拡大する。	

### [実施内容]

- ・ 買い物客用駐車スペースを確保

関係商店街等と協議の結果、中野駅周辺において買い物客用駐車スペースが2か所設置された。

- ・ 商店街等による秩序ある駐車場の誘導

関係商店等と協議の結果、中野駅周辺の2店舗で整理・誘導員が配置された。

- ・ 附置義務制度の強化

商店等の利用者による自転車の道路等への放置を防止するため、一定規模以上の施設に自転車駐車場の設置を義務付けている。しかし、対象となっていない小規模施設などにおける放置防止対策が必要となり、また、商店等への駐車場の設置を実効性あるものとするため、当初の計画に基づき、平成21年1月に対象となる施設の面積を2分の1に引き下げた。

この附置義務制度の強化により、平成22年度以降受付けた附置義務自転車駐車場26施設約2,000台収容のうち7施設の112台分が対象拡大により設置された。

### [評価と課題]

商店街・店舗が利用者のために確保する駐車スペースと駐車スペースへの秩序ある誘導は、商店街や店舗の経費負担が増えるため、なかなか進んでいない。今後も継続して協力を呼び掛けていく必要がある。

自転車駐車場附置義務については、平成21年1月に対象区域の拡大（商業・近隣商業地域→全域）や対象施設の面積引き下げを行って以降、徐々に増えているが、現在の対象施設以外にも多数の自転車利用者が利用する施設もあるため、更なる対象施設の追加や既存不適格の施設（条例施行前に設置された施設）の問題、用途変更の問題（他区では施設の用途変更の際も附置義務を課しているところがある）など改善の余地も残っており、更なる強化が必要である。

附置義務の要件に該当しない施設への放置自転車防止の協力依頼も、継続して行う必要がある。

また、附置義務自転車駐車場設置後に、「駐車場の内容が変更されていないか。」の点検を強化することも必要である。

### 3 自転車走行空間の整備

#### [現計画における事業計画]

施策名	前期 平成 19(2007)年度～ 平成 23(2011)年度	後期 平成 24(2012)年度～ 平成 28(2016)年度
自転車走行レーン等の整備	○区は、都道の管理者である東京都の協力を得て自転車走行レーン等の設置を検討する。	

#### [実施内容]

##### ・自転車走行レーン等の整備

○都道の整備 平成 24 年度に環状六号線（山手通り）の拡幅整備に伴い、歩道上の自転車通行指定部分約 4,280m（内回り・外回り合計）が整備された。

○区道の整備 平成 24 年度に中野四季の都市内に新設された区画街路の歩道上に、自転車通行を誘導する通行帯を約 1,400m整備した。

平成 28 年度に中野けやき通り（区道）に、自転車通行帯を約 700m整備した。

##### ・自転車ナビマークの設置

平成26年以降、早稲田通りの一部や野方バス通り、鷲ノ宮駅の西武新宿線北側の区道等に、野方警察署が自転車ナビマークを設置した。

#### [評価と課題]

東京都は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会会場や主要な観光地の周辺を自転車がより安全に回遊できるように「自転車推奨ルートの実現について（平成27年4月17日）」を公表し、自転車走行空間整備の取り組みを進めている。

自転車走行空間の整備箇所は増えつつあるが、体系的な整備は行われていない。

今後は、区内各駅を拠点としたネットワークや自転車利用者の起終点到に配慮したネットワーク等を検討し、体系的に整備することが求められている。

#### 4 レンタサイクル・シェアサイクルの検討

##### [現計画における事業計画]

施策名	前期 平成 19(2007)年度～ 平成 23(2011)年度	後期 平成 24(2012)年度～ 平成 28(2016)年度
レンタサイクル実施の 検討	○レンタサイクル実施の可能性の検討を行う。	

##### [実施内容]

レンタサイクルについて、他区の事例等を参考に検討を続けてきたが、実施には至っていない。

##### [評価と課題]

レンタサイクルについては、コスト面などの問題もあり、現在、区単独での実施には至っていないが、都全体や他区で広域実験をすでに行っているシェアサイクルなどについては 継続検討して行く必要がある。

##### 【シェアサイクル】

###### 実施主体

東京都と都内 6 区（千代田区、中央区、港区、江東区、新宿区、文京区）

###### 実験内容

対象となる 6 区（千代田区、中央区、港区、江東区、新宿区、文京区）のいずれかで会員登録があれば、どのサイクルポートでも貸出・返却が可能。

###### 実施期間

平成 28 年 2 月 1 日から都内 4 区（千代田区、中央区、港区、江東区）が実施

平成 28 年 10 月 1 日から新宿区が実施

平成 29 年 1 月 23 日から文京区が実施

※ 東京都と都内 6 区が広域実験を実施しているシェアサイクルは、相互利用により想定される自転車の集中・偏りを緩和し、スムーズに貸出・返却ができる運営体制について検証を行い、恒常的な相互利用への移行を検討している。

## 5 放置規制の推進

### [現計画における事業計画]

施策名	前期 平成 19(2007)年度～ 平成 23(2011)年度	後期 平成 24(2012)年度～ 平成 28(2016)年度
放置規制（禁止）区域を設定	○新中野駅自転車駐車場の開設とともに放置規制（禁止）区域を設定する。	
放置自転車の撤去業務の効率化	○放置自転車の撤去業務の効率化のため、総合案内窓口を設置する。	
駅前の自転車放置率の低下	自転車放置率 10%	自転車放置率 7%

### [実施内容]

#### ・ 放置規制（禁止）区域の設定

平成 21 年 6 月、新中野駅周辺を放置規制区域に設定し、区内全駅周辺を規制区域に設定した。

※平成 25 年度からは、午後や夕方時間帯の撤去も開始し、駅前の自転車放置率（以下「放置率」という。）が低減している。

#### ・ 放置自転車業務の効率化

指導・警告・撤去・保管・返還の撤去業務作業を効率的に行うため、撤去場所に関わらず、区内全ての撤去状況等の確認や返還手続きの説明を電話により行う総合案内を設置した。

放置自転車対策は、放置自転車の整理・指導・警告・撤去・保管・返還・処分と業務範囲が広く従事する人員も多いため、放置の多い時間帯に撤去開始時間を調整するなどの工夫を行うことにより、効率的な業務運営に努め経費節減に努めている。

#### ・ 駅前の自転車放置率の低減

駅前の放置自転車減少のために、数値目標を定めて取り組んでいる。放置率については、近年の自転車利用者の増加、利用目的の多様化等により、全体的に自転車の利用者による駅周辺への乗り入れ台数が増加傾向にあり、放置台数も増加傾向にある。特に、平日の午後以降と休日の放置自転車が多く見受けられることから、放置の実態に合わせて放置防止指導と放置自転車撤去の方法を工夫している。

表1 放置規制区域内の放置自転車台数の推移

	駅名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
1	中野駅	240	271	258	296	223	292	280
2	東中野駅	111	70	78	81	57	32	35
3	鷲ノ宮駅	64	73	63	42	42	49	19
4	都立家政駅	42	34	39	34	23	20	22
5	野方駅	78	71	77	64	57	65	73
6	沼袋駅	121	124	124	66	59	87	80
7	新井薬師前駅	90	59	57	18	44	56	32
8	富士見台駅	12	15	16	16	15	15	14
9	中野坂上駅	84	76	83	68	51	44	47
10	新中野駅	142	158	75	124	86	79	77
11	中野新橋駅	133	98	65	61	68	68	63
12	中野富士見町駅	13	15	6	7	4	6	7
13	落合駅	21	28	8	4	4	5	7
14	新江古田駅	1	8	6	13	17	18	35
	計	1,152	1,100	955	894	750	836	791

※台数は、毎年10月下旬～11月上旬、晴天時の午前11時頃の調査による。

表2 放置規制区域別の自転車乗り入れ台数の推移

	駅名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
1	中野駅	7,750	7,844	7,952	8,221	8,144	7,703	7,420
2	東中野駅	974	954	1,132	1,139	1,112	1,164	1,128
3	鷲ノ宮駅	1,332	1,278	1,525	1,543	1,497	1,604	1,530
4	都立家政駅	470	441	411	398	365	397	486
5	野方駅	544	784	797	785	639	669	622
6	沼袋駅	450	516	506	484	458	504	525
7	新井薬師前駅	246	269	292	243	251	278	271
8	富士見台駅	18	35	39	36	33	31	56
9	中野坂上駅	669	693	727	545	582	618	576
10	新中野駅	577	343	256	293	267	278	263
11	中野新橋駅	256	259	215	220	233	225	244
12	中野富士見町駅	67	75	126	82	74	88	72
13	落合駅	131	188	166	178	195	201	192
14	新江古田駅	158	165	305	185	175	173	165
	計	13,642	13,844	14,449	14,352	14,025	13,933	13,550

※台数は、毎年10月下旬～11月上旬、晴天時の午前11時頃の調査による。

※乗り入れ台数＝駐車場利用台数＋放置台数

・駅周辺の乗り入れ台数と放置率

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
乗入台数	14,352台	14,025台	13,933台	13,550台
放置台数	894台	750台	836台	791台
放置率	6.2%	5.3%	6.0%	5.8%

・※自転車放置率・・・放置自転車/（放置自転車＋自転車駐車場収容台数）

## [評価と課題]

平成 26 年 10 月 1 日、中野四季の都市周辺を放置規制区域に指定した。

それぞれの規制区域においては、外側の境界付近への放置や集積が多く見受けられる場所があるため、この付近の放置自転車に対する対策が必要である。

昼間から午後の放置は減少してきているが、平日の夕方以降の時間帯や土日・祝日の放置の増加、その他新たな変化や状況に対応するため、効率的な業務運営に努める必要がある。

## 6 啓発活動の推進

### [現計画における事業計画]

施策名	前期 平成 19(2007)年度～ 平成 23(2011)年度	後期 平成 24(2012)年度～ 平成 28(2016)年度
適正利用の啓発を推進	○ホームページの充実	

### [実施内容]

#### ・適正利用の啓発を推進

区は、広報紙やホームページ、J : COMなどの広報媒体を通じて放置自転車の防止や自転車安全利用を区民等に周知している。また、警察署も同じくホームページ等の広報媒体により、自転車の正しい運転ルールの周知や自転車事故の発生状況などを紹介し、自転車利用のルールとマナーを守る意識の向上を図っている。

#### ・自転車利用マップ

区は、自転車を利用する方が参考にできるような、走りやすいルート、事故の多い注意箇所、放置規制区域や自転車駐車場と自転車利用マナーなどを掲載した、自転車利用マップを検討してきた。

#### ・自転車利用、放置防止のPR (平成 28 年度の区報、ホームページ)

##### 区報

【 4/ 5 号】 放置防止のPR

【 5/ 5 号】 自転車事故防止のPR

【 9/20 号】 交通安全運動

【10/ 5 号】 放置自転車クリーンキャンペーン 等

##### 区ホームページ

・TSマーク保険

・自転車のルールとマナー

・自転車の盗難防止

・自転車駐車場案内

・自転車の放置防止

・自転車駐車場設置義務 等

## [評価と課題]

自転車駐車場利用促進、放置自転車防止指導、自転車安全利用のPRを継続的に行っている。自転車の放置状況はおおむね改善し、自転車に関与する交通事故件数も減少傾向だが、交通事故における自転車の事故の関与率は依然として高く（中野区：約4割、東京都全体：約3割）、自転車利用のルールとマナーを守る意識の向上するためのPRは、さらに強化していく必要がある。

### 【自転車の交通事故件数等】

事故件数 平成23年：446件 ⇒ 平成27年：219件  
関与率 平成23年：48.4% ⇒ 平成27年：39.2%

## 7 交通安全教育の推進

### [現計画における事業計画]

施策名	前期 平成19(2007)年度～ 平成23(2011)年度	後期 平成24(2012)年度～ 平成28(2016)年度
小・中学校における自転車安全利用教育の実施	○小学校高学年を中心に、自転車安全利用教育を充実する。	
高校に自転車安全利用教育の要請	○区内の高校に自転車安全利用教育を推進することを要請する。	
高齢者を対象とする自転車安全利用教育	○高齢者を対象とする自転車安全利用教育を推進する。	
自転車安全利用教育の徹底	○警察及び区は、街頭指導等の機会をとらえ、ルールや罰則規定の周知徹底をする。	

### [実施内容]

- ・小・中学校における自転車安全利用教育の実施  
警察、PTA等と連携し、小・中学校教育において、交通ルール、自転車利用のマナー、歩行者の安全に対する配慮、安全な乗り方等の自転車の安全利用に関する教育を実施している。
- ・高校への自転車安全利用教育の要請  
区内に所在する高校については、自転車安全利用教育の充実を要請している。
- ・高齢者を対象とする交通安全運動  
高齢者の交通事故が増加している状況に鑑み、区、地域、警察署の連携のもと、自転車の安全な乗り方等の指導を推進している。
- ・自転車利用者一般を対象とする安全利用指導  
自転車利用に関する交通法規の認識に欠ける自転車利用者が多くみられるのが現状であり、区及び警察署は、街頭指導やキャンペーン等の機会をとらえ、ルールや罰則規定の周知徹底に努める。なお、警察署は危険を伴う迷惑走行や、信号無視などの悪質な違反者に対しては指導取締りを強化している。
- ・自転車安全利用講習会の実施

区は平成25年度より開催している一般向けの自転車安全利用講習会を充実し、ルール・マナーの周知に努めている。

※ 中・高生への自転車安全教育は、スクエアード・ストレイト式自転車安全教室などが、年に4～5回警察署や地域団体により実施されているが、平成27年度からは区から交通安全協会への補助金を支出する方法（年に2回実施）が加わった。

【自転車安全教室】（警察署・PTA等と各小学校で自転車点検などを行う。）

平成27年度

区内25校で実施

【自転車安全利用講習会】

平成27年度

区役所本庁舎：年間4日8回実施

※ その他、児童館や町会・自治会等で講習会を実施している。

【スクエアード・ストレイト式自転車安全教室】

平成27年度

中野署：2回実施（1回は区補助金活用）

野方署：1回実施（1回は区補助金活用）

※ その他、警視庁・野方署共催で自動二輪のスクエアード・ストレイトを1回実施している。

## [評価と課題]

小学生への自転車安全教育は、PTA、警察、区、自転車商組合などが協力して、自転車交通安全教室や自転車点検などを継続して実施している。

高齢者への自転車安全利用教育は、警察、交通安全協会、区などが協力して、地域の高齢者の集まりなどで実施している。

しかしながら、中野区内で15歳以下の自転車事故が毎年約20～30件、高齢者の自転車事故も毎年約30～40件程度発生している。今後も小・中・高校生、高齢者への自転車安全利用教育を継続的に行う必要がある。

自転車利用者全般を対象とする交通安全指導については、警察及び区は、平成27年6月の道交法改定を踏まえ、街頭指導やキャンペーン等の機会をとらえ、ルールや罰則規定の周知徹底の更なる徹底に努めている。

自転車利用講習会は、年間8回開催しているが、参加者が各回10数名であることから、開催場所の工夫や開催回数を増やすことにより、参加者を増やすことが必要である。

今後は、警察や区の実施する安全利用教育になかなか目が向かない層にも自転車安全利用を浸透させるため、地域が自主的に安全利用教育を行う仕組み作りも必要である。

## 8 自転車利用者へのルール・マナーの普及啓発

### [現計画における事業計画]

施策名	前期 平成 19(2007)年度～ 平成 23(2011)年度	後期 平成 24(2012)年度～ 平成 28(2016)年度
放置防止・駐車場利用の励行	○区民は、放置防止、近距離利用の自粛等、常に適正利用を心がける。	
近距離利用の自粛	○近距離利用の自転車利用の自粛を呼びかける。	
啓発活動への参加	○地域が主体となった適正利用啓発を実施する。	
防犯登録の推進	○区民は、防犯登録や氏名・住所の記載を徹底する。	
安全運転の励行	○自転車利用者は、歩行者には十分に注意を払い、横を通る時は十分に速度を落とすなど、安全に通過するよう注意する。	
罰則規定の周知	○交通法規や罰則規定を周知していく。	
適切な取締りの実施	○警察署は、取り締まりのために新たな仕組みを効果的に実施できる体制を構築する。	

### [実施内容]

#### ・ 放置防止・自転車駐車場利用の励行

放置防止・駐車場利用の励行は、区がホームページや区報で呼びかけている。

#### ・ 近距離利用の自粛

区は、近距離自転車利用者等に、徒歩への切り替えと、過度な自転車利用の自粛を呼びかけている。

#### ・ 啓発活動への参加

地域が主体となった適正利用啓発を実施している。区や警察署は参加と支援を実施している。（野方駅周辺や新井薬師前駅周辺などで、地域主体の放置防止や自転車安全利用の啓発活動を行っている。）

#### ・ 防犯登録の推進

自転車の盗難時における被害回復や、所有者への速やかな連絡を可能にし、防犯登録や自転車への氏名・住所の記載を徹底するため、警察や区は防犯登録の奨励をホームページ等でPRしている。

#### ・ 自転車利用のルール遵守及びマナーの向上

自転車走行は車道が原則、歩道は例外だが、自転車通行可の道路標識があるところなどは歩道上を走行することができる。しかし、歩道は歩行者優先であり、歩道上を走行できる場合でも、すぐに停止できる速度で車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止するなど、安全に通過するよう注意を喚起している。

また、警察や区は、車道の左側通行、夜間・薄暮時のライト点灯、一時停止の励行や、2人乗り、飲酒運転、傘さし運転、携帯電話などを使用しながらの運転、ヘッドホンやイ

ヤホンを着けての走行の禁止、子どものヘルメット着用など自転車安全利用五則の周知徹底に努めている。

- ・罰則規定の周知

自転車は道路交通法上、軽車両に位置づけられ、交通法規の遵守が求められているが、免許も不要で手軽なため、ルール無視が横行している。また、自転車利用者が加害者となる交通事故も発生していることから、交通法規や罰則規定を周知している。特に、道路交通法の改正など変更点については、広く区民に周知されるよう、啓発を強化している。

- ・指導取締りの強化

警察署は危険を伴う迷惑走行や、信号無視などの悪質な違反者に対する指導取締りを強化している。

- ・自転車の原則車道通行の周知徹底

自転車は原則として車道通行であり、歩道通行は例外であることを自転車安全利用教室、各種キャンペーン時や広報紙等による広報媒体を使用して周知徹底している。

- ・保険等への加入奨励

近年、自転車の関与した事故で運転者やその保護者が、高額な賠償金を負担しなければならない事例が発生している。区は、いざという時に備えるための賠償保険加入の必要性を周知啓発している。

## [評価と課題]

放置防止のPRと撤去により、放置自転車の減少は着実に進んでいる。

近距離利用の自粛については、定期利用時における距離制限や区報等での周知を図っており、今後も継続する必要がある。

区は、警察署と協力し、区民が、地域のネットワークを生かして、自主的に行っている自転車安全利用啓発の取り組みに参加し、支援を強化する必要がある。

防犯登録については、自転車駐車場の定期登録の際に、申請書に原則として記載することとした。また、区や警察のホームページなどでのPRも継続して実施する。

平成26年度に比べ、平成27年度に中野区内で発生した自転車事故件数は減少しているが、全交通事故における自転車の関与率は依然として高い状況である。

平成27年6月の道路交通法改正により、「自転車運転者講習制度」が実施され、「自転車安全利用五則」「自転車の車道通行」などの自転車利用者のルールの遵守・マナーの徹底と危険運転の取り締まりを徹底しているが、今後さらにルールの遵守・マナーの徹底・取り締まりを強化をしていく必要がある。

保険加入の重要性については、自転車安全利用講習会やホームページでのPR等を実施している。

### 【自転車運転者講習制度（平成 27 年 6 月～）】

道路交通法の一部が改正され、14 項目の悪質運転・危険行為により、3 年以内に 2 回取り締まりの対象になると「自転車運転者講習」（講習時間 3 時間、手数料 5,700 円）の受講が義務付けられた。なお、この講習を受けないと 5 万円以下の罰金刑が科せられることになった。

### 【自転車利用五則】

- 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 車道は左側を通行
- 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 安全ルールを守る
  - ・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
  - ・夜間はライトを点灯
- 子どもはヘルメットを着用

## 参考

# 自転車対策にかかる費用

放置自転車の問題に対して、自転車駐車場の整備と放置自転車の撤去等の対応を推進し、自転車駐車場利用者の増加及び放置自転車の減少などの効果を上げている。

一方で、その推進には多くの経費を必要とするため、自転車駐車場の管理・運営、放置自転車の撤去などの業務を民間事業者へ委託し、経費の削減と事業の効率的・効果的な運営に努めている。

## 1 自転車駐車場運営経費

自転車駐車場は自転車駐車場の利用料で運営している。

平成 25 年度：約 2 億 54 百万円

平成 26 年度：約 2 億 53 百万円

平成 27 年度：約 2 億 61 百万円

自転車駐車台数と運営経費の推移

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
年間駐車台数	4,495,723	4,356,018	4,051,646
運営経費（円）	254,245,932	253,491,722	261,237,874

※ 運営経費については、平成 27 年度に自転車駐車場 1 箇所新設に伴う運営時間の延長及び各自転車駐車場運営人件費の増により増加している。

## 2 放置自転車対策事業経費

放置自転車対策については、返還時に自転車所有者が支払う撤去手数料、返還されなかった自転車の売却代金、そして一般財源により事業を行っている。

平成 25 年度：約 1 億 31 百万円

平成 26 年度：約 1 億 45 百万円

平成 27 年度：約 1 億 57 百万円

※ 平成 26 年度は新たに放置規制区域に指定した中野四季の森公園周辺の放置自転車防止指導業務を委託したため、その分の経費が増加している。

※ 平成 27 年度は 2 か所の保管場所を移設したため、その分の移設経費が増加している。

撤去自転車の撤去台数及び処分台数（過去5年間の推移）

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
放置台数		1,100	955	894	750	836
撤去台数		18,606	17,382	18,909	15,236	13,609
処分台数		18,926	17,166	18,757	15,443	13,003
処分 内 訳	返還台数	8,534	8,215	10,328	8,206	6,810
	返還率	45.9%	47.3%	54.6%	53.9%	50.0%
	売却台数	4,619	3,297	3,261	5,220	4,645
	リサイクル台数	697	811	799	800	784
	破砕台数	4,741	4,957	4,548	1,218	748

※ 撤去台数は、平成25年度に撤去時間を午後以降の時間帯中心にシフトしたことにより増加したが、それ以外は撤去等の継続効果に伴う放置台数の減少により減少している。

※ 処分台数は当該年度に処分した台数であり、撤去台数も当該年度に撤去した台数であるので一致しない。

年間の撤去回数

（単位：回）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
撤去回数	1,298	1,308	1,345	1,476

※ 年間の撤去回数は、増加傾向にある。

撤去自転車1台当たりの経費

（単位：円）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
中野区	8,352	6,968	9,571	11,559
豊島区	6,955	7,382	8,352	7,306
杉並区	5,959	7,310	9,330	11,123
練馬区	9,903	11,173	12,138	14,911
板橋区	7,939	7,303	8,818	11,076

※ 1台当たりの経費＝年間歳出額÷撤去台数

※ 撤去1台あたりの経費は、平成25年度以外は、放置自転車の減少に伴う撤去台数の減少により、増加している。

近隣区の撤去手数料（平成28年度）

	中野区	豊島区	杉並区	練馬区	板橋区
手数料金額（円）	5,000	5,000	5,000	4,000	4,000

※ 中野区の撤去手数料は、平成13年7月1日撤去分から3,000円から5,000円に改定した。

これまでも、業務の効率化や見直しなどで経費の削減に努めてきたが、今後もより一層経費の削減に努める必要がある。

## 第3章 基本的な考え方 .....

### 【1】基本理念

自転車は、免許も不要で子どもから高齢者まで気軽に乗れ、通勤・通学、買い物など日常の足として多くの人が利用している（便利）、健康によく、環境に優しい、お財布にも優しい（エコ）な乗り物である。東日本大震災後には、災害に強い有用な交通手段として活用が増え、最近では電動アシスト車やスポーツ車が増えるなど、自転車を取り巻く環境が大きく変化しており、今後は、自転車を利用した買い物利用が増加し、商業の活性化につながるなど、まちづくりの側面でも期待されている。

また、東京都は2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け国道、都道、区市道等をつないで走行しやすい連続した自転車走行空間と、シェアサイクルと結びつけることにより、施設間の移動や観光などにも活用を図ることを目指すなど新たな動きも出てきている。

その一方で、自転車は、道路交通法上は軽車両に分類されており、利用者がルールとマナーを守って利用すべき交通手段である。中野区では、交通事故に占める自転車に関与する事故の割合が約4割で推移しており、東京都の約3割と比べて高い状態にあり、自転車利用者がルール・マナーを守って運転することがより一層求められている。

放置自転車対策についても、中野区内の14駅については、放置規制区域の指定と自転車駐車場の設置が済んでおり、朝の通勤時間帯や昼の放置自転車は減少しているが、夕方以降の時間帯や規制区域の外縁部、大型店舗の周辺などには依然として放置自転車があり、一層の対策が必要である。

こういった課題を解決するため、区、警察署、事業者、自転車利用者等の自転車に関わる者がそれぞれの役割に応じた責務を果たしていく必要がある。

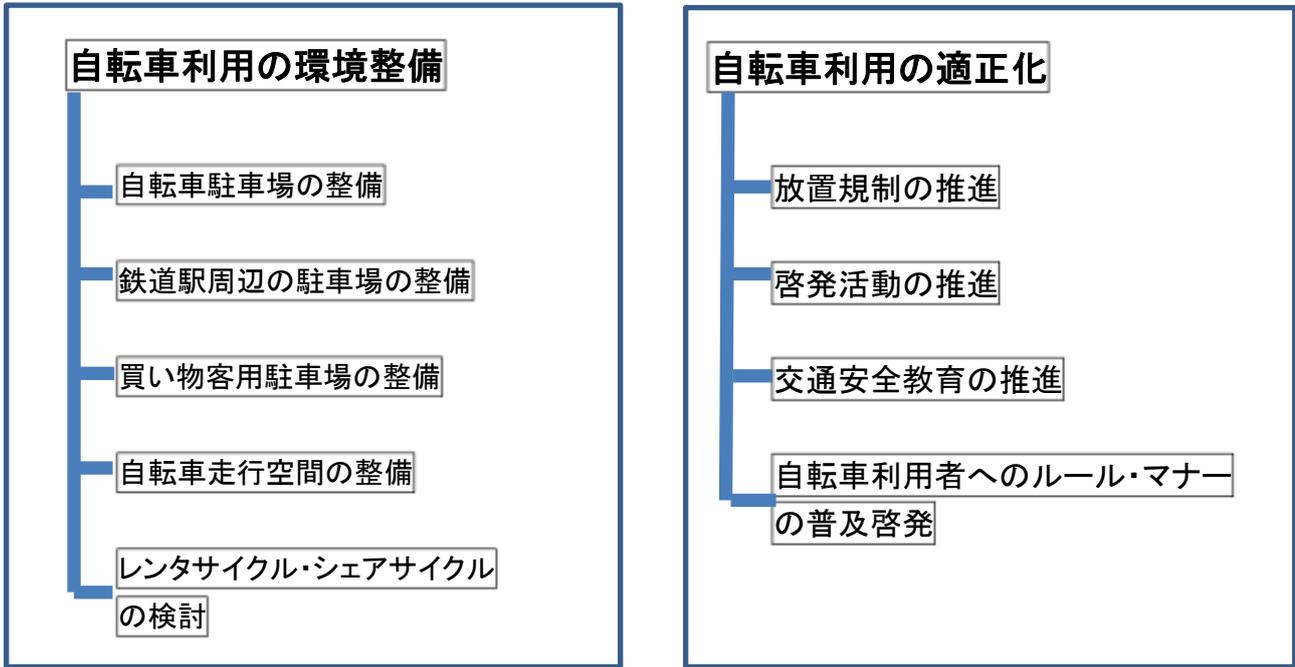
### 【2】基本方針

施策については、「自転車駐車場の整備」、「鉄道駅周辺の駐車場の整備」、「買い物客用駐車場の整備」、「自転車走行空間の整備」、「レンタサイクル・シェアサイクルの検討」といったハードの部分の『自転車利用の環境整備』及び「啓発活動の推進」、「交通安全教育の推進」、「自転車利用者のルール・マナーの普及啓発」、「放置規制の推進」といったソフトの部分の『自転車利用の適正化』に分類して対策を立て、施策を実施する。

また、このような自転車に対する施策は、国や都の取り組みや法制度の改正が適切に反映されていなければ十分な効果を上げることができない。このため、国、都の施策の動向を見据え、法制度の改正に合わせ、区の政策に照らして適切に判断し、区の対策に適宜反映させることが必要である。とりわけ、大きな課題となっている自転車安全利用や走行空間の国・都の施策や法改正については、十分に注意を払い、整合性を図っていく。

# 第4章 施策の体系及び内容

## 【1】 施策の体系



## 【2】 施策の内容

施策の実績と課題を踏まえて次の施策を提案する。

### 1 自転車利用の環境整備

#### (1) 自転車駐車場の整備

区内全駅周辺への自転車駐車場は設置済みとなっているが、引き続き適正台数の確保、自転車等のスムーズな出し入れのための設備の改良、わかりやすい案内板の設置などの利便性の向上を図るべきである。

さらに、中野駅周辺及び西武新宿線沿線の各駅周辺の自転車駐車場については、各地区・駅周辺のまちづくりの進捗に合わせ、自転車ネットワークや利用者動線などを考慮した位置への再配置により、利用しやすい駐車環境が実現するよう求めるべきである。

また、それ以外の駐車場については、親子車や電動アシスト車等などの利用者へも配慮した利用しやすい施設となるよう設備の改修を行うべきである。

#### ① 区営自転車駐車場の整備

中野駅周辺及び西武新宿線沿線駅のまちづくりに伴い自転車駐車場を再整備する。

#### ② 補助制度の積極的活用

駐車場整備を行うにあたり、街路事業（国）、特定交通安全施設等整備事業（国）、東京都自転車駐車場設置費補助事業などの国や都の補助制度を積極的に活用する。

#### ③ 鉄道事業者との協議

各駅の実態に即して、自転車法及び国土交通省の通達に基づき、自転車駐車場の整

備について鉄道事業者と協議するとともに、協議の結果を踏まえ、実効性のある対策を行う。

④ 道路管理者との協議

東京都(道路管理者)は、環状七号線における自転車駐車場の設置協力(野方駅)、地下鉄大江戸線開通に伴う環状六号線地下への自転車駐車場(東中野駅、中野坂上駅)施工の実績がある。

中野区内の放置自転車の約4割が都道上にあり、区と東京都(道路管理者)は、連携して放置自転車対策に取り組む。

⑤ 障害のある方、高齢者等の利用に配慮した駐車場整備

既存施設を含め駐車場整備にあっては、わかりやすい案内板、誘導サインを整備するとともに、親子車や電動自転車、バリアフリーの観点、ハンディキャップを持った人々への配慮から、ラックの操作性の向上や車路幅の拡大、段差の解消など、利用しやすい自転車駐車場への改修を行う。

⑥ 自転車駐車場の利用率の向上

利用率が低い自転車駐車場の分かり易い誘導案内などの工夫を行い、自転車駐車場利用率の向上を図る。

⑦ 短時間利用者に対する対策の検討

自転車駐車場周辺の商店への買い物客などの短時間放置自転車が多い現状から、商店街との共同設置も視野に入れた短時間無料駐車などの可能性を検討する。

(2) 鉄道駅周辺の駐車場整備

区は、中野駅周辺及び西武新宿線沿線のまちづくりの進捗を踏まえ、「鉄道事業者の自転車駐車場整備への積極的な協力」について、鉄道事業者との協議の場を設け、継続して協議を行っていきべきである。

また、鉄道事業者は、自転車法第5条第2項並びに中野区自転車等放置防止条例に基づき、自転車駐車場の整備について区と協議するべきである。

① 駅アクセス自転車利用者のための駐車場の整備

- 1) 鉄道事業者敷地の有効利用による駐車場の確保
- 2) 整備可能性調査
- 3) 路線や駅舎の立体化等、将来の構造変更の際の自転車駐車場用地の確保
- 4) 区が設置する自転車駐車場について、応分の負担をする。

② 行政との協議の継続

各駅の特殊性に鑑み、自転車法及び国土交通省の通達に基づき、自転車駐車場の整備について区との協議を継続する。

③ その他の取組みの実施

- 1) 自転車保管場所の提供
- 2) 人的措置(整理員や監視員等)
- 3) 駅前放置自転車クリーンキャンペーン等の啓発活動への参加
- 4) その他

### (3) 買い物客用駐車場の整備

商店街は、買い物客用の駐車場の設置に努めることとし、区は、商店街が行う放置自転車防止活動や自転車走行のマナー啓発等について協力する。また、区は条例にもとづく附置義務の対象施設や設置方法等を再検討し、適正な自転車駐車場の確保に努めるべきである。

#### ① 買い物客用駐車スペースの確保

区は、商店街等による買い物客用の駐車場を確保することを呼びかけ、放置自転車が多い場合は商店街と協議し、協力して放置自転車の解消を目指す。

#### ② 商店街等による秩序ある駐車の誘導

買い物客が駐車した自転車の整理活動を実施し、加えて、買い物客に対する秩序ある駐車を促進する啓発活動を実施する。

#### ③ 商店街が行う自転車放置防止活動と自転車走行のマナー啓発への協力

区は、商店街における放置自転車防止活動や自転車走行マナー啓発について、商店街と協力して推進を図る。

#### ④ 附置義務制度の強化

区は、自転車駐車場附置義務の対象となる施設を拡大する。

また、現行義務対象になっていない改築や用途変更についても、対象とするかどうか検討を行う。

#### ⑤ 自転車駐車場整備の要請

条例施行以前に建築された建物や附置義務に該当しない施設についても、放置状況によっては施設の用途や規模にあった自転車駐車場の整備を要請する。

### (4) 自転車走行空間の整備

区は、道路管理者、交通管理者（警察署）と協力し、自転車走行レーン等の整備や自転車ナビマークの導入を推進するとともに、駅を拠点にした区全体でのネットワークや自転車利用者の起終点に配慮した自転車ネットワークを検討し、自転車走行空間を体系的に整備するべきである。

道路管理者や交通管理者（警察署）は、自転車の走行環境を向上するため、自転車走行レーン等の整備や自転車ナビマークの導入に努めるべきである。

#### 自転車走行空間整備の際の一般的な交通手段の優先順位の考え方

1 歩行者 2 公共交通（バス・タクシー） 3 貨物車 4 自転車 5 自家用車

#### ① 自転車走行空間整備指針等の策定の検討

区は、道路管理者、交通管理者（警察署）と協力し、自転車を取り巻く環境や自転車に関与した交通事故の発生状況等を踏まえ、安全で快適な自転車走行空間を効率的かつ効果的に整備するため、整備予定箇所や整備形態等を示す自転車ネットワーク計画や自転車走行空間整備指針等の策定を検討する。

#### ② 自転車走行レーン等の整備

区は、歩行者、自転車、自動車の通行環境を改善するため、道路管理者、交通管理者（警察署）と協力し、歩道や車道の有効幅員を確保できる箇所に自転車走行レーン

等の整備に努める。

### ③ 自転車ナビマークの導入

区は、歩道や車道の幅が狭く、自転車走行空間を整備すると適正な有効幅員を確保することが難しい既存道路等の自転車走行環境を改善するため、道路管理者、交通管理者（警察署）と協力し、自転車ナビマークの導入に努める。

## (5) レンタサイクル・シェアサイクルの検討

レンタサイクル（短期での単独箇所での自転車の貸出）については、他区の事例等を参考に検討を続けてきたが、コストの面など課題も多く、現在は区単独で実施するメリットは薄い。今後も検討は継続すべきである。

区内外の回遊や観光に活用が期待できるシェアサイクル（自転車貸出返却所を複数設けて自転車を共有するシステム）については、23区内で6区（千代田区、中央区、港区、江東区、新宿区、文京区）が先行して広域実験を行っており、民間においても実施する事業者が出てきている。

区は、先行区の事例等を検証し、運用方法やコストなどについて、広域実験を行っている6区の動向等を踏まえて幅広く検証していくべきである。

### 【シェアサイクル】

#### 実施主体

東京都と都内6区（千代田区、中央区、港区、江東区、新宿区、文京区）

#### 実験内容

対象となる6区（千代田区、中央区、港区、江東区、新宿区、文京区）のいずれかで会員登録があれば、どのサイクルポートでも貸出・返却が可能。

#### 実施期間

平成28年2月1日から都内4区（千代田区、中央区、港区、江東区）が実施

平成28年10月1日から新宿区が実施

平成29年1月23日から文京区が実施

※ 広域実験を通じて、相互利用により想定される自転車の集中・偏りを緩和し、スムーズに貸出・返却ができる運営体制について検証を行い、恒常的な相互利用への移行を検討。

#### 民間事業者によるシェアサイクル（中野区内）

- ・平成28年11月11日から貸し出しポート8か所で開始
- ・電動アシスト自転車使用
- ・スマートフォンで登録・支払方法を登録すれば利用可能

## 2 自転車利用の適正化

### (1) 放置規制の推進

駅周辺の放置自転車については、平成14年ごろまでは主に平日の午前から午後にかけての通勤・通学者によるものが多かったため、その対策を放置防止指導や撤去などで行ってきた。

その後、自転車利用者の増加や利用目的の多様化等により放置時間帯が午後以降へと移動してきたが、放置の実態に合わせた業務の見直しを行いながら対応してきた結果、午前から夕方の放置は減少した。

しかし、近年は、夕方以降及び休日への放置の増加や、一部の規制区域では即時撤去を免れるための規制区域の外縁部への放置場所の移動がみられ、新たな交通の妨げになっている場所がみられる。

このため、今後もこれらの放置の実態に合わせた対策が必要であるが、これにあたっては既存業務の見直しや工夫を行い、限られた人員や予算の中でより大きな効果が得られるよう行うべきである。

#### ① 放置の実態に合わせた対策

放置の実態に合わせ、放置自転車が増加している午後の夕方以降と土日・祝日の放置防止指導、即時撤去を強化し継続して行う。また、駅ごとに放置の実態と周辺の駐車場の利用状況などを考慮し、より効率的な対策を行う。

放置規制区域の外縁部へ放置場所が移動に対する対策としては、規制区域の見直しや放置防止指導の執行方法の変更などの対策を検討する。

#### ② 放置自転車対策業務の効率化

放置自転車対策は、放置防止指導、放置自転車撤去、自転車保管場所運営と業務範囲が広く従事する人員も多い。このため、常に業務範囲や処理方法の見直しなどを行い効率的な業務運営に努め、経費節減に努める。

### (2) 啓発活動の推進

区や警察署などの関係機関は、適正利用の啓発をさらに推進すべきである。

#### ① メディアなどでのPR

区は、区報やホームページ、CATVなどのメディアを通じて放置自転車の弊害や経費支出の現状、自転車利用者のルールとマナー等を区民等に周知する。また、警察署も同じくホームページ等の広報媒体により、自転車利用の正しいルールの周知や自転車事故の発生状況などを紹介し、自転車利用者のルールとマナーを守る意識の向上を図る。

#### ② 自転車利用マップ

区は、自転車走行空間（自転車走行レーン、ナビマーク等）や放置規制区域、自転車駐車場、公共施設や観光施設、危険個所（事故多発地点）などを記載した自転車を利用する者の利便性に寄与できるような「自転車利用マップ」の作成に向け警察署などと協議を進める。

### (3) 交通安全教育の推進

区や警察署は、適切な自転車利用を促すため、利用者の責務を明確にするとともに、家庭や学校等の教育機関でのマナー啓発や指導の充実を図るべきである。

#### ① 小学校における交通安全教育の実施

小学校教育において、交通ルール、自転車利用のマナー、歩行者の安全に対する配慮、安全な乗り方等の自転車の安全利用に関する教育を充実する。

また、中野区内の小学校の半数以上が高学年を中心に警察署とタイアップして講習会を実施し、児童に受講証の交付を行っているが、児童に交通安全の意識が広く浸透していくことを期待して、警察署と連携して更に充実をしていく。

#### ② 中学校における交通安全教育の実施

中野区内の中学校で、スクエアード・ストレイト式自転車安全利用教育の充実を図る。また、安全教育の充実を要請する。

#### ③ 高校における交通安全教育の実施及び高校への交通安全教育の要請

中野区内の高校でも、スクエアード・ストレイト式自転車安全利用教育の充実を図る。また、安全教育の充実を要請する。

#### ④ 高齢者を対象とする交通安全運動

高齢者の交通事故が増加している状況に鑑み、区、地域、警察署の連携のもと、自転車の安全な乗り方等の指導を推進する。

#### ⑤ 一般の自転車利用者を対象とする交通安全指導

自転車走行に関する交通法規の認識に欠ける自転車利用者が多くみられることから、警察及び区は、街頭指導等の機会をとらえ、ルールや罰則規定の周知徹底に努める。

#### ⑥ 自転車安全利用講習会の実施

区は平成25年度より開催している、一般向けの自転車安全利用講習会を充実し、ルール・マナーの周知に努める。今後は受講修了者にインセンティブを付与することも検討していく。

### (4) 自転車利用者へのルール・マナーの普及啓発

自転車の利用者の責務は、法令を遵守し、歩行者の安全を確保することである。区や警察署は、区民に対して、ルール・マナーの普及や啓発をさらに行っていくべきである。

#### ① 放置防止・駐車場利用の励行

区は、自転車の放置防止と自転車駐車場の利用をPRする。

#### ② 自転車安全利用啓発への支援

区は、警察署と協力し、地域や事業者がそのネットワークを生かして自主的に行っている自転車安全利用啓発の取り組みを支援の充実を図ることを検討する。

#### ③ 安全運転の周知徹底

自転車走行は車道が原則で歩道は例外であるが、「自転車通行可」の道路標識があるところなどは歩道上を走行することができる。しかし、歩道は歩行者優先であり、歩道上を走行できる場合でも、すぐに停止できる速度で車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止するなど、安全に走行するよう注意を喚起する。

また、車道の左側通行、夜間・薄暮時のライト点灯、一時停止の励行や、2人乗り、飲酒運転、傘さし運転、携帯電話などを使用しながらの運転、ヘッドホンやイヤホンをつけての走行の禁止、13歳未満の子どものヘルメット着用など「自転車安全利用五則」の周知徹底に努める。

○自転車安全利用五則

(別表)

No.	五則	違反	罰則	備考
1	自転車は車道が原則、歩道は例外	—	3 か月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金	歩道通行可の標識がある場合、13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者・身体の不自由な方の場合、車道又は交通の状況からみてやむを得ない場合は歩道を通行できる。
2	車道は左側を通行	—	3 か月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金	自転車は、車道の左端によって通行しなければならない。
3	歩道は歩行者優先で車道よりを徐行	—	2 万円以下の罰金又は科料	自転車が歩道を通行する場合は、車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければならない。
4	安全ルールを守る (重点6点を右記)	飲酒運転	5 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金	酒に酔った状態で運転した場合
		二人乗り	2 万円以下の罰金又は科料	—
		並進	2 万円以下の罰金又は科料	並進可標識のある場所以外では禁止
		夜間のライト無点灯	5 万円以下の罰金	夜間は、前照灯及び尾灯(又は反射器材)をつけなければならない。
		交差点での一時停止無視・安全不確認	3 か月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金	一時停止の標識を守り、狭い道から広い道に出るときは徐行して安全確認を行う。
		信号無視	3 か月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金	—
5	子どもはヘルメットを着用	—	—	児童・幼児(13歳未満)の保護者は、自転車に児童・幼児を乗車させるとき、ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

#### ④ 罰則規定の周知

自転車は道路交通法上、軽車両に位置づけられ、交通法規の遵守が求められているが、自転車は免許も要らず、手軽に利用することができるため、ルール無視が横行している。自転車利用者が加害者となる交通事故も発生していることから、交通法規や罰則規定を周知する。特に、道路交通法の改正などの変更点については、広く区民に周知していく。

#### ⑤ 指導取締りの強化

現在、軽度な交通違反の取締りを行う仕組みである「交通反則通告制度」が、自動車とは異なり自転車には適用されていない。自転車の交通違反を取締するためには、刑事手続である交通切符(赤切符)しかないため、取り締まりは、酒酔い運転や信号無視などの悪質・危険な違反者に限られており、このことが自転車によるルール無視の遠因となっていた。そこで国は、平成27年6月1日に道路交通法の一部改正を施行し、自転車利用時の通行方法違反などの14項目の悪質運転・危険行為により、3年以内に2回取り締まりの対象になると「自転車運転者講習」(講習時間3時間、手数料5,700円)の受講を義務付け、この講習を受けないと5万円以下の罰金刑を科すこととした。今後は交通管理者による取締りの強化と、『自転車運転者講習制度』の適切な履行が求められている。

#### ○自転車運転者講習制度

平成27年6月1日の道路交通法の一部改正の施行に伴い、信号無視などの危険行為をして3年以内に2回以上、摘発された悪質自転車運転者に対して、公安委員会の命令による自転車運転者講習の受講が義務付けられた。

公安委員会による受講命令に従わなかった場合は、5万円以下の罰金になる。

#### [危険行為：14類型]

- ㊦ 信号無視(道路交通法第7条)
- ㊧ 通行禁止違反(〃第8条第1項)
- ㊨ 歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)(〃第9条)
- ㊩ 通行区分違反(〃第17条第1項、第4項又は第6項)
- ㊪ 路側帯通行時の歩行者の通行妨害(〃第17条の2第2項)
- ㊫ 遮断踏切立入り(〃第33条2項)
- ㊬ 交差点安全進行義務違反等(〃第36条)
- ㊭ 交差点優先車妨害等(〃第37条)
- ㊮ 環状交差点安全進行義務違反等(〃第37条の2)
- ㊯ 指定場所一時不停止等(〃第43条)
- ㊰ 歩道通行時の通行方法違反(〃第63条の4第2項)
- ㊱ 制動装置(ブレーキ)不良自転車運転(〃第63条の9第1項)
- ㊲ 酒酔い運転(〃第65条第1項)
- ㊳ 安全運転義務違反(〃第70条)

⑥ 防犯登録の推進

区や警察署は、防犯登録照会により、自転車の盗難時における被害回復や所有者への速やかな連絡を可能としているため、自転車利用者に対し、防犯登録を行うよう区報等の様々な媒体を活用してPRする。

⑦ 保険等への加入奨励

近年、自転車の関与した事故で、運転者やその保護者が高額な賠償金を負担しなければならない事例が発生している。いざという時に備えるため、区や警察署は、賠償加入の必要性を周知啓発していく。

⑧ 自転車安全利用に関する条例等の検討

自転車利用に関する区、関係機関、事業者、そして自転車利用者などの責務を明らかにし、自転車の安全で適正な利用を促進するための自転車安全利用に関する条例等について、他の自治体の事例を参考に検討をすべきである。

## 第5章 効果的な計画の推進のために .....

### 【1】鉄道事業者との協議

区は、中野駅周辺や西武新宿線沿線のまちづくりの進捗を踏まえ、「鉄道事業者の自転車駐車場整備への積極的な協力」について、鉄道事業者との協議の場を設け、継続して協議を行っていくべきである。

### 【2】自転車の安全利用啓発

交通安全啓発の推進は、区と警察署、交通安全協会などが連携して行うとともに、地域の方々の自発的な取り組みについても、区と警察署、交通安全協会などが連携して支援していくべきである。

また、区は広告媒体等によって啓発活動を推進するとともに、自転車の安全利用講習会等の取り組みも強化するべきである。

自転車利用のルールについては、平成27年6月1日の道路交通法の改正の内容がまだ十分知られていないので、区は、警察署、交通安全協会と協力し、さらに周知するべきである。

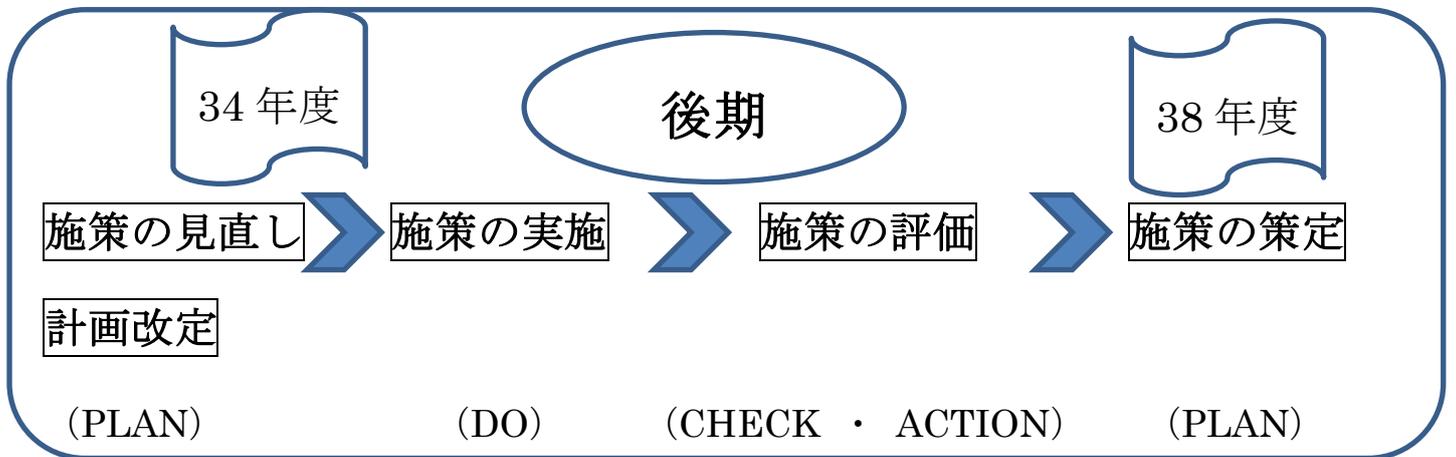
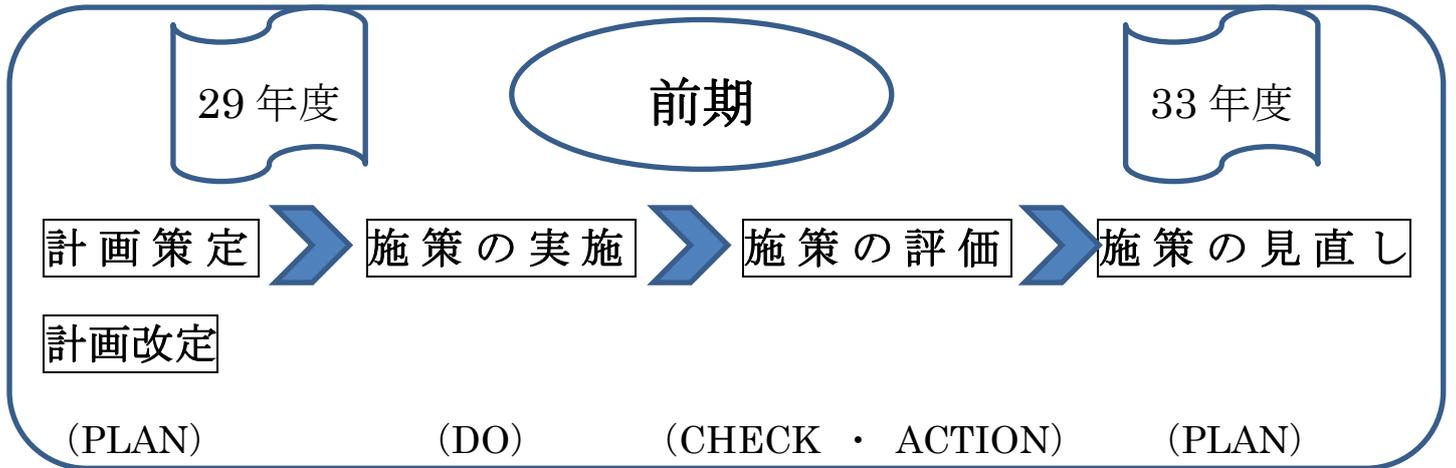
また、警察は、道路交通法の改正の内容に基づき、指導・取り締まりの強化を行うべきである。

### 【3】PDCAサイクルによる着実な実行

この答申を受け、区は計画を策定するが、継続的な改善を推進するマネジメント手法の一つである「PDCAサイクル」の手法で、計画（PLAN）、実行（DO）、評価（CHECK）・改善（ACTION）のプロセスを随時行い、施策の改善をすべきである。

また、計画の進捗状況を確認しつつ、計画策定後の状況の変化に的確に対応するため、5年目までを前期、それ以降を後期とし、概ね5年を目途に計画の見直しをすべきである。

自転車利用総合計画（平成29～38年度）





# 駅別の

# 現状と施策

## 略称

JR東日本	東日本旅客鉄道株式会社
東京メトロ	東京地下鉄株式会社
西武鉄道	西武鉄道株式会社
都営地下鉄	東京都交通局



# 【中野駅】（JR東日本・東京メトロ）

## 1 乗降人数及び自転車利用者数

### (1) 中野駅乗降人数（1日平均）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
中央線	276,934 人	281,174 人	289,832 人
東西線	143,802 人	147,773 人	153,746 人
計	420,736 人	428,947 人	443,578 人

※ 乗降人数・・・JR東日本HP各駅の乗車人数より。  
都営地下鉄HP各駅の乗降人数より。

（JRは乗車人数、東京メトロは乗降客数として公表しているため、比較検討可能にするため、JRについては、「乗降人数=乗車人数×2」として計算。）

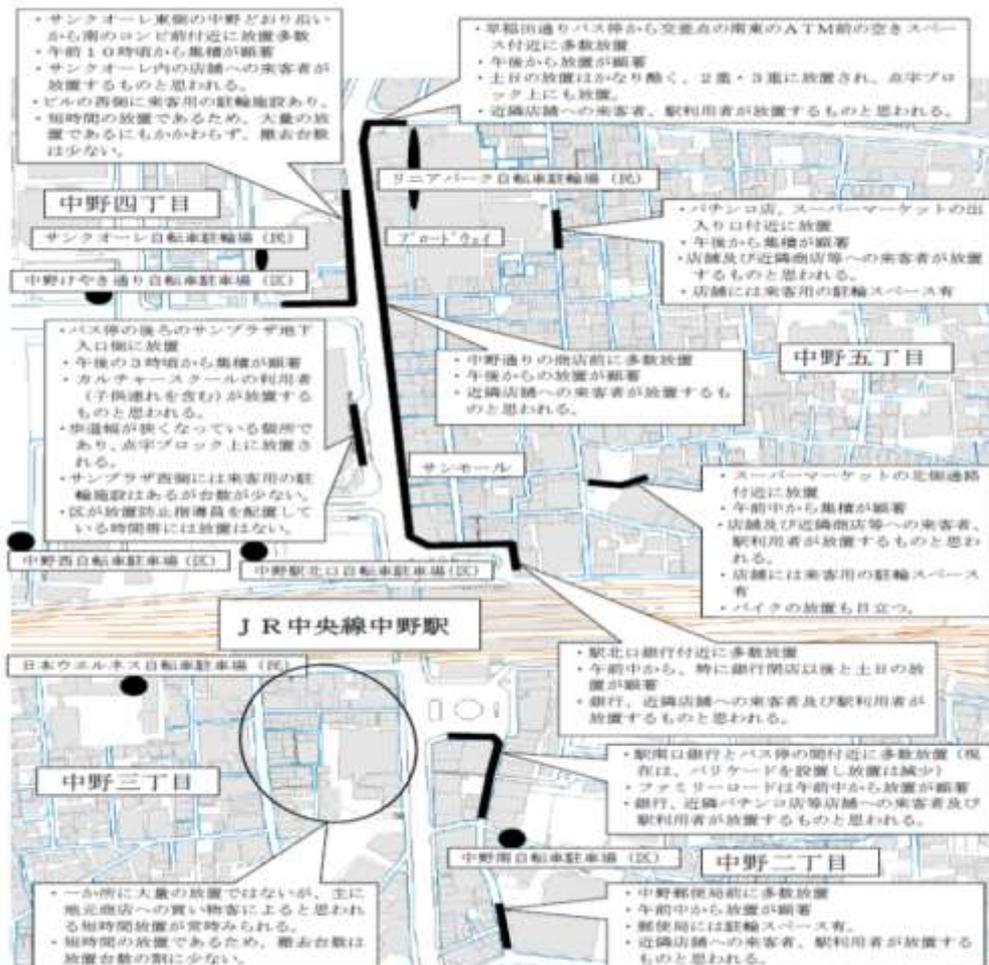
### (2) 自転車の利用者数

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
駅周辺への 乗り入れ台数	7,952 台	8,221 台	8,144 台	7,703 台	7,420 台

※ 毎年 10 月実施の駅周辺における放置自転車等の実態調査より。

## 2 自転車駐車場整備の状況及び自転車の放置状況

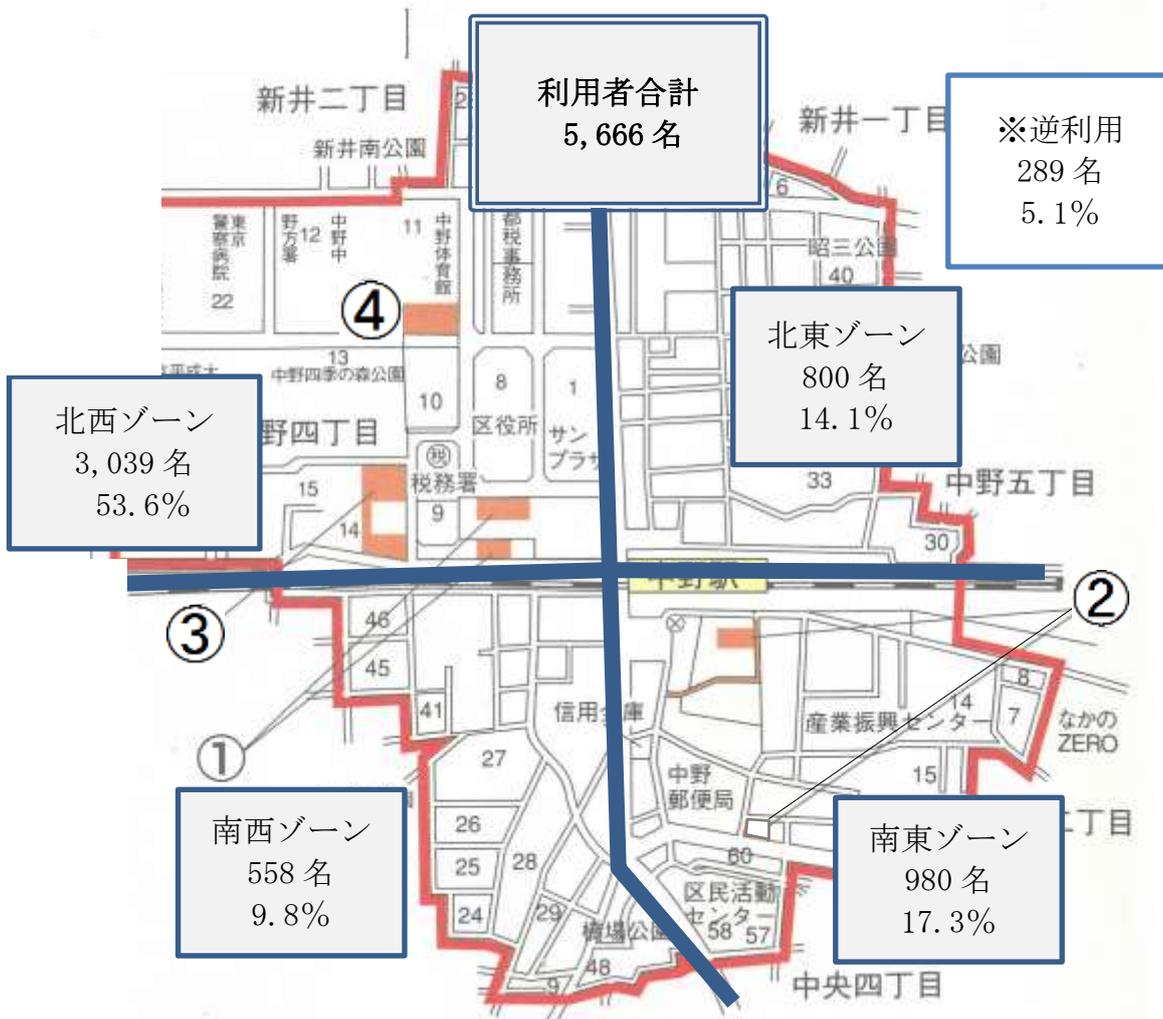
### 【中野駅周辺の自転車駐車場及び放置自転車が集積する場所】



【中野四季の森公園周辺】



【中野駅周辺への自転車乗り入れの状況】 (平成 27 年 10 月)



※ 逆利用・・・中野駅から、通勤・通学で目的地まで自転車を利用する方。

(1) 自転車駐車場の整備状況及び利用状況

	名称	設置年月	収容台数	利用率（平成 27 年度）
①	中野駅北口中央	昭和 62 年 5 月	1,800 台	93.6%
②	中野南	平成 11 年 1, 2 月	1,120 台	92.2%
③	中野西	平成 22 年 11 月	1,300 台	106.9%
④	中野けやき通り	平成 23 年 10 月	1,800 台	79.1%

※ 中野南は中野二丁目再開発事業に伴う移設により平成 28 年 10 月より収容台数が 1,250 台から 1,120 台に縮小

(2) 駅周辺への自転車の乗り入れ状況及び放置率

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
駐車場 収容台数	7,857 台	7,780 台	7,860 台	7,860 台	7,445 台
駐車台数	7,694 台	7,925 台	7,921 台	7,411 台	7,140 台
放置台数	258 台	296 台	223 台	292 台	280 台
乗り入れ台数	7,952 台	8,221 台	8,144 台	7,703 台	7,420 台
放置率	3.2%	3.6%	2.7%	3.8%	3.8%

※ 毎年 10 月実施の駅周辺における放置自転車等の実態調査より。

### 3 問題点と施策の方向

(1) 現状と問題点

① 自転車の利用状況

中野駅周辺に設置している区営自転車駐車場の定期利用者の乗り入れの状況は、JR 中央線より北側からの利用者が全体の約 7 割、南側からの利用者が全体の約 3 割である。

② 自転車駐車場の整備

中野駅周辺地区は、中野駅周辺グランドデザイン Ver. 3 を指針とした中野駅周辺整備事業の進展に伴い駅周辺の環境が大きく変わってきている。

現在、中野駅周辺には、区営自転車駐車場は北側地域に 3 箇所（4,900 台）、南側地域に 1 箇所（1,120 台）、さらに平成 27 年には民間の 1,100 台収容の大規模自転車駐車場が駅の北側に整備され、民間自転車駐車場は 3 箇所（1,425 台）の合計 7 箇所（7,445 台）が整備されている。

③ 放置自転車の状況

現在、中野駅周辺自転車放置規制区域内では、放置自転車の整理・指導・警告及び撤去業務を委託し、自転車駐車場への案内業務も含めて放置自転車への対策を重点的に行っており、放置台数は例年行っている実態調査の結果では一定の放置台数に収まっている。その一方で、駅の利用や買い物などの移動の利便性による自転車利用者数の増加、活動時間の広範化などの理由から自転車の乗り入れ台数は増加傾向にあり、午後以降の時間帯は、商店街の買い物客による短時間の放置も多く、大幅に自転車の放置台数が増加している。

(2) 今後の対策の方向性

中野駅周辺地区の再開発事業により区営自転車駐車場については暫定施設での運営が続いている。このため、再開発後の本設置までの期間は、一時的な放置自転車の増加が予想されるため、自転車駐車場利用案内、放置自転車の整理、放置防止指導、警告及び即時撤去などの放置自転車対策に重点を置いた施策を行う必要がある。

## ① 自転車駐車場の整備・運営

現在、中野駅周辺では中野駅周辺まちづくりグランドデザイン Ver.3 に示すまちの実現に向け、駅周辺の各地区においてまちづくりが進んでいる。

一方、中野駅地区整備基本計画に示す駅周辺の自転車、歩行者、自動車のネットワーク・動線及び自動車・自転車駐車場の配置の考え方にに基づき、自転車駐車場については駅周辺中心部の外縁へ再整備していくこととし、具体的な配置や規模等は平成29年1月に策定した中野駅周辺自転車駐車場整備計画に定めている。

今後は、この計画に定めた各自自転車駐車場について、関係機関等と調整し、再整備を進めるとともに、中野駅以外の区内の鉄道駅を含めた、近距離利用の抑制を目的として定めている定期利用要件の見直し等を行い、適正に自転車駐車需要をコントロールし、自転車駐車場を運営していく必要がある。

なお、自転車駐車場の再整備が完了するまでの間、自転車駐車場の移転等が必要となった場合は、自転車利用者の利便性や安全性に配慮し、中野駅周辺の放置自転車が增加しないよう仮整備を行い対応していく必要がある。

### ㊦ 駅北側地区の整備

今後、駅北側においては中野駅地区第2期整備が予定されており、短期的には、現在の施設を有効利用し必要な駐車台数の確保を図りながら、駅北側の自転車駐車場を仮移転し運営していく予定である。

中長期的には、中野四季の森公園、区役所・サンプラザ地区及び、囲町地区の再開発等のなかで、適正な配置を行う。

### ㊧ 駅南側地区の整備

現在、中野二丁目において再開発事業が行われており、短期的には再開発事業の進展に併せ、中野南自転車駐車場を仮移転しながら運営している。

中長期的には、中野二丁目及び中野三丁目の再開発等のなかで、適正な配置を行う予定である。

## ② 放置自転車対策

駅周辺は商業施設が集積しており、商店街での買い物等のための自転車の乗入れと放置が目立っている。特に中野通り沿いの歩道や大型商業施設付近では、買い物客等による短時間の放置が多く、中野通りの東側の歩道や狭い区道などは時間帯によっては、人の通行に支障をきたすほどの放置自転車の集積が見られる。

また、中野駅北口の商店街では、私道を含めて放置自転車が集積することから、月に1回平日の夜に、警察署・消防署・東京都・区・北口商店街団体が協力し、放置自転車のパトロールを行っている。

今後、中野駅周辺の各地区におけるまちづくりの進捗に伴い、自転車の放置が分散することが予想されるため、放置自転車と通行量が多い場所については、放置防止指導や自転車駐車場利用案内などの業務にあたる人員を増やし、即時撤去を強化していく必要がある。

また、放置自転車が午前より午後の夕方以降、特に、土・日・祝日に増加していることから、実態に即して、撤去回数の増加や撤去時間の見直しなどの対策を行うとともに、放置の状況が著しく通行に支障をきたす場合は、緊急的な即時撤去なども検討していく必要がある。

## 【東中野駅】（JR東日本・都営地下鉄）

### 1 乗降人数及び自転車利用者数

#### (1) 東中野駅乗降人数（1日平均）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
中央線	79,108 人	78,204 人	80,430 人
都営大江戸線	26,583 人	26,719 人	27,533 人
計	105,691 人	104,923 人	107,963 人

※ 乗降人数・・・JR東日本HP各駅の乗車人数より。

都営地下鉄HP各駅の乗降客数より。

（JRは乗車人数、都営地下鉄は乗降客数として公表しているため、比較検討可能にするため、JRについては、「乗降人数=乗車人数×2」として計算。）

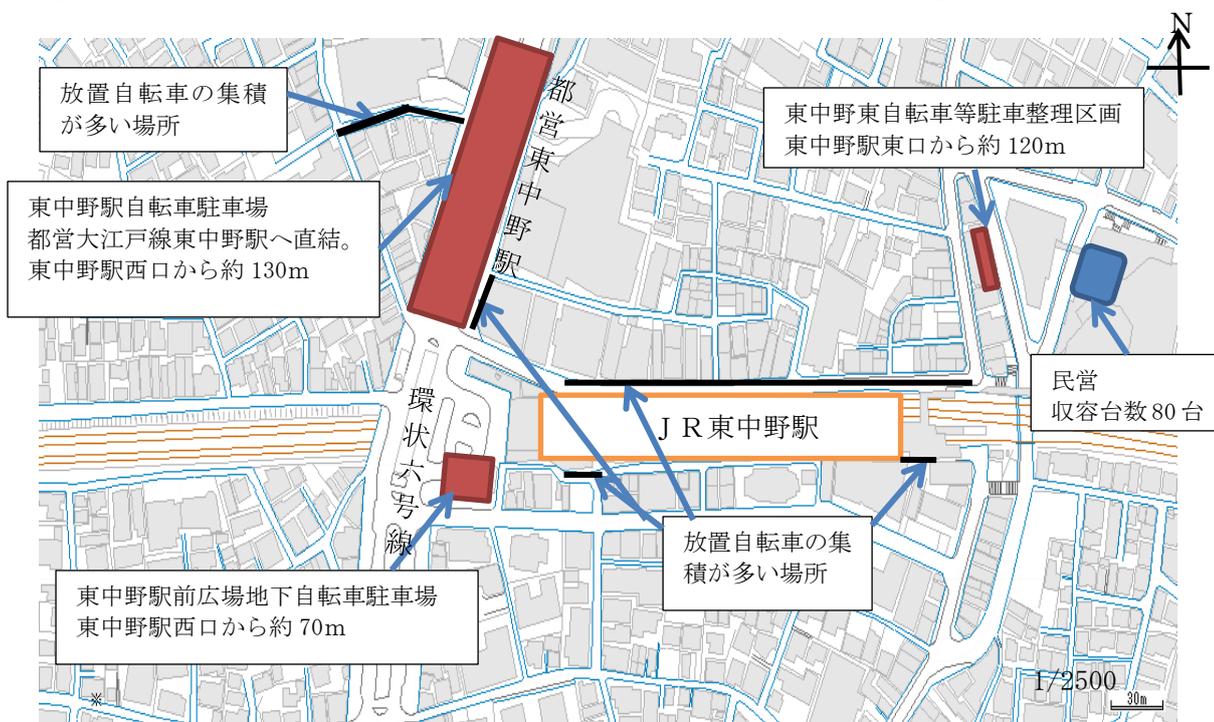
#### (2) 自転車の利用者数

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
駅周辺への 乗り入れ台数	1,132 台	1,139 台	1,112 台	1,164 台	1,128 台

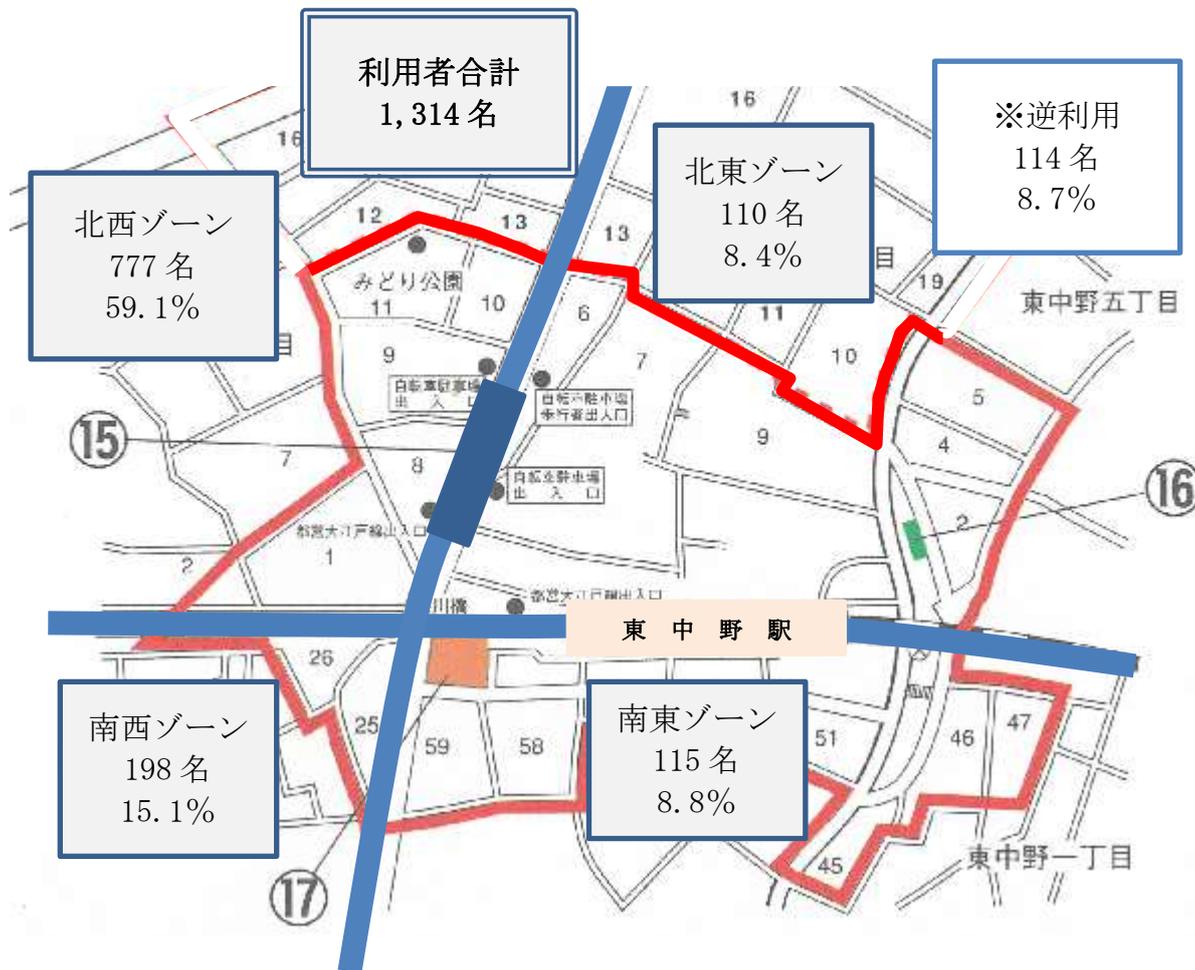
※ 毎年10月実施の駅周辺における放置自転車等の実態調査より。

### 2 自転車駐車場整備の状況及び自転車の放置状況

#### 【東中野駅周辺の自転車駐車場及び放置自転車が集積する場所】



【東中野駅周辺への自転車乗り入れの状況】（平成 27 年 10 月）



※ 逆利用・・・東中野駅から、通勤・通学で目的地まで自転車を利用する方。

(1) 自転車駐車場の整備状況及び利用状況

	名称	設置年月	収容台数	利用率 (平成 27 年度)
⑮	東中野駅	平成 11 年 4 月	930 台	86.0%
⑯	東中野東整理区画	平成 16 年 7 月	34 台	58.8%
⑰	東中野駅前広場地下	平成 27 年 4 月	220 台	96.8%

※ 整理区画：道路用地を自転車駐車場として暫定利用している施設。

(2) 駅周辺への自転車の乗り入れ状況及び放置率

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
駐車場 収容台数	1,668 台	1,634 台	1,634 台	1,264 台	1,264 台
駐車台数	1,054 台	1,058 台	1,055 台	1,132 台	1,093 台
放置台数	78 台	81 台	57 台	32 台	35 台
乗り入れ台数	1,132 台	1,139 台	1,112 台	1,164 台	1,128 台
放置率	6.9%	7.1%	5.1%	2.7%	3.1%

※ 毎年 10 月実施の駅周辺における放置自転車等の実態調査より。

### 3 問題点と施策の方向

(1) 現状と問題点

① 自転車の利用状況

東中野駅周辺に設置している区営自転車駐車場等の定期・登録利用者の乗り入れの状況は、山手通りより西側からの利用者が全体の約 7 割 5 分、東側からの利用者が全体の約 1 割 5 分である。なお、自転車の乗り入れ台数は、ここ 5 年間ほぼ横ばいである。

② 自転車駐車場の整備

東中野駅周辺には、区営自転車駐車場及び自転車等駐車整理区画が駅北側に 2 箇所(964 台)、民間自転車駐車場が 1 箇所(80 台)、駅南側に 1 箇所(220 台)の合計 4 箇所(1,264 台)が整備されている。平成 27 年度に、駅西口再開発に伴う駅前広場に半地下の東中野駅前広場地下自転車駐車場が整備され、自転車の利用環境がさらに向上した。この整備に伴い、従来設置されていた東中野南自転車駐車場を平成 27 年 3 月末に廃止した。

③ 放置自転車の状況

自転車の放置は主に駅北側に集中し、特に環状六号線沿いの銀行前等に多い。銀行前には、視覚障害者用の点字ブロックが歩道に敷設されており、この場所での放置自転車が視覚障害者の通行に支障をきたしている。そのため、放置防止指導員を駅北側に配置しており、この付近の自転車の放置台数は大きく減少している。

また、駅南側は東口と西口付近に放置されている場所が存在する。

(2) 今後の対策の方向性

① 自転車駐車場の整備・運営

東中野駅前広場地下自転車駐車場整備計画に基づき、東中野駅前広場地下自転車駐車場を設置し、駅周辺の自転車の駐車需要をほぼ充足しているため、新たな整備計画は策定しない。

② 放置自転車対策

当面は主に整理・指導・警告及び即時撤去業務などの放置自転車対策に重点を置いた施策を行っていくこととし、放置自転車の集積の多い場所には放置自転車禁止の表示等、周知の徹底や放置防止指導・自転車駐車場案内の強化と、放置自転車が多くなる土・日・祝日に撤去の回数増や放置自転車の実態に即した撤去開始時間の見直しなどの対策の強化を行う必要がある。

# 【鷺ノ宮駅】（西武鉄道）

## 1 乗降人数及び自転車利用者数

### (1) 鷺ノ宮駅乗降人数（1日平均）

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
29,911 人	29,927 人	30,915 人

※ 乗降人数・・・西武鉄道HP 駅別乗降人数より。

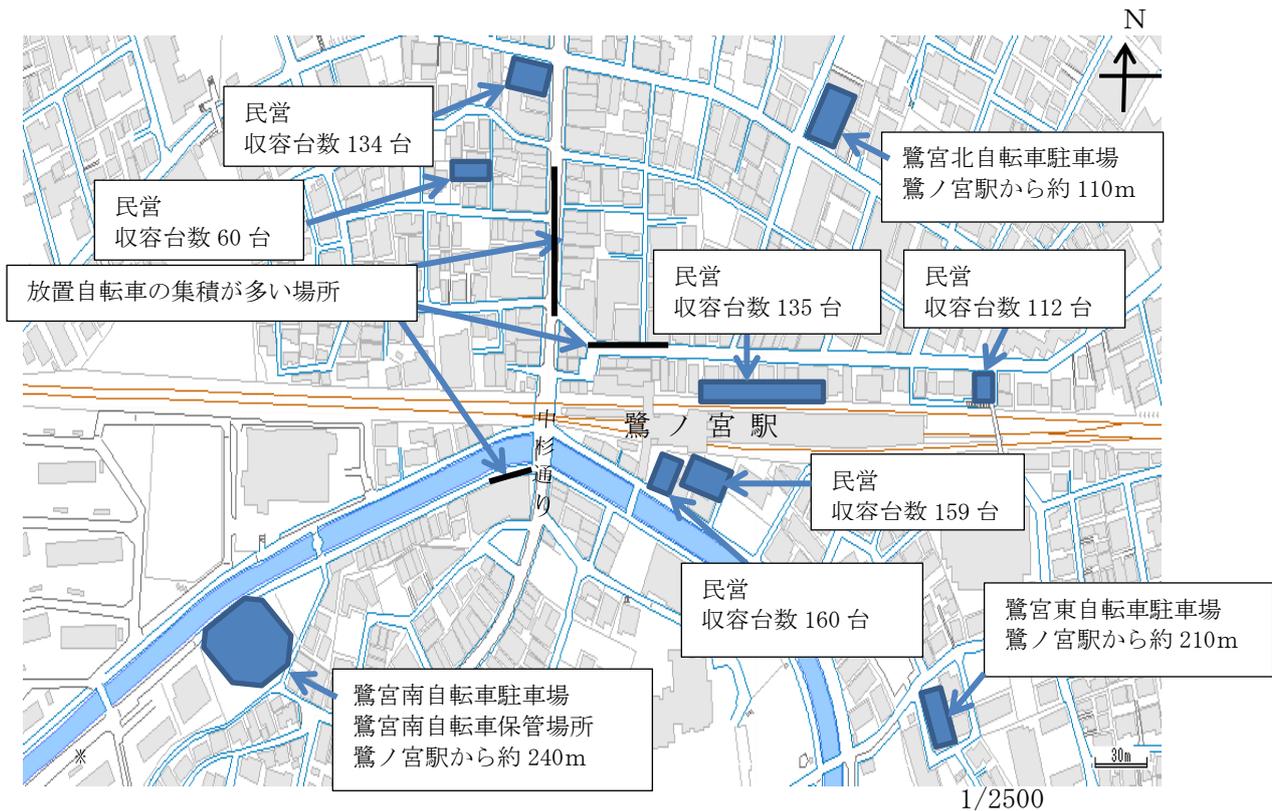
### (2) 自転車の利用者数

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
駅周辺への 乗り入れ台数	1,525 台	1,543 台	1,497 台	1,604 台	1,530 台

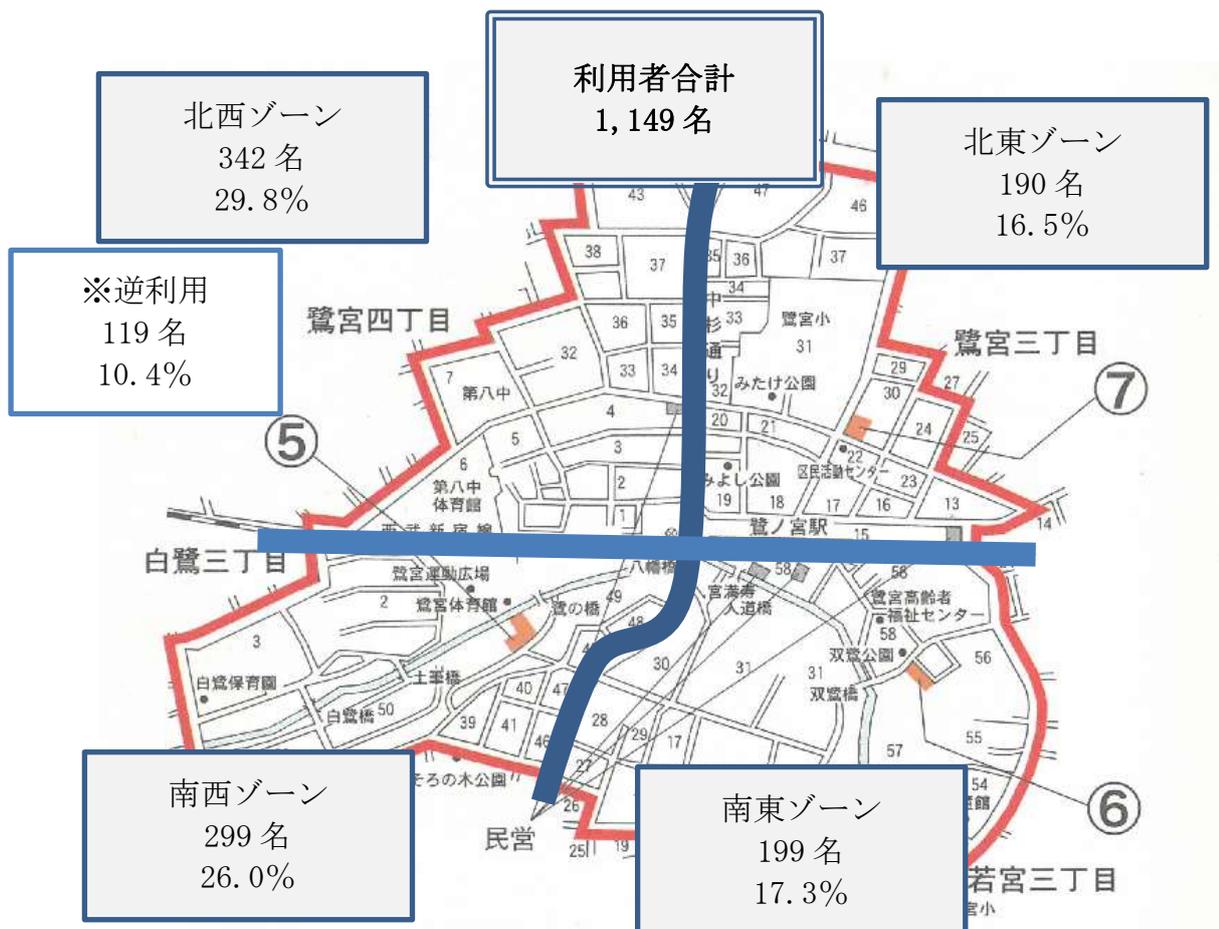
※ 毎年 10 月実施の駅周辺における放置自転車等の実態調査より。

## 2 自転車駐車場整備の状況及び自転車の放置状況

### 【鷺ノ宮駅周辺の自転車駐車場及び放置自転車が集積する場所】



【鷺ノ宮駅周辺への自転車乗り入れの状況】（平成 27 年 10 月）



※ 逆利用・・・鷺ノ宮駅から、通勤・通学で目的地まで自転車を利用する方。

(1) 自転車駐車場の整備状況及び利用状況

	名称	設置年月	収容台数	利用率 (平成 27 年度)
⑤	鷺宮南	平成 3 年 4 月	400 台	47.6%
⑥	鷺宮東	平成 4 年 10 月	400 台	37.0%
⑦	鷺宮北	平成 6 年 2 月	248 台	131.5%

(2) 駅周辺への自転車の乗り入れ状況及び放置率

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
駐車場 収容台数	2,543 台	2,542 台	2,654 台	1,748 台	1,808 台
駐車台数	1,462 台	1,501 台	1,455 台	1,555 台	1,511 台
放置台数	63 台	42 台	42 台	49 台	19 台
乗り入れ台数	1,525 台	1,543 台	1,497 台	1,604 台	1,530 台
放置率	4.1%	2.7%	2.8%	3.1%	1.2%

※ 毎年 10 月実施の駅周辺における放置自転車等の実態調査より。

※ 平成 27 年度に鷺宮南自転車駐車場の一部を自転車保管場所に変更。

### 3 問題点と施策の方向

#### (1) 現状と問題点

##### ① 自転車の利用状況

鷺ノ宮駅は中野区内で自転車の乗り入れ台数が中野駅に次いで多い駅である。鷺ノ宮駅周辺に設置している区営自転車駐車場の定期利用者の乗り入れの状況は西武新宿線の北側からの利用者が約4割5分、南側からの利用者も約4割5分となっている。

駅北側に位置する区営鷺宮北自転車駐車場の利用率が131.5%で満車状態が続いている。また、民営自転車駐車場(5箇所)も100%を越える利用状況である。一方、駅南側の区営自転車駐車場2箇所については、利用率が40%前後と低くなっている。

##### ② 自転車駐車場の整備

鷺ノ宮駅周辺には、区営自転車駐車場が駅北側に1箇所(248台)、駅南側に2箇所(800台)、民間自転車駐車場が6箇所(760台)の合計8箇所(1,808台)が整備されている。鷺宮北自転車駐車場は常に利用率が100%を超えており、駅北側の駐車需要を充たすため、収容台数の拡充及び自転車駐車場の新設、再配置の必要がある。

なお、鷺宮南自転車駐車場は、平成27年8月1日に敷地の一部を自転車保管場所として利用するため、収容台数を1,306台から400台に縮小した。

##### ③ 放置自転車の状況

自転車の放置の多くは駅北側で見られる。南北を通る中杉通りは車道と歩道が区分されているが、歩道部分が狭く駅へ向う通勤者と商店前の放置自転車が多く、午前中の時間帯から人の通行に支障をきたしている場所がある。それ以外の道路についても、駅に近い店舗前に自転車の放置が多く、特に土・日・祝日は増加している状況である。

#### (2) 今後の対策の方向性

##### ① 自転車駐車場の整備・運営

現状では駅北側は慢性的な収容台数不足のため、駐車台数に余裕のある駅南側の自転車駐車場への利用の誘導と、新たな自転車駐車場の整備に向けた検討を行う必要がある。また、今後行われる西武新宿線の連続立体交差化や駅周辺のまちづくりに合わせ、自転車駐車場の設置について協議を行う必要がある。

##### ② 放置自転車対策

近年の自転車利用者の増加に加え、歩道や道路が狭い場所では、自転車の放置が依然として通行の障害になっているため、放置防止の指導と放置自転車の撤去の強化を行っていく必要がある。また、土・日・祝日を含め放置自転車対策全般の業務の見直しと、放置自転車の実態に即した撤去強化等の対策を行う必要がある。

## 【都立家政駅】（西武鉄道）

### 1 乗降人数及び自転車利用者数

#### (1) 都立家政駅乗降人数（1日平均）

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
17,556 人	17,509 人	18,110 人

※ 乗降人数・・・西武鉄道HP 駅別乗降人数より。

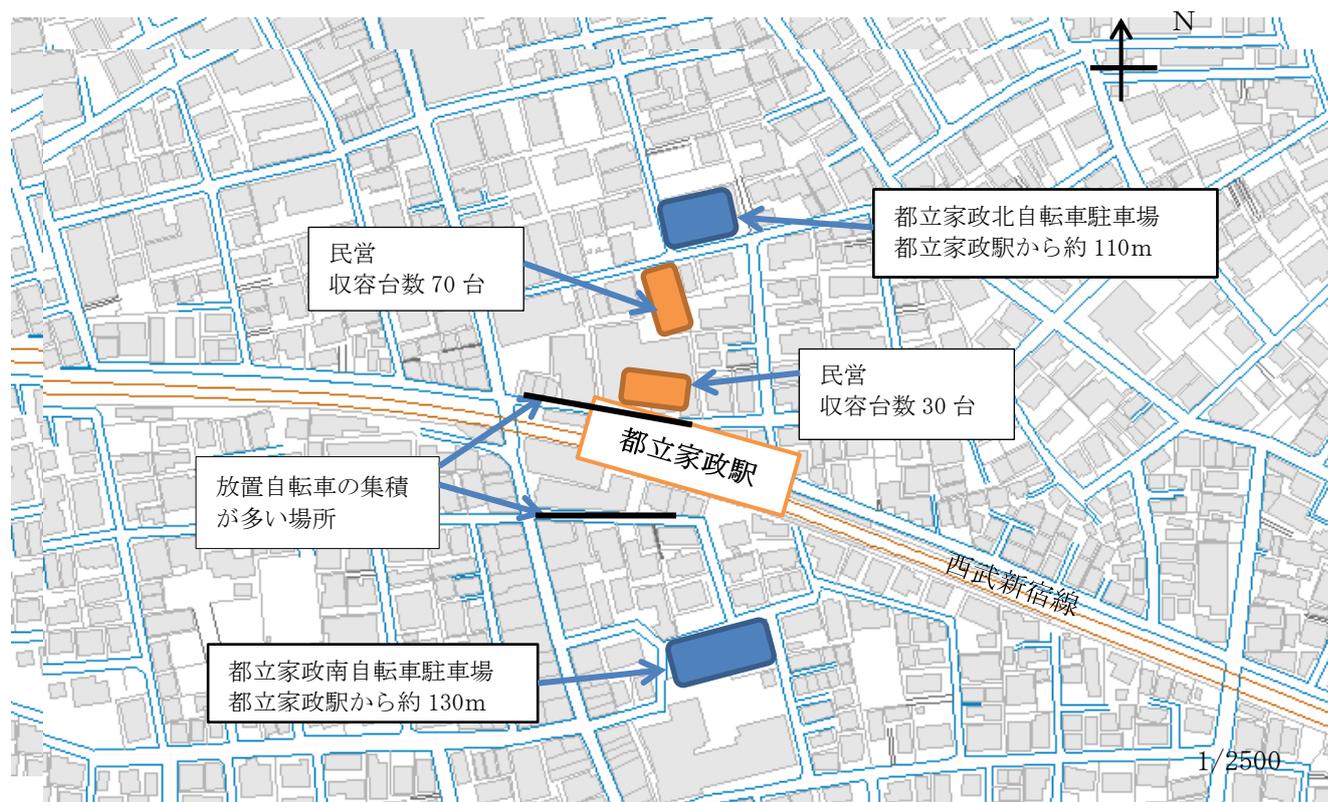
#### (2) 自転車の利用者数

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
駅周辺への 乗り入れ台数	411 台	398 台	365 台	397 台	486 台

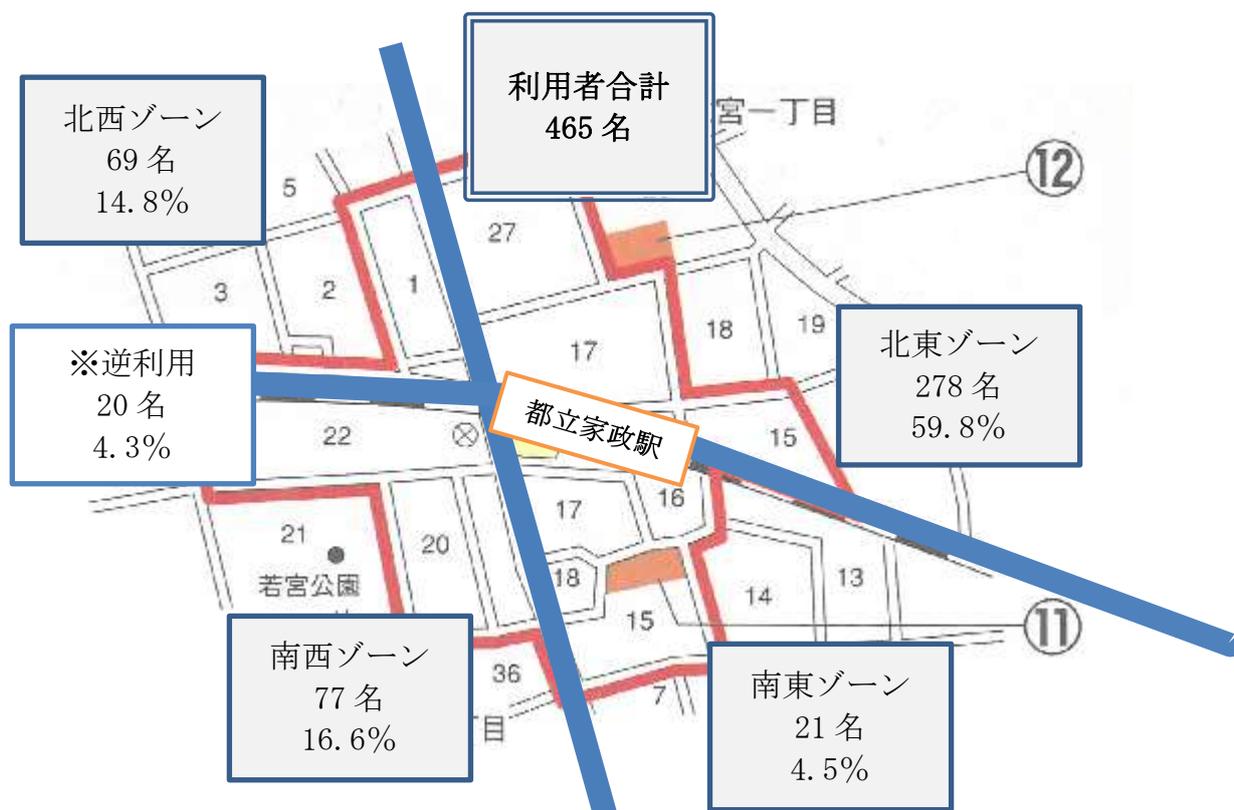
※ 毎年 10 月実施の駅周辺における放置自転車等の実態調査より。

### 2 自転車駐車場整備の状況及び自転車の放置状況

#### 【都立家政駅周辺の自転車駐車場及び放置自転車が集積する場所】



【都立家政駅周辺への自転車乗り入れの状況】（平成 27 年 10 月）



※ 逆利用・・・都立家政駅から、通勤・通学で目的地まで自転車を利用する方。

(1) 自転車駐車場の整備状況及び利用状況

	名称	設置年月	収容台数	利用率 (平成 27 年度)
⑪	都立家政南	平成 8 年 10 月	370 台	28.9%
⑫	都立家政北	平成 10 年 10 月	270 台	89.6%

(2) 駅周辺への自転車の乗り入れ状況及び放置率

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
駐車場 収容台数	650 台	640 台	640 台	640 台	740 台
駐車台数	372 台	364 台	342 台	377 台	464 台
放置台数	39 台	34 台	23 台	20 台	22 台
乗り入れ台数	411 台	398 台	365 台	397 台	486 台
放置率	9.5%	8.5%	6.3%	5.0%	4.5%

※ 毎年 10 月実施の駅周辺における放置自転車等の実態調査より。

### 3 問題点と施策の方向

#### (1) 現状と問題点

##### ① 自転車の利用状況

都立家政駅周辺に設置している区営自転車駐車場の定期利用者の乗り入れの状況は、西武新宿線の北側からの利用者が全体の約7割以上を占め、南側からの利用者が全体の約2割である。

##### ② 自転車駐車場の整備

都立家政駅周辺には、区営自転車駐車場が駅北側に1箇所(270台)、駅南側に1箇所(370台)、民営自転車駐車場が2箇所(約100台)の合計4箇所(740台)が整備されている。

##### ③ 放置自転車の状況

駅南北出入口の道路付近に、放置自転車が集積する場所がある。  
また、駅前には南北に商店街があり、ここに放置自転車が集積し、人や車の安全な通行に支障をきたしている場所がある。

#### (2) 今後の対策の方向性

##### ① 自転車駐車場の整備・運営

現状では自転車駐車場の収容台数は充足しているが、現在の都立家政北自転車駐車場は民有地を貸借した暫定施設であるため、恒久的な自転車駐車場の整備を検討する必要がある。また、今後行われる西武新宿線の連続立体交差化や駅周辺のまちづくりに合わせ、自転車駐車場の設置について協議を行う必要がある。

##### ② 放置自転車対策

放置自転車台数は減少傾向にある。今後も引き続き自転車駐車場案内や放置防止指導・警告及び即時撤去を継続していく必要がある。

## 【野方駅】（西武鉄道）

### 1 乗降人数及び自転車利用者数

#### (1) 野方駅乗降人数（1日平均）

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
22,941 人	22,929 人	23,629 人

※ 乗降人数・・・西武鉄道HP 駅別乗降人数より。

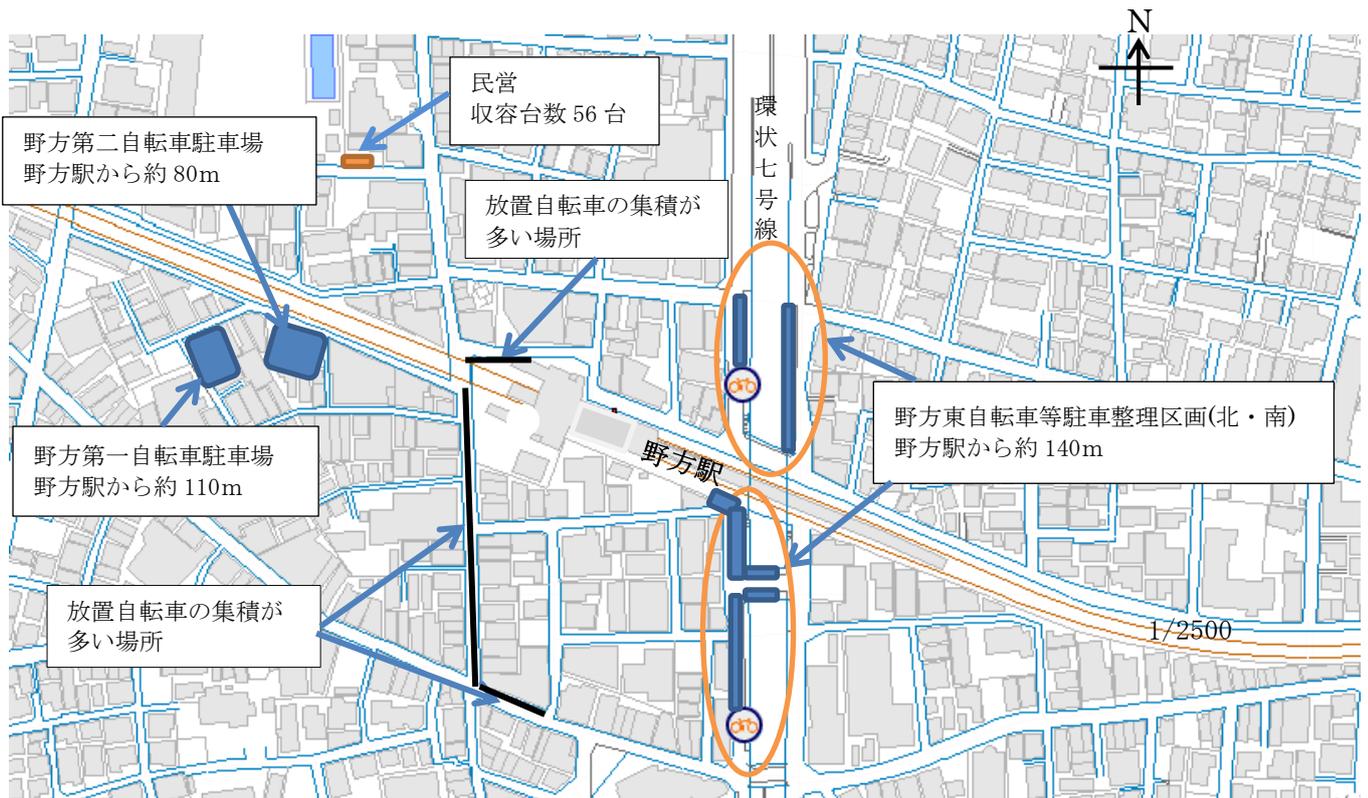
#### (2) 自転車の利用者数

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
駅周辺への 乗り入れ台数	797 台	785 台	639 台	669 台	622 台

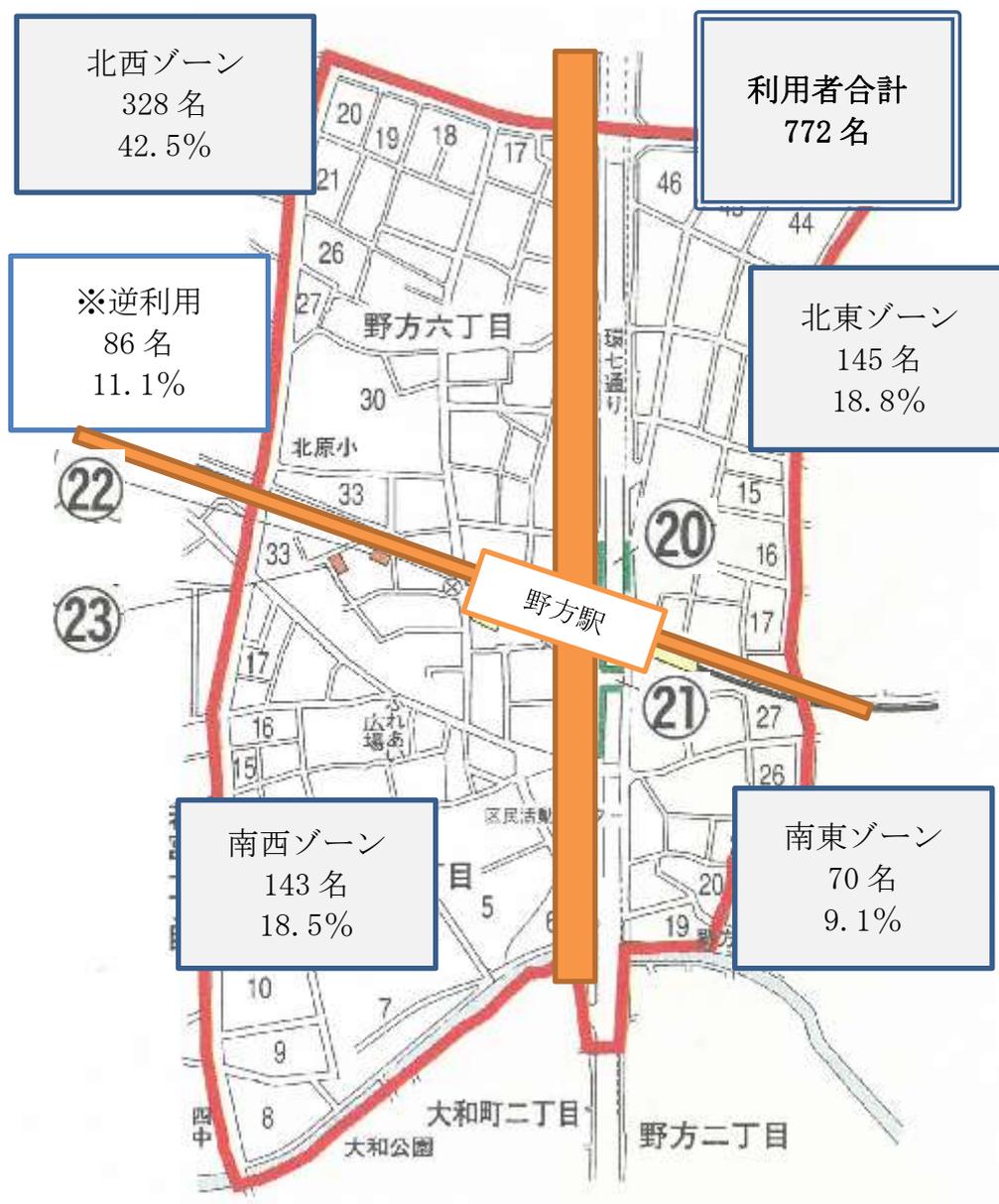
※ 毎年 10 月実施の駅周辺における放置自転車等の実態調査より。

### 2 自転車駐車場整備の状況及び自転車の放置状況

#### 【野方駅周辺の自転車駐車場及び放置自転車が集積する場所】



【野方駅周辺への自転車乗り入れの状況】（平成 27 年 10 月）



※ 逆利用・・・野方駅から、通勤・通学で目的地まで自転車を利用する方。

(1) 自転車駐車場の整備状況及び利用状況

	名称	設置年月	収容台数	利用率 (平成 27 年度)
⑳	野方東整理区画 (北)	昭和 52 年 5 月	226 台	65.0%
㉑	野方東整理区画 (南)	昭和 52 年 5 月	344 台	18.3%
㉒	野方第二	昭和 62 年 2 月	260 台	111.2%
㉓	野方第一	平成 2 年 10 月	140 台	59.3%

※ 整理区画：道路用地を自転車駐車場として暫定利用している施設。

(2) 駅周辺への自転車の乗り入れ状況及び放置率

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
駐車場 収容台数	970台	970台	970台	970台	1,026台
駐車台数	720台	721台	582台	604台	549台
放置台数	77台	64台	57台	65台	73台
乗り入れ台数	797台	785台	639台	669台	622台
放置率	9.7%	8.2%	8.9%	9.7%	11.7%

※ 毎年10月実施の駅周辺における放置自転車等の実態調査より。

### 3 問題点と施策の方向

(1) 現状と問題点

① 自転車の利用状況

野方駅周辺に設置している区営自転車駐車場等の定期・登録利用者の乗り入れの状況は、西武新宿線の北側からの利用者が全体の約6割、南側からの利用者が全体の約3割である。

② 自転車駐車場の整備

野方駅周辺には、区営自転車駐車場及び自転車等駐車整理区画が駅北側に1箇所(226台)、駅南側に3箇所(744台)、民間自転車駐車場が1箇所(56台)の合計で4箇所(1,026台)が整備されている。西武新宿線の北側からの乗り入れが、6割程度を占めているが、駅北側の区営自転車駐車場等は、駅から離れている野方東自転車等駐車整理区画(北)1箇所であり、比較的駅に近い駅南側の野方第二自転車駐車場の利用が多くなっていることから、自転車利用者の乗り入れの方向と配置とが乖離している。

③ 放置自転車の状況

西武新宿線南側の駅から近い商店街周辺に、放置自転車が集積する場所が存在している。この商店街は道路幅が狭い一方通行道路であり、放置自転車が集積し、人や車の安全な通行に支障をきたしている。このような状況から、地域団体も放置自転車防止のキャンペーンを行っている。

(2) 今後の対策の方向性

① 自転車駐車場の整備・運営

現状では自転車駐車場の必要な収容台数は満たしているが、自転車駐車場が駅から離れた場所にあるため、今後行われる西武新宿線の連続立体交差化や駅周辺のまちづくりに合わせ、自転車利用動線や駅からの距離を考慮して自転車駐車場の再配置を実現する必要がある。

② 放置自転車対策

商店街の狭い道路に放置自転車が集積し、人や車の安全な通行に支障をきたしていることから、現在行っている自転車駐車場利用案内、放置防止指導・警告及び撤去を強化する必要がある。また、今後行われる駅周辺のまちづくりに伴い、駅周辺以外の道路に放置されることが予測されるため、実態を踏まえた事業の効率的な対策を検討する必要がある。

## 【沼袋駅】（西武鉄道）

### 1 乗降人数及び自転車利用者数

#### (1) 沼袋駅乗降人数（1日平均）

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
19,720 人	19,724 人	20,352 人

※ 乗降人数・・・西武鉄道 HP 駅別乗降人数より。

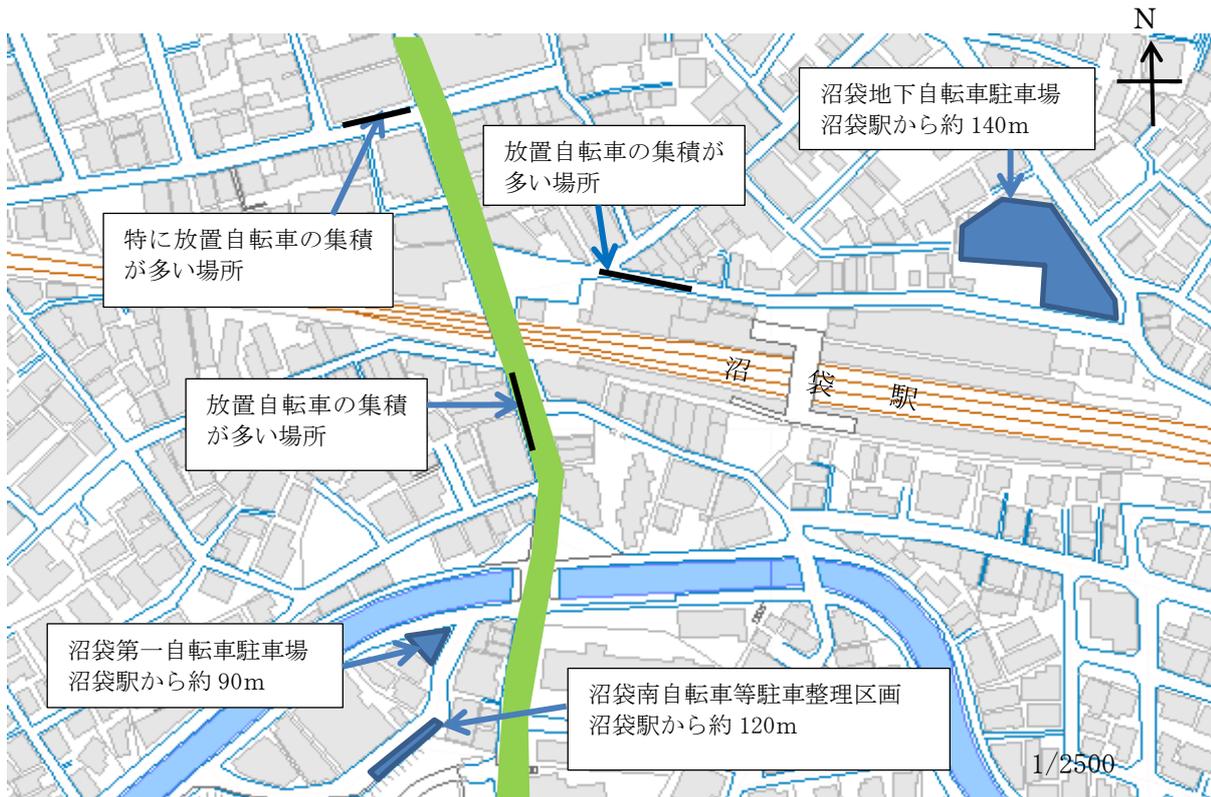
#### (2) 自転車の利用者数

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
駅周辺への乗入台数	506 台	484 台	458 台	504 台	525 台

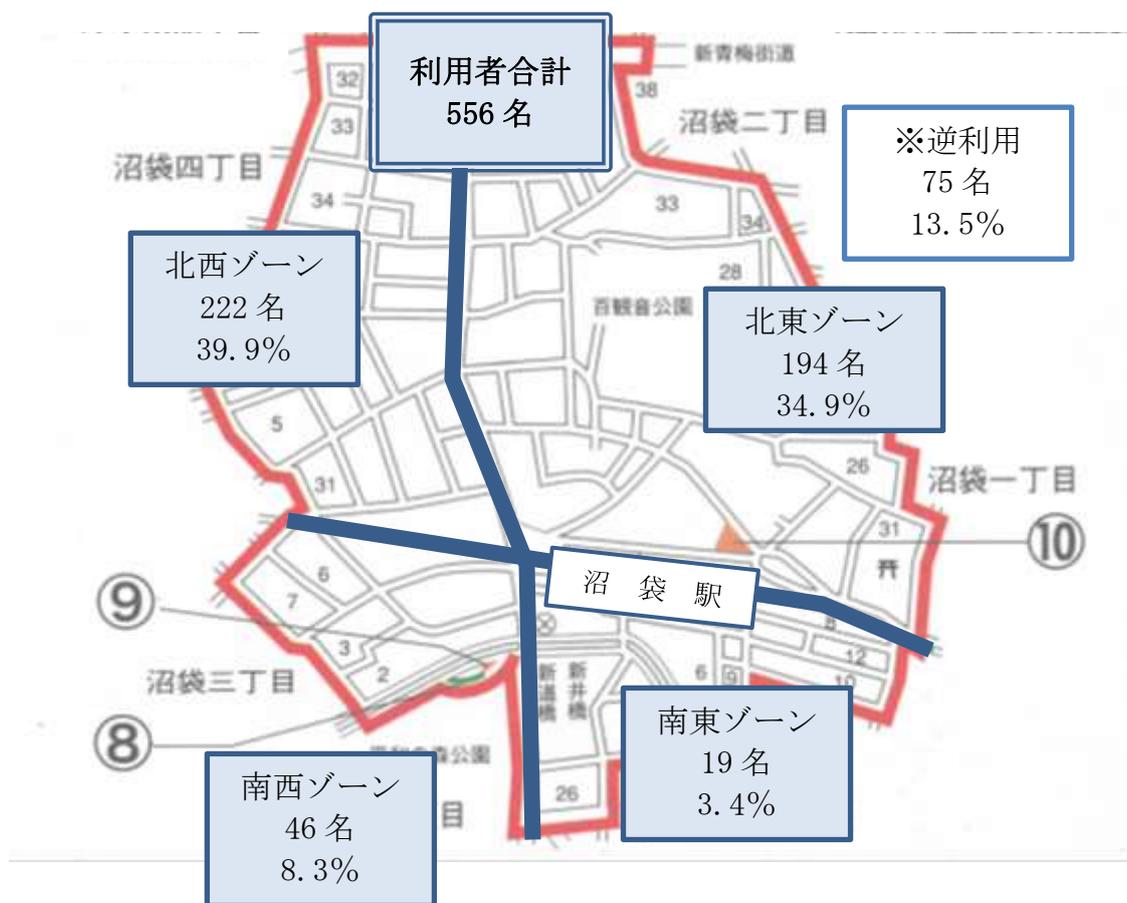
※ 毎年 10 月実施の駅周辺における放置自転車等の実態調査より。

### 2 自転車駐車場整備の状況及び自転車の放置状況

#### 【沼袋駅周辺の自転車駐車場及び放置自転車が集積する場所】



【沼袋駅周辺への自転車乗り入れの状況】（平成 27 年 10 月）



※ 逆利用・・・沼袋駅から、通勤・通学で目的地まで自転車を利用する方。

(1) 自転車駐車場の整備状況及び利用状況

	名称	設置年月	収容台数	利用率 (平成 27 年度)
⑧	沼袋南整理区画	昭和 53 年 10 月	250 台	26.4%
⑨	沼袋第一	昭和 59 年 12 月	4 台	100.0%
⑩	沼袋地下	平成 6 年 6 月	470 台	78.3%

※ 整理区画：道路用地を自転車駐車場として暫定利用している施設。

(2) 駅周辺への自転車の乗り入れ状況及び放置率

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
駐車場 収容台数	724 台				
駐車台数	382 台	418 台	399 台	417 台	445 台
放置台数	124 台	66 台	59 台	87 台	80 台
乗り入れ台数	506 台	484 台	458 台	504 台	525 台
放置率	24.5%	13.6%	12.9%	17.3%	15.2%

※ 毎年 10 月実施の駅周辺における放置自転車等の実態調査より。

### 3 問題点と施策の方向

#### (1) 現状と問題点

##### ① 自転車の利用状況

沼袋駅周辺に設置している区営自転車駐車場等の定期・登録利用者の乗り入れの状況は、西武新宿線の北側からの利用者が全体の7割以上を占め、南側からの利用者が約1割である。

##### ② 自転車駐車場の整備

沼袋駅周辺には、区営自転車駐車場及び自転車等駐車整理区画が駅北側に1箇所（470台）、駅南側に2箇所（254台）の合計3箇所（724台）が整備されている。沼袋駅周辺自転車放置規制区域の北西側からの乗り入れが、4割程度を占めているが、駅北側の区営自転車駐車場等は、駅の北東側で商店街から離れている沼袋地下自転車駐車場1箇所であり、自転車利用者の乗り入れの方向と配置とが乖離している。

##### ③ 放置自転車の状況

区営沼袋地下自転車駐車場の西側の駅前に、放置自転車が集積する場所が存在している。この区域の商店街は附置義務制定以前に建てられた建築物が多く自転車駐車場が設置されていないため、平和公園通りを中心に比較的狭い駅周辺の通りへ午後から夕方にかけて放置自転車が集積し、人や車の安全な通行に支障をきたしている。

#### (2) 今後の対策の方向性

##### ① 自転車駐車場の整備・運営

現状では自転車駐車場の収容台数は充足しているが、自転車利用者の乗り入れの方向と配置が合っていないため、現在施行中の西武新宿線の連続立体交差事業やまちづくりの進捗に合わせ、自転車利用動線や駅からの距離を考慮して自転車駐車場の再配置を実現する必要がある。

##### ② 放置自転車対策

商店街の狭い道路に放置自転車が集積し、人や車の安全な通行に支障をきたしていることから、放置自転車の実態を踏まえ、放置防止指導の範囲や時間帯、撤去の回数と時間などの効率的な対策を検討する必要がある。

また、買い物客による短時間の放置自転車も多いことから、今後は地元商店街等と連携して対策を検討する必要がある。

## 【新井薬師前駅】（西武鉄道）

### 1 乗降人数及び自転車利用者数

#### (1) 新井薬師前駅乗降人数（1日平均）

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
22,645 人	22,072 人	22,185 人

※ 乗降人数・・・西武鉄道HP 駅別乗降人数より。

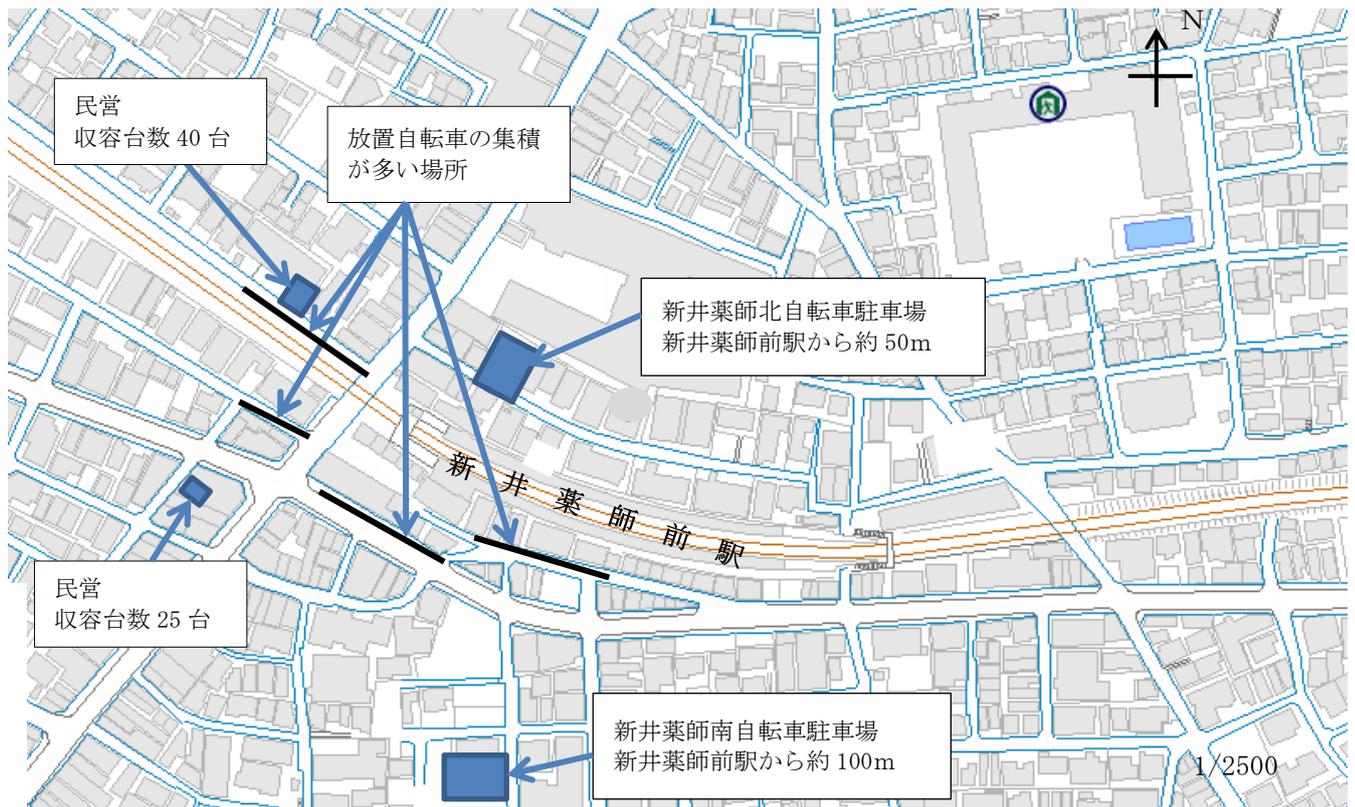
#### (2) 自転車の利用者数

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
駅周辺への乗入台数	292 台	243 台	251 台	278 台	271 台

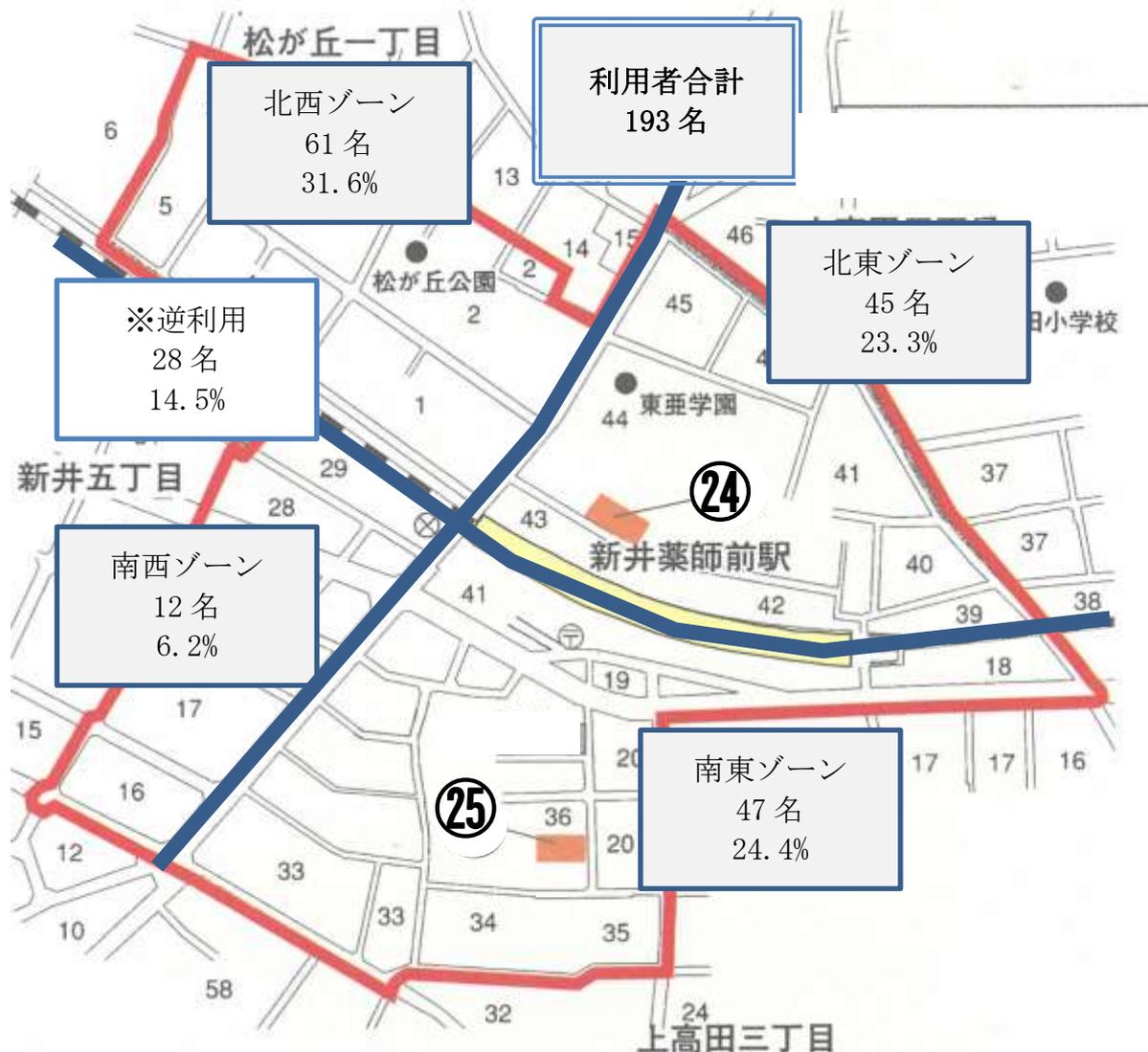
※ 毎年 10 月実施の駅周辺における放置自転車等の実態調査より。

### 2 自転車駐車場整備の状況及び自転車の放置状況

#### 【新井薬師前駅周辺の自転車駐車場及び放置自転車が集積する場所】



【新井薬師前駅周辺への自転車乗り入れの状況】（平成 27 年 10 月）



※ 逆利用・・・新井薬師前駅から、通勤・通学で目的地まで自転車を利用する方。

(1) 自転車駐車場の整備状況及び利用状況

	名称	設置年月	収容台数	利用率 (平成 27 年度)
②④	新井薬師北	平成 18 年 5 月	230 台	61.3%
②⑤	新井薬師南	平成 18 年 12 月	70 台	98.6%

(2) 駅周辺への自転車の乗り入れ状況及び放置率

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
駐車場 収容台数	300 台	300 台	300 台	300 台	365 台
駐車台数	235 台	225 台	207 台	222 台	239 台
放置台数	57 台	18 台	44 台	56 台	32 台
乗り入れ台数	292 台	243 台	251 台	278 台	271 台
放置率	19.5%	7.4%	17.5%	20.1%	11.8%

※ 毎年 10 月実施の駅周辺における放置自転車等の実態調査より。

### 3 問題点と施策の方向

(1) 現状と問題点

① 自転車の利用状況

新井薬師前駅周辺に設置している区営自転車駐車場の定期利用者の乗り入れの状況は、西武新宿線の北側からの利用者が全体の約 5 割、西武新宿線の南側からの利用者が全体の約 3 割である。

② 自転車駐車場の整備

新井薬師前駅周辺には、区営自転車駐車場が駅北側に 1 箇所（230 台）、駅南側に 1 箇所（70 台）、民営自転車駐車場が 2 箇所（65 台）の合計 3 箇所（365 台）が整備されている。

③ 放置自転車の状況

西武新宿線南側の駅前に放置自転車が集積する場所が存在している。駅周辺の通りに放置自転車が集積し、人や車の安全な通行に支障をきたしている場所がある。このような状況から、地域団体も年に 2 回ほど放置自転車防止のキャンペーンを行っている。

(2) 今後の対策と方向性

① 自転車駐車場の整備・運営

現状では自転車駐車場の収容台数は充足しているが、区営自転車駐車場はいずれも民有地を賃借した暫定施設であるため、恒久的な自転車駐車場の確保が必要である。このため、現在施行中の西武新宿線の連続立体交差事業やまちづくりの進捗に合わせ、自転車利用動線や駅からの距離を考慮して自転車駐車場の再配置を実現する必要がある。

② 放置自転車対策

駅周辺の通りに放置自転車が集積し、人や車の安全な通行に支障をきたしていることから、放置自転車の実態を踏まえ、放置防止指導の範囲や時間帯、撤去の回数と時間などの効率的な対策を検討する必要がある。

# 【富士見台駅】（西武鉄道）

## 1 乗降人数及び自転車利用者数

### (1) 富士見台駅乗降人数（1日平均）

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
24,967 人	25,375 人	26,470 人

※ 乗降人数・・・西武鉄道HP 駅別乗降人数より。

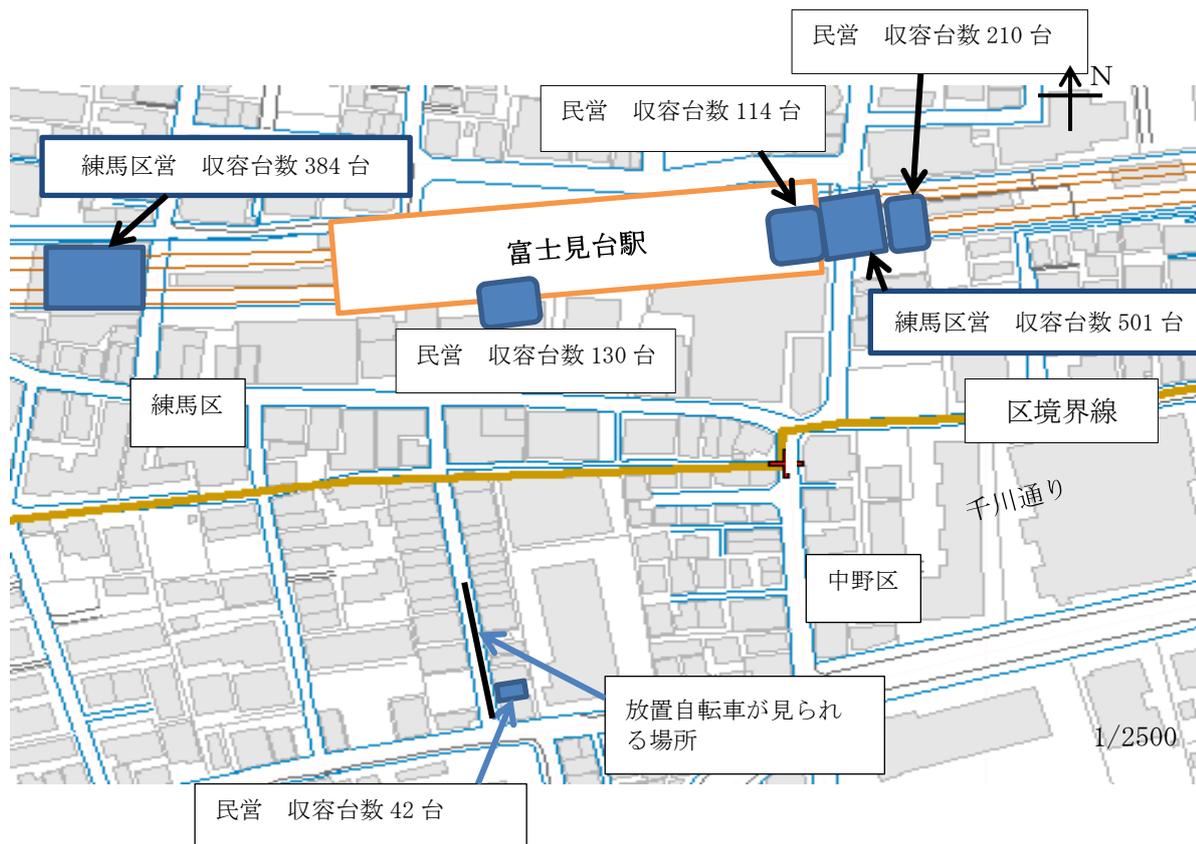
### (2) 自転車の利用者数

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
駅周辺への 乗り入れ台数	39 台	36 台	33 台	31 台	56 台

※ 毎年 10 月実施の駅周辺における放置自転車等の実態調査より。

## 2 自転車駐車場整備の状況及び自転車の放置状況

【富士見台駅周辺の自転車駐車場及び放置自転車が集積する場所】



(1) 練馬区営自転車駐車場の整備状況及び利用状況

名称	設置年月	収容台数	利用率（平成 27 年 5 月）
富士見台駅東	平成 14 年 10 月	501 台	79%
富士見台駅西	平成 14 年 10 月	384 台	94%

(2) 駅周辺への自転車の乗り入れ状況及び放置率

年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
駐車場 収容台数	30 台	30 台	30 台	30 台	42 台
駐車台数	23 台	20 台	18 台	16 台	42 台
放置台数	16 台	16 台	15 台	15 台	14 台
乗り入れ台数	39 台	36 台	33 台	31 台	56 台
放置率	41.0%	44.4%	45.5%	48.4%	25.0%

※ 毎年 10 月実施の駅周辺における放置自転車等の実態調査より。

### 3 問題点と施策の方向

(1) 現状と問題点

① 自転車駐車場の整備

現在、富士見台駅周辺に区営の自転車駐車場は設置していない。駅自体が練馬区にあり、練馬区営 2 箇所と民営 4 箇所の自転車駐車場で対処している状況である。

② 放置自転車の状況

放置防止指導及び放置自転車の撤去を実施しているが、中野区の自転車放置規制区域内には放置自転車が少ないため、撤去台数も微少である。

(2) 今後の対策の方向性

① 自転車駐車場の整備・運営

駅への乗り入れ台数や放置台数等を引き続き検証していく必要がある。

② 放置自転車対策

引き続き、現状の放置防止指導及び撤去を継続していく必要がある。

## 【中野坂上駅】（東京メトロ・都営地下鉄）

### 1 乗降客数及び自転車利用者数

#### (1) 中野坂上駅乗降者数（1日平均）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
丸ノ内線	63,438 人	70,853 人	72,789 人
大江戸線	37,094 人	37,653 人	38,709 人
計	100,532 人	108,506 人	111,498 人

※ 乗降人数・・・東京メトロHP各駅の乗降人数より。  
都営地下鉄HP各駅の乗降人数より。

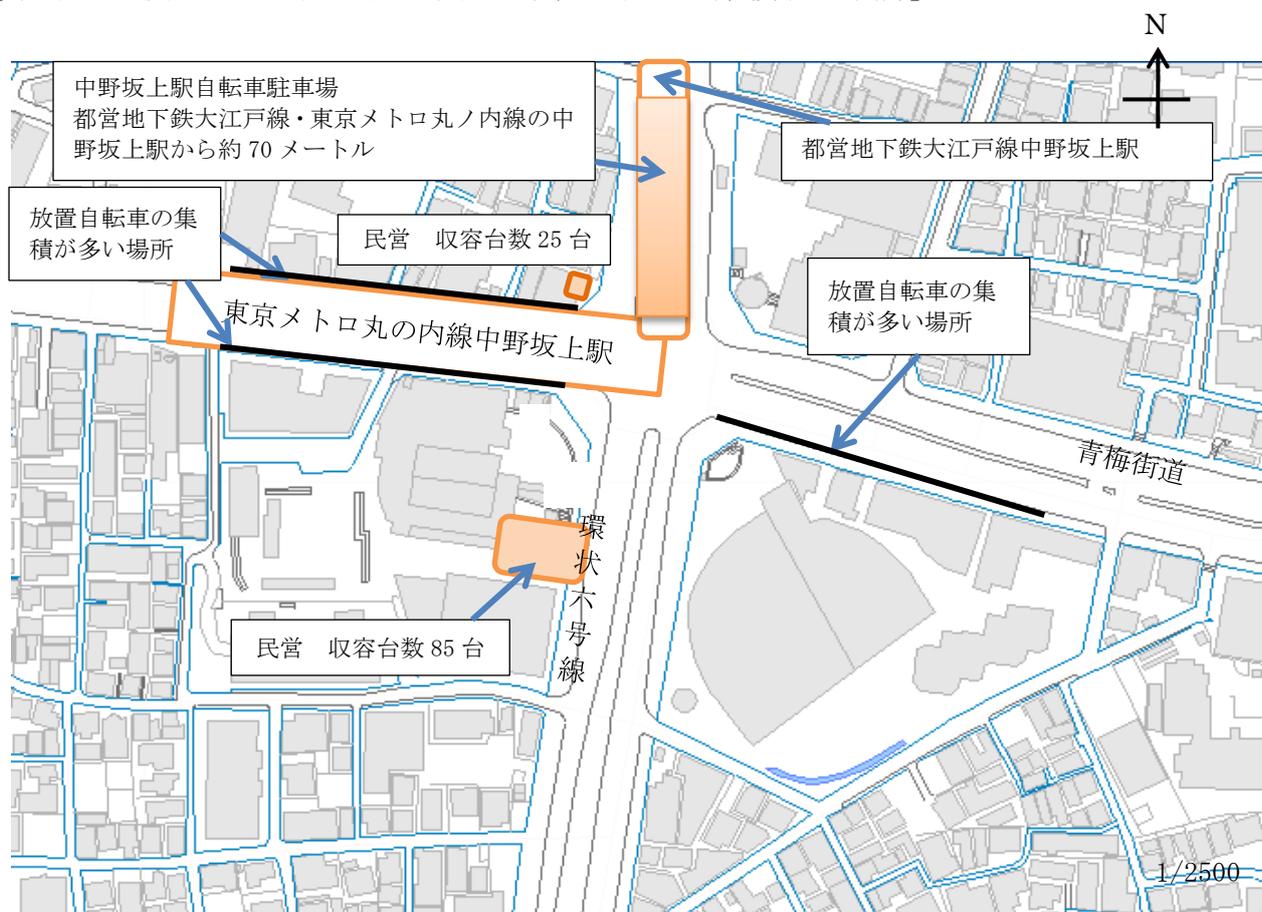
#### (2) 自転車の利用者数

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
駅周辺への 乗り入れ台数	727 台	545 台	582 台	618 台	576 台

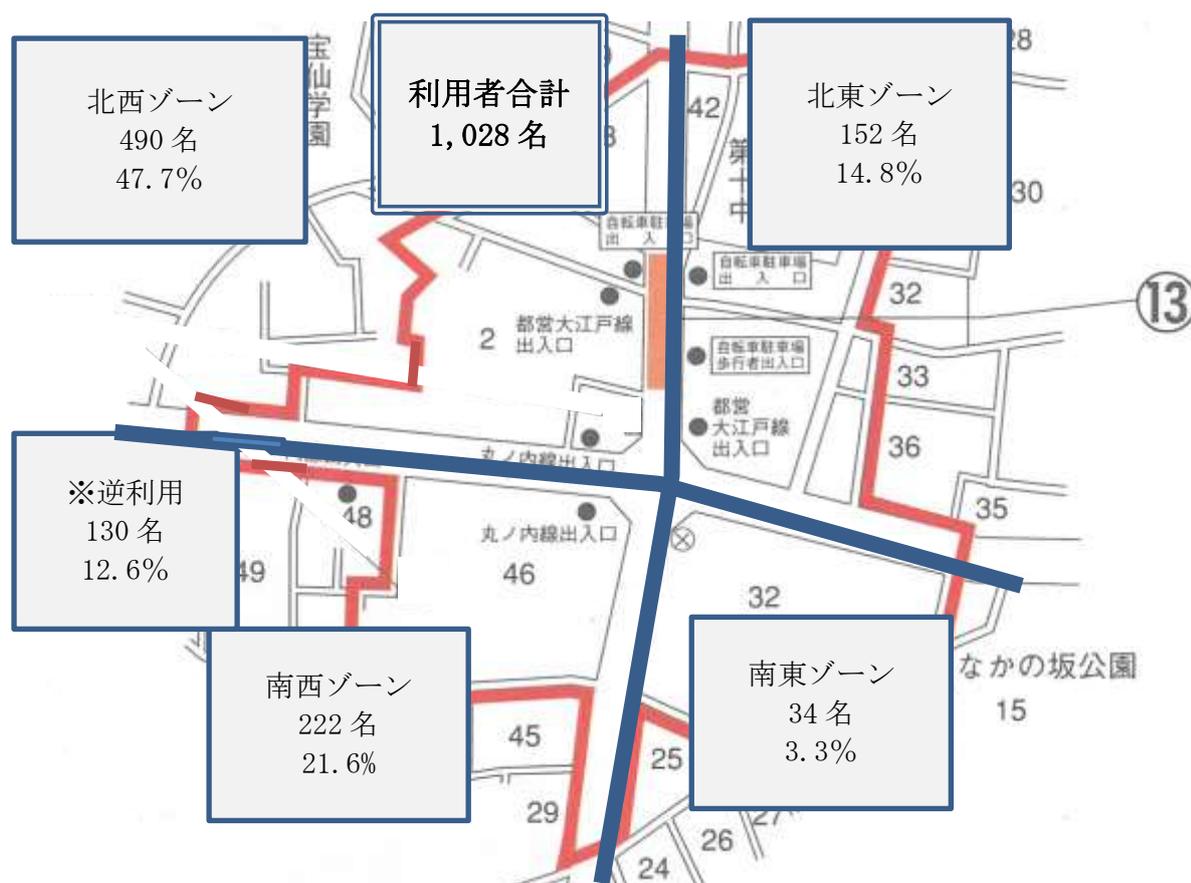
※ 毎年 10 月実施の駅周辺における放置自転車等の実態調査より。

### 2 自転車駐車場整備の状況及び自転車の放置状況

#### 【中野坂上駅周辺の自転車駐車場及び放置自転車が集積する場所】



【中野坂上駅周辺への自転車乗り入れの状況】（平成 27 年 10 月）



※ 逆利用・・・中野坂上駅から通勤・通学で目的地まで自転車を利用する方。

(1) 自転車駐車場の整備状況及び利用状況

名称	設置年月	収容台数	利用率（平成 27 年度）
⑬ 中野坂上駅	平成 11 年 4 月	1,052 台	41.3%

(2) 駅周辺への自転車の乗り入れ状況及び放置率

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
駐車場 収容台数	1,324 台	1,162 台	1,162 台	1,162 台	1,162 台
駐車台数	644 台	477 台	531 台	574 台	529 台
放置台数	83 台	68 台	51 台	44 台	47 台
乗り入れ台数	727 台	545 台	582 台	618 台	576 台
放置率	11.4%	12.5%	8.8%	7.1%	8.2%

※ 毎年 10 月実施の駅周辺における放置自転車等の実態調査より。

### 3 問題点と施策の方向

#### (1) 現状と問題点

##### ① 自転車の利用状況

中野坂上駅周辺に設置している区営自転車駐車場の定期利用者の乗り入れの状況は、青梅街道の北側からの利用者が全体の約 6 割、南側からの利用者が全体の約 2 割である。また、山手通りの西側からの利用が全体の約 7 割、東側からの利用が全体の約 2 割である。中野坂上駅の南東側は新宿駅に近く、北東側は東中野駅が近いいため、山手通りの東側の利用者が少ないと思われる。

##### ② 自転車駐車場の整備

中野坂上駅周辺には、区営自転車駐車場が駅北側に 1 箇所（1,052 台）、民営自転車駐車場が 2 箇所（110 台）の合計 3 箇所（1,162 台）が整備されている。

##### ③ 放置自転車の状況

山手通りと青梅街道の交差点付近の歩道を中心に、駅や周辺店舗等の利用者によるものと思われる自転車の放置が増加している場所がある。

放置規制区域の南側の外縁部に店舗の買い物客と通勤者による放置自転車が多い場所がある。

#### (2) 今後の対策の方向性

##### ① 自転車駐車場の整備・運営

中野坂上駅自転車駐車場は地下施設であるため、より一層わかりやすい案内板・誘導サインの設置やハンディキャップを持った方に対しての出入口付近や低層部の優先的利用など、利用者の実態に合った自転車駐車場の整備・運営を行っていく必要がある。

##### ② 放置自転車対策

自転車の放置は年々減少傾向にある。引き続き、自転車駐車場案内、放置自転車整理、放置防止指導及び即時撤去を行っていく必要がある。

一方、規制区域南部の外側において放置自転車が集積している場所があることから、規制区域の範囲の見直しを含めた対策を検討する必要がある。

## 【新中野駅】（東京メトロ）

### 1 乗降人数及び自転車利用者数

#### (1) 新中野駅乗降人数（1日平均）

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
32,577 人	33,026 人	33,934 人

※ 乗降人数・・・東京メトロHP各駅の乗降人数より。

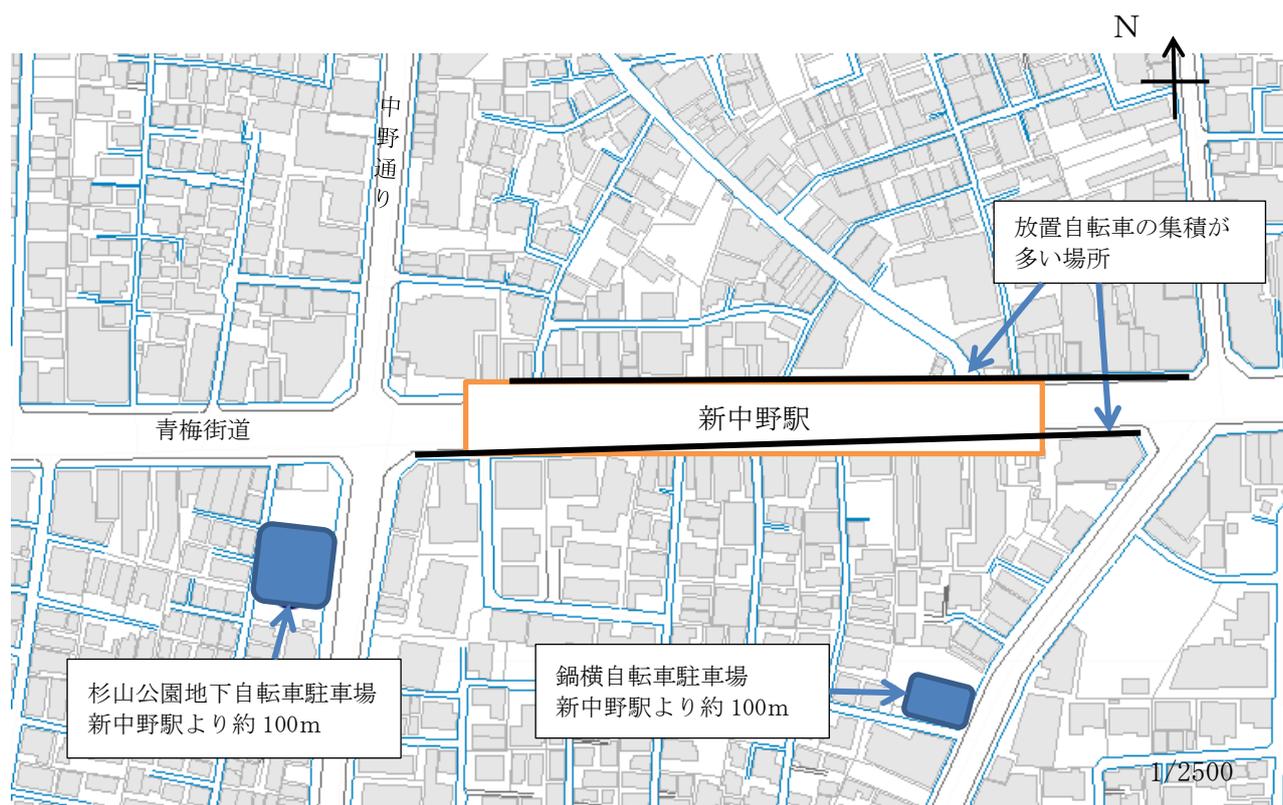
#### (2) 自転車の利用者数

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
駅周辺への 乗り入れ台数	256 台	293 台	267 台	278 台	263 台

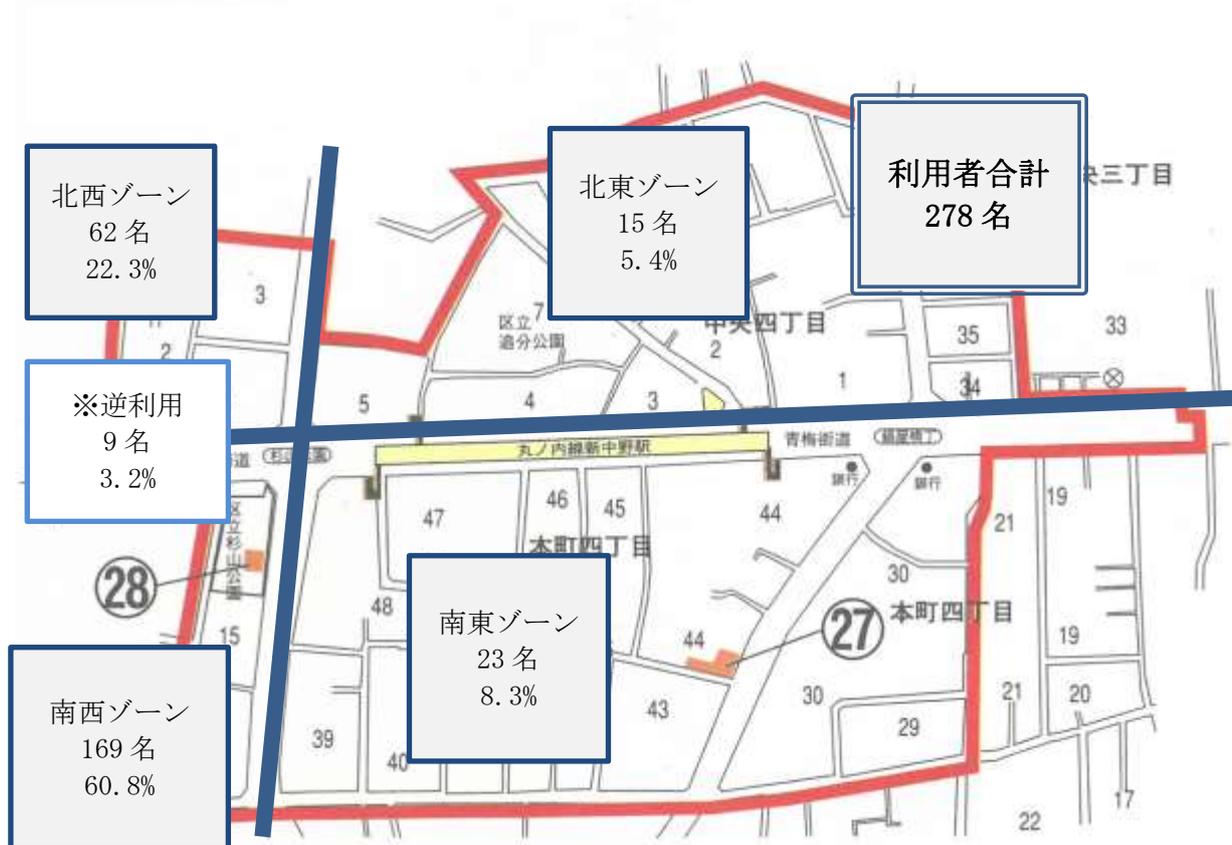
※ 毎年 10 月実施の駅周辺における放置自転車等の実態調査より。

### 2 自転車駐車場整備の状況及び自転車の放置状況

#### 【新中野駅周辺の自転車駐車場及び放置自転車が集積する場所】



【新中野駅周辺への自転車乗り入れの状況】（平成 27 年 10 月）



※ 逆利用・・・新中野駅から通勤・通学で目的地まで自転車を利用する方。

(1) 自転車駐車場の整備状況及び利用状況

	名称	設置年月	収容台数	利用率（平成 27 年度）
②⑦	鍋横	平成 21 年 7 月	250 台	54.8%
②⑧	杉山公園地下	平成 22 年 4 月	240 台	21.2%

(2) 駅周辺への自転車の乗り入れ状況及び放置率

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
駐車場 収容台数	490 台				
駐車台数	181 台	169 台	181 台	199 台	186 台
放置台数	75 台	124 台	86 台	79 台	77 台
乗り入れ台数	256 台	293 台	267 台	278 台	263 台
放置率	29.3%	42.3%	32.2%	28.4%	29.3%

※ 毎年 10 月実施の駅周辺における放置自転車等の実態調査による。

### 3 問題点と施策の方向

#### (1) 現状と問題点

##### ① 自転車の利用状況

新中野駅周辺に設置している区営自転車駐車場の定期利用者の乗り入れの状況は、青梅街道の北側からの利用者が全体の約3割、南側からの利用者が全体の約7割である。

##### ② 自転車駐車場の整備

新中野駅周辺には、区営自転車駐車場が駅南側に2箇所(490台)が整備されているが、新中野駅南西側にある杉山公園地下自転車駐車場の利用率が20%前後、南東側にある鍋横自転車駐車場の利用率が55%前後とそれぞれ低い状況である。

##### ③ 放置自転車の状況

青梅街道を挟んで南北の商店街の前に放置自転車が集積し、歩行者の安全な通行に支障をきたしている場所がある。特に午後の時間帯に放置台数が多くなっている。

規制区域外西側のバス停付近には、バス・駅利用者による放置自転車が多い場所がある。

また、放置台数は減少傾向にあるが、放置自転車が公道から一部の私道へ移動している。

#### (2) 今後の対策の方向性

##### ① 自転車駐車場の整備・運営

区営自転車駐車場の利用率が低いため、利用率向上のための対策が必要である。

現状では自転車駐車場の必要台数は満たしているが、鍋横自転車駐車場は区有施設建設予定地を使用しているため、恒久的な自転車駐車場の整備を検討する必要がある。

##### ② 放置自転車対策

平成22年6月に放置規制区域に指定後、放置台数は減少している。また、毎月、鍋横交差点等でマナーアップキャンペーンを行っており、年々放置自転車は減少傾向にはある。

その一方で、午後以降に自転車の放置台数は多く、他の駅と比較しても放置率が高い。今後は、自転車駐車場が商店街から離れた場所にある状況などを考慮し、放置防止指導による自転車駐車場への誘導を行い、自転車の放置が集中する時間帯の重点的な対策を検討していく必要がある。

また、規制区域外の西側のバス停付近への放置などへの対策として、規制区域の見直しを含めた対策を検討する必要がある。

## 【中野新橋駅】（東京メトロ）

### 1 乗降人数及び自転車利用者数

#### (1) 中野新橋駅乗降人数（1日平均）

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
18,915 人	19,020 人	19,644 人

※ 乗降人数・・・東京メトロHP各駅の乗降人数より。

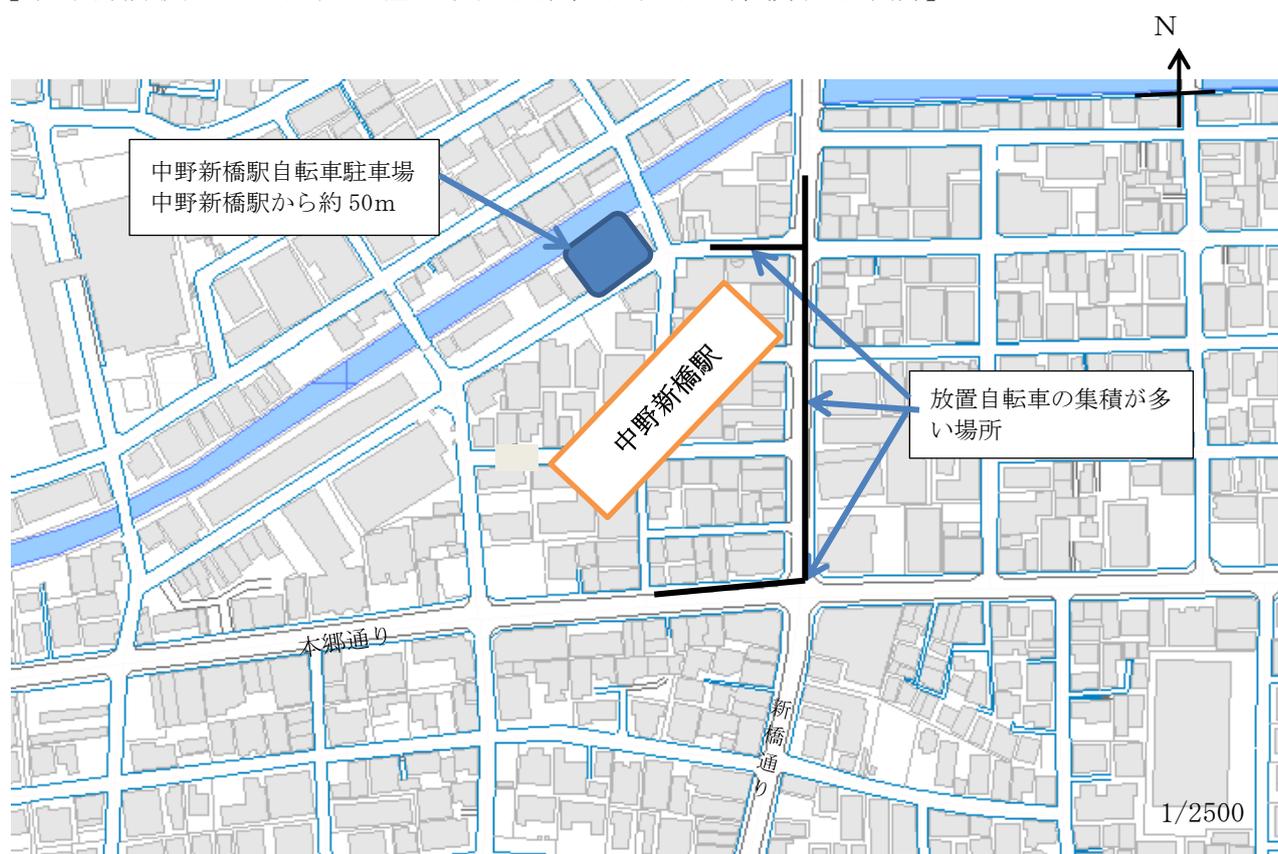
#### (2) 自転車の利用者数

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
駅周辺への 乗り入れ台数	215 台	220 台	233 台	225 台	244 台

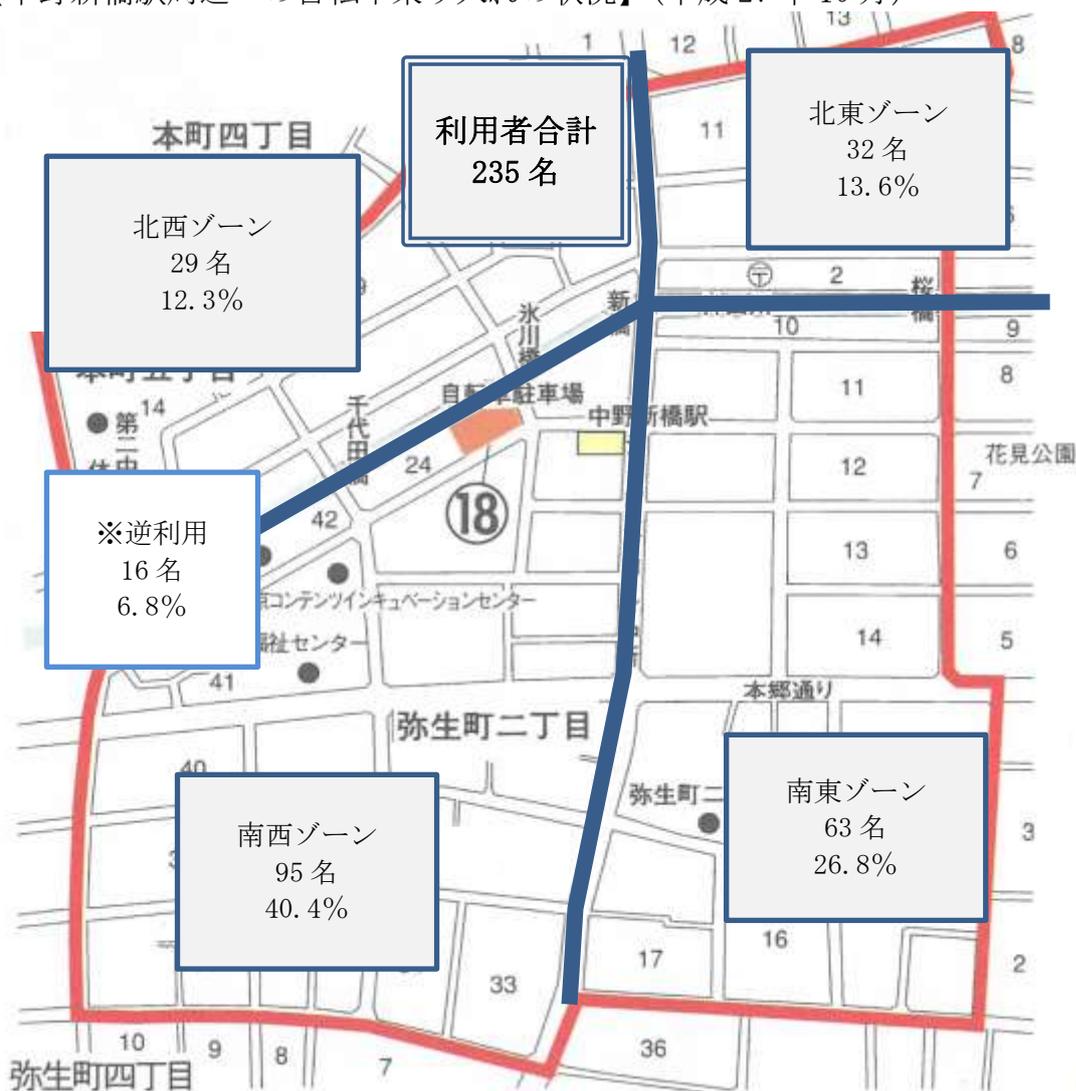
※ 毎年 10 月実施の駅周辺における放置自転車等の実態調査より。

### 2 自転車駐車場整備の状況及び自転車の放置状況

#### 【中野新橋駅周辺の自転車駐車場及び放置自転車が集積する場所】



【中野新橋駅周辺への自転車乗り入れの状況】（平成 27 年 10 月）



※ 逆利用・・・中野新橋駅から通勤・通学で目的地まで自転車を利用する方。

(1) 自転車駐車場の整備状況及び利用状況

名称	設置年月	収容台数	利用率 (平成 27 年度)
⑱ 中野新橋駅	平成元年 4 月	250 台	87.2%

(2) 駅周辺への自転車の乗り入れ状況及び放置率

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
駐車場 収容台数	250 台	150 台	150 台	150 台	250 台
駐車台数	150 台	159 台	165 台	157 台	181 台
放置台数	65 台	61 台	68 台	68 台	63 台
乗り入れ台数	215 台	220 台	233 台	225 台	244 台
放置率	30.2%	27.7%	29.2%	30.2%	25.8%

※ 毎年 10 月実施の駅周辺における放置自転車等の実態調査より。

※ 自転車駐車場は、平成 28 年 12 月に河川改修工事終了に伴い元の場所に戻り収容台数 250 台に回復。

### 3 問題点と施策の方向

#### (1) 現状と問題点

##### ① 自転車の利用状況

中野新橋駅周辺に設置している区営自転車駐車場の定期利用者の乗り入れの状況は、駅出入口前を東西に走る区道の北側からの利用者が全体の約3割、南側からの利用者が全体の約7割である。駅利用者と商店街への買い物客による乗り入れが多く見られる。また、敷地内に自転車の駐車スペースが無い共同住宅が多い地域である。

##### ② 自転車駐車場の整備

中野新橋駅周辺には、区営自転車駐車場が駅北側に1箇所(250台)が整備されている。平成25年度より東京都が施行した神田川河川改修工事のため収容台数を縮小し移転していたが、平成27年度に河川改修工事が終了したことにより元の場所へ戻り、収容台数は回復している。

##### ③ 放置自転車の状況

中野新橋駅を中心に、商店街と本郷通りに多く放置自転車が集積し、人の通行に支障をきたしている場所がある。

#### (2) 今後の対策の方向性

##### ① 自転車駐車場の整備・運営

需要予測については現状のとおりとし、収容台数が平成27年度中に250台に回復したため、新たな整備は不要であると考える。

##### ② 放置自転車対策

放置台数は年々減少傾向にあり、これを維持していくため、引き続き放置防止指導及び即時撤去、自転車駐車場利用案内を行っていく必要がある。

また、駅周辺、商店街や本郷通りの商店前など、放置自転車が集積する特定の場所については、重点的に対策を行っていく必要がある。共同住宅前に自転車が放置され、人や車の通行の妨げになっている場所についても対策を行っていく必要がある。

## 【中野富士見町駅】（東京メトロ）

### 1 乗降人数及び自転車利用者数

#### (1) 中野富士見町駅乗降人数（1日平均）

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
18,285 人	18,167 人	18,741 人

※ 乗降人数・・・東京メトロHP各駅の乗降人数より。

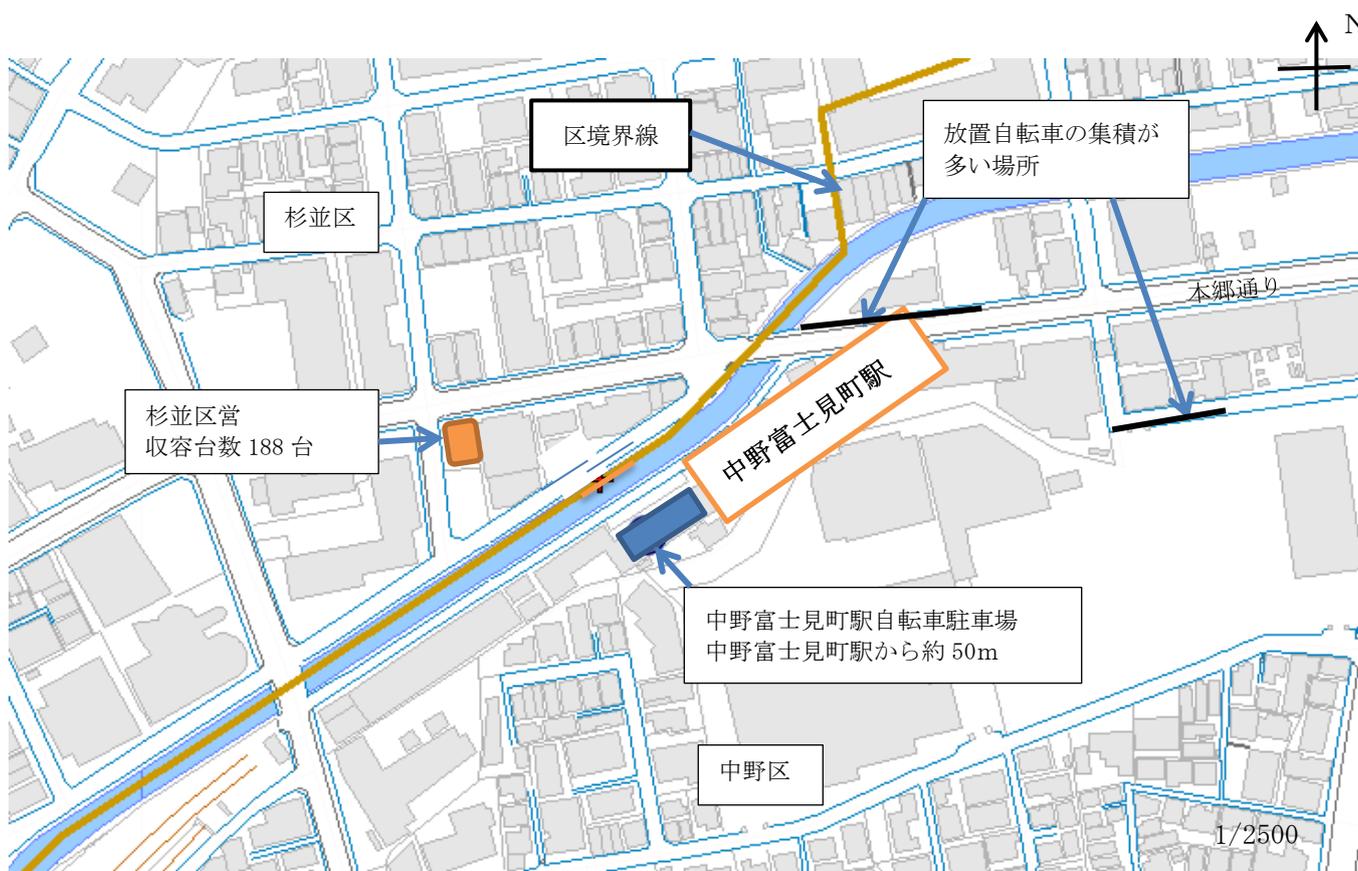
#### (2) 自転車の利用者数

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
駅周辺への 乗り入れ台数	126 台	82 台	74 台	88 台	72 台

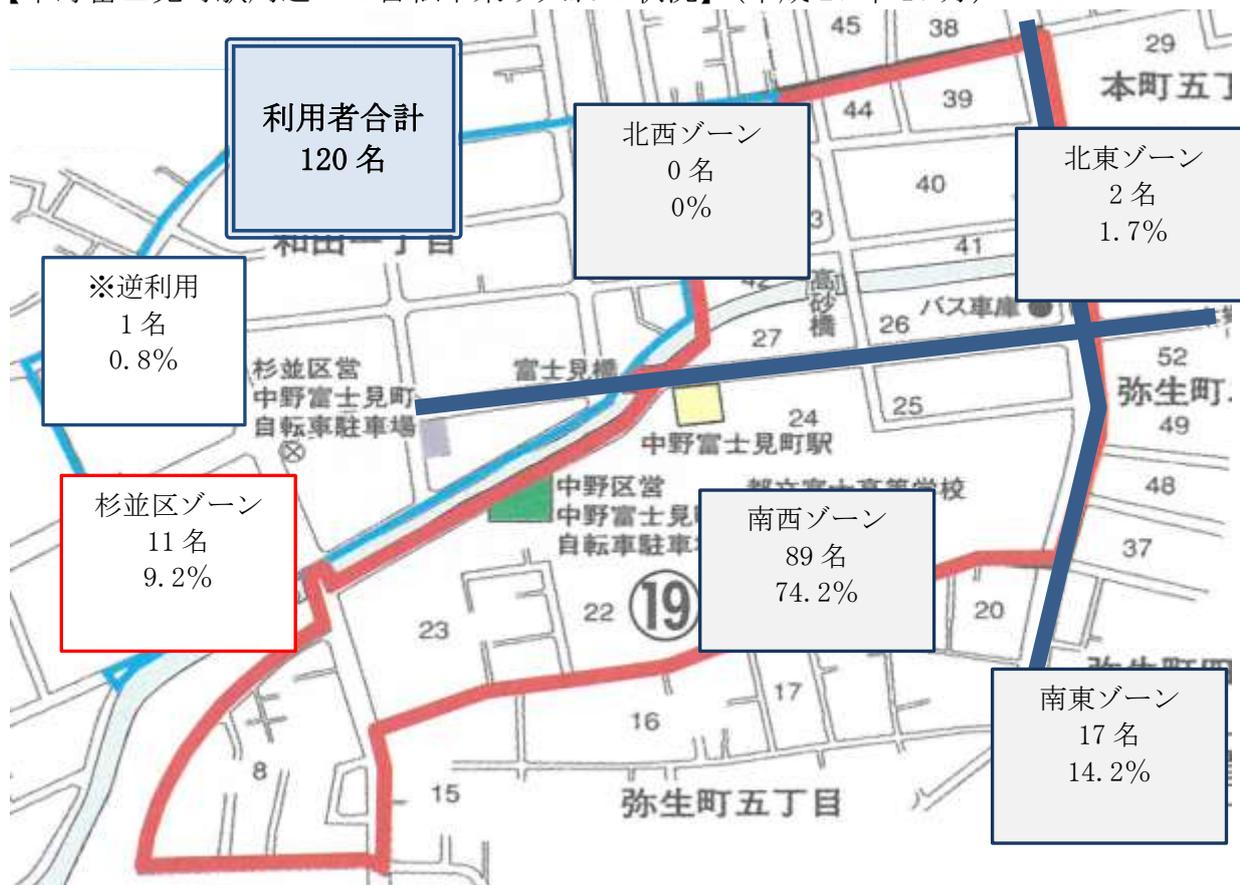
※ 毎年 10 月実施の駅周辺における放置自転車等の実態調査より。

### 2 自転車駐車場整備の状況及び自転車の放置状況

#### 【中野富士見町駅周辺の自転車駐車場及び放置自転車が集積する場所】



【中野富士見町駅周辺への自転車乗り入れの状況】（平成 27 年 10 月）



※ 逆利用・・・中野富士見町駅から通勤・通学で目的地まで自転車を利用する方。

(1) 中野区営自転車駐車場の整備状況及び利用状況

名称	設置年月	収容台数	利用率（平成 27 年度）
⑱ 中野富士見町	平成 14 年 1 月	90 台	130.0%

(2) 杉並区営自転車駐車場の整備状況及び利用状況

名称	設置年月	収容台数	利用率（平成 26 年度）
中野富士見町	平成 17 年 11 月	188 台	77.0%

(3) 駅周辺への自転車の乗り入れ状況及び放置率

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
駐車場 収容台数	90 台				
駐車台数	120 台	75 台	70 台	82 台	65 台
放置台数	6 台	7 台	4 台	6 台	7 台
乗り入れ台数	126 台	82 台	74 台	88 台	72 台
放置率	4.8%	8.5%	5.4%	6.8%	9.7%

※ 毎年 10 月実施の駅周辺における放置自転車等の実態調査より

### 3 問題点と施策の方向

#### (1) 現状と問題点

##### ① 自転車の利用状況

中野富士見町駅周辺に設置している区営自転車駐車場の登録利用者の乗り入れの状況は、本郷通りの北側からの利用者はほとんどなく、南側からの利用者が全体の約9割である。

##### ② 自転車駐車場の整備

中野富士見町駅周辺には、区営自転車駐車場が駅南側に1箇所(90台)が整備されている。また、杉並区との区境には、杉並区営自転車駐車場1箇所(約200台)が整備されている。

##### ③ 放置自転車の状況

放置台数は比較的少なく、中野富士見町駅周辺の規制区域内では、乗り入れ台数及び放置台数ともに大きな変動はみられない。

#### (2) 今後の対策の方向性

##### ① 自転車駐車場の整備・運営

中野区営の自転車駐車場は100%を超える利用率であり、先着順での利用登録申請が、受付開始から1～2時間以内に満車になってしまう状況である。また、杉並区側の自転車駐車場も利用率が高いことから、自転車の収容台数を増加させる必要があると思われる。

##### ② 放置自転車対策

駅周辺の規制区域内では、自転車の放置台数は大きな変動がなく、少ない状態を保っており、引き続き現状の自転車駐車場利用案内及び放置自転車の整理・指導・警告・即時撤去を継続していく必要がある。

## 【落合駅】(東京メトロ)

### 1 乗降人数及び自転車利用者数

#### (1) 落合駅乗降人数 (1日平均)

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
24,035 人	24,261 人	25,312 人

※ 乗降人数・・・東京メトロHP各駅の乗降人数より。

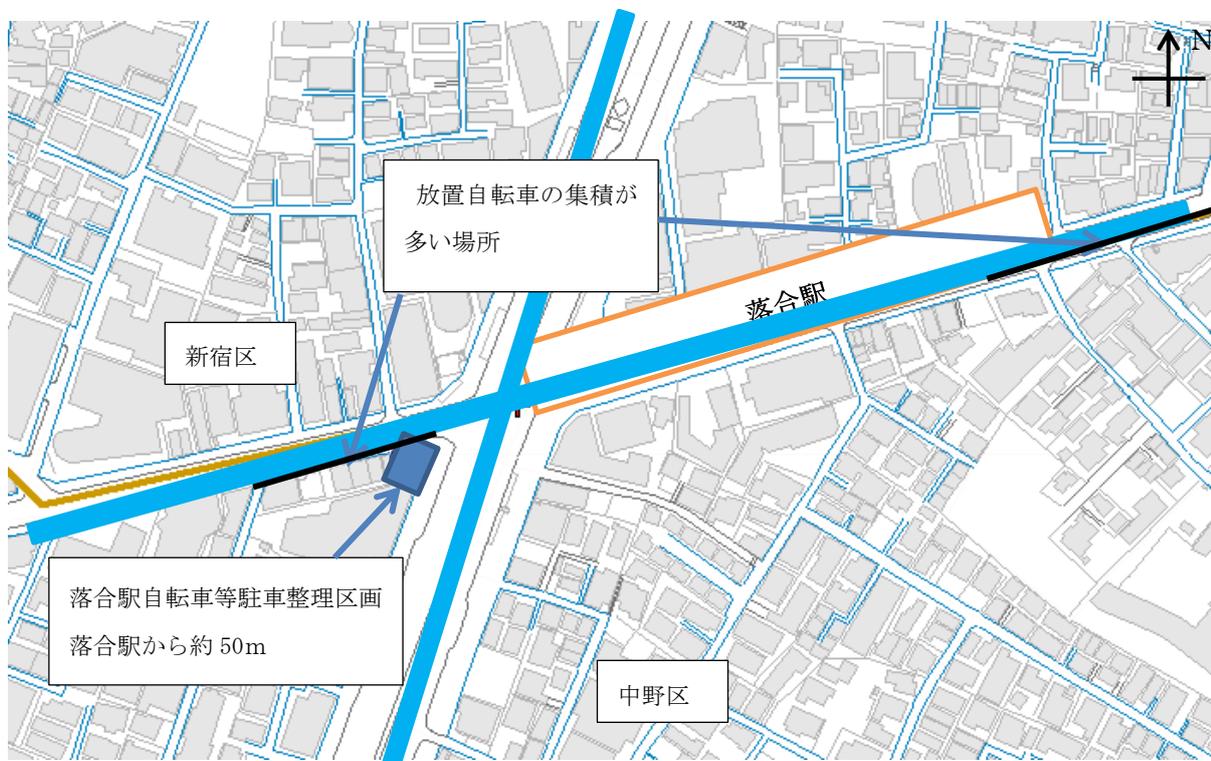
#### (2) 自転車の利用者数

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
駅周辺への 乗り入れ台数	166 台	178 台	195 台	201 台	192 台

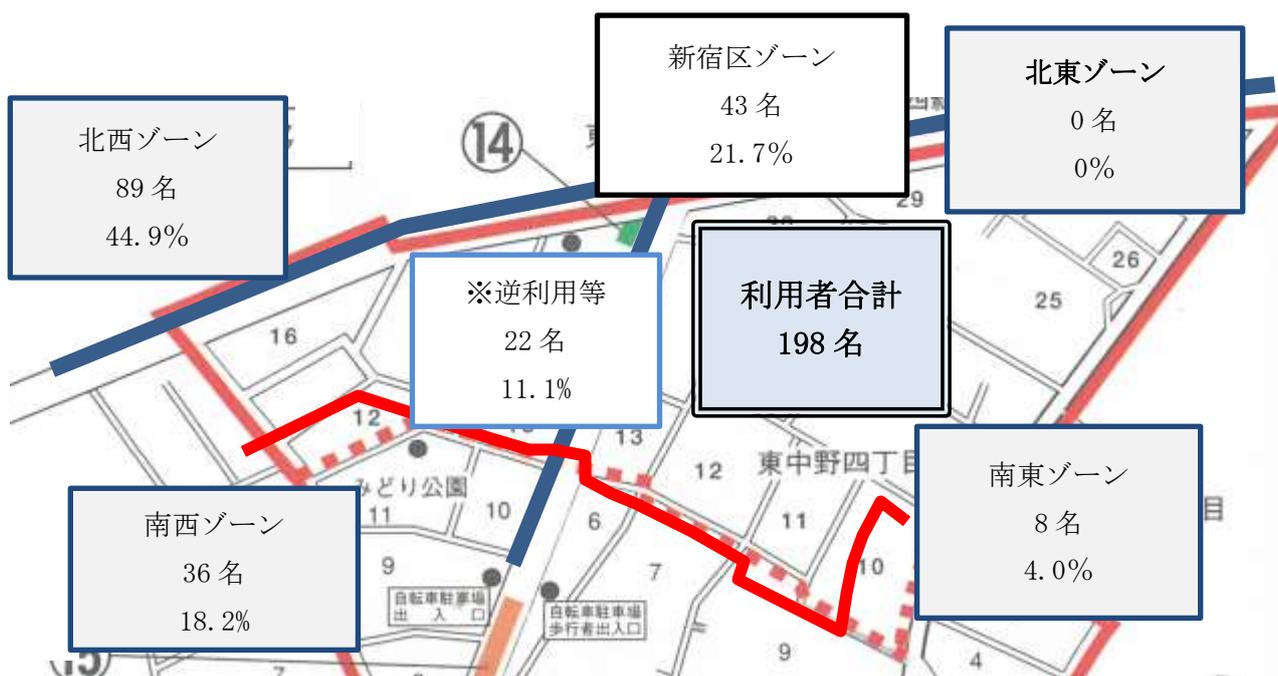
※ 毎年 10 月実施の駅周辺における放置自転車等の実態調査により。

### 2 自転車駐車場整備の状況及び自転車の放置状況

#### 【落合駅周辺の自転車駐車場及び放置自転車が集積する場所】



【落合駅周辺への自転車乗り入れの状況】（平成 27 年 10 月）



※ 逆利用・・・落合駅から、通勤・通学で目的地まで自転車を利用する方。

(1) 中野区営自転車駐車場の整備状況及び利用状況

	名称	設置年月	収容台数	利用率（平成 27 年度）
⑭	落合駅整理区画	平成 16 年 4 月	160 台	151.3%

※ 整理区画：道路用地を自転車駐車場として暫定利用している施設。

(2) 新宿区営自転車駐車場の整備状況及び利用状況

名称	設置年月	収容台数	利用率 （平成 27 年度）
路上自転車等駐輪場	平成 23 年 4 月	99 台	100%

(3) 駅周辺への自転車の乗り入れ状況及び放置率

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
駐車場 収容台数	160 台				
駐車台数	158 台	174 台	191 台	196 台	185 台
放置台数	8 台	4 台	4 台	5 台	7 台
乗り入れ台数	166 台	178 台	195 台	201 台	192 台
放置率	4.8%	2.2%	2.1%	2.5%	3.6%

※ 毎年 10 月実施の駅周辺における放置自転車等の実態調査より。

### 3 問題点と施策の方向

#### (1) 現状と問題点

##### ① 自転車の利用状況

落合駅周辺に設置している区営自転車等駐車整理区画の登録利用者の乗り入れの状況は、早稲田通りの北側からの利用者が全体の約7割、南側からの利用者が全体の約2割である。このことから南側居住者の多くはJR中央線東中野駅方面へ流れていると推測される。

##### ② 自転車駐車場の整備

落合駅周辺には、区営自転車等駐車整理区画が駅南側に1箇所(160台)が整備されている。隣接の新宿区も、環状六号線の歩道上に約99台分の駐車スペースを設けているが、ほぼ満車の状態であり、乗り入れ台数に対して駐車スペースはやや不足している。

また、落合駅自転車等駐車整理区画のうち約100台分の駐車スペースは、東京都の都市計画決定を受け、早稲田通り(補助第74号線)の拡幅予定地になっている。

##### ③ 放置自転車の状況

駅出入口東側付近と西側付近の歩道部分に駅利用者が放置したと思われる自転車の放置、環状六号線の歩道部分に店舗の買い物客による短時間の自転車の放置が見受けられる。

#### (2) 今後の対策の方向性

##### ① 自転車駐車場の整備・運営

現在の自転車駐車場は、都道予定地を貸借し設置した暫定施設であり、今後、早稲田通りの拡幅により収容台数が減少する予定である。また、現在でも自転車駐車場の需要は大きいため、新宿区の自転車駐車場の整備状況を勘案しながら、新たな自転車駐車場の設置を検討する必要がある。

##### ② 放置自転車対策

乗り入れ台数は増加傾向にあり、放置自転車台数は減少していない。また、時間帯による放置台数にも変化は見られない。

引き続き、自転車駐車場利用案内及び放置防止指導・警告・即時撤去を継続して実施していく必要がある。

## 【新江古田駅】（都営地下鉄）

### 1 乗降人数及び自転車利用者数

#### (1) 新江古田駅乗降人数（1日平均）

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
24,680 人	24,962 人	25,572 人

※ 乗降人数・・・都営地下鉄HP各駅の乗降人数より。

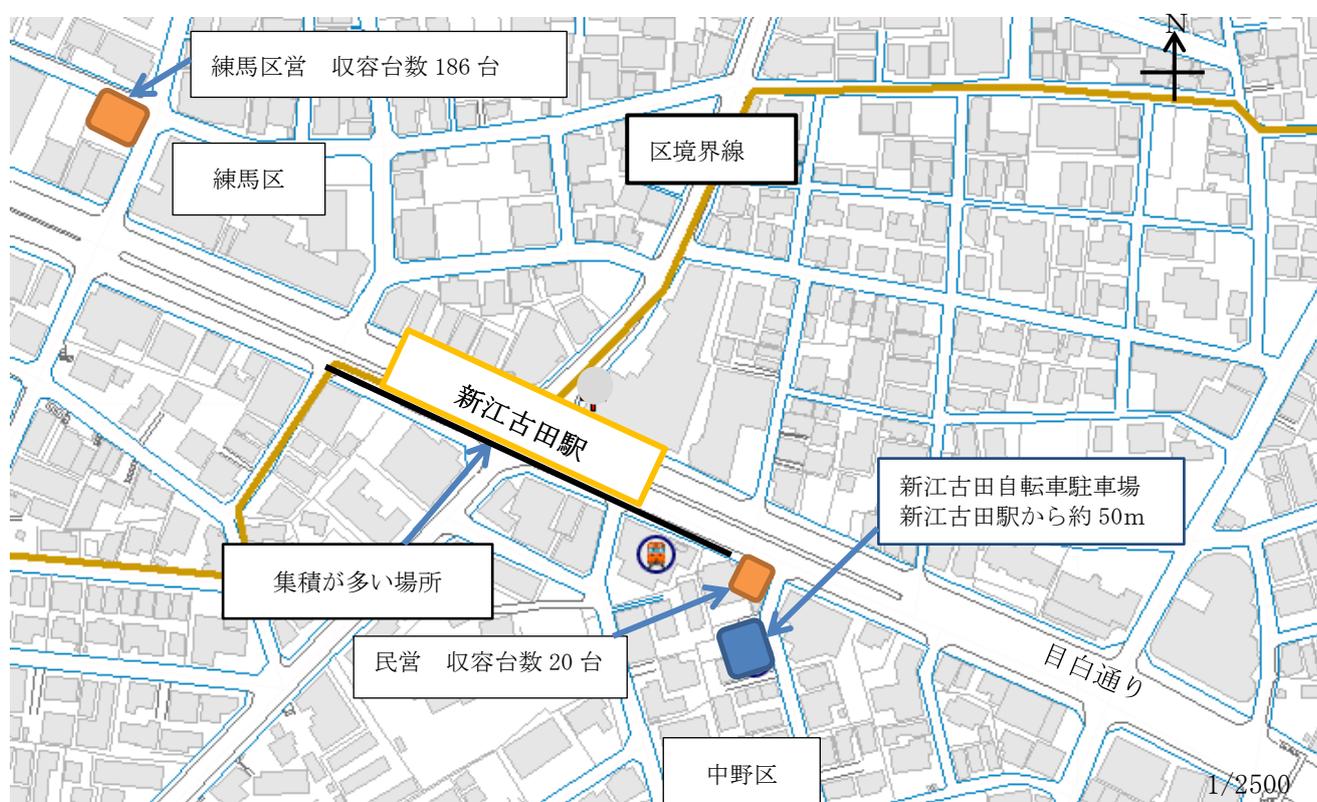
#### (2) 自転車の利用者数

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
駅周辺への 乗り入れ台数	305 台	185 台	175 台	173 台	165 台

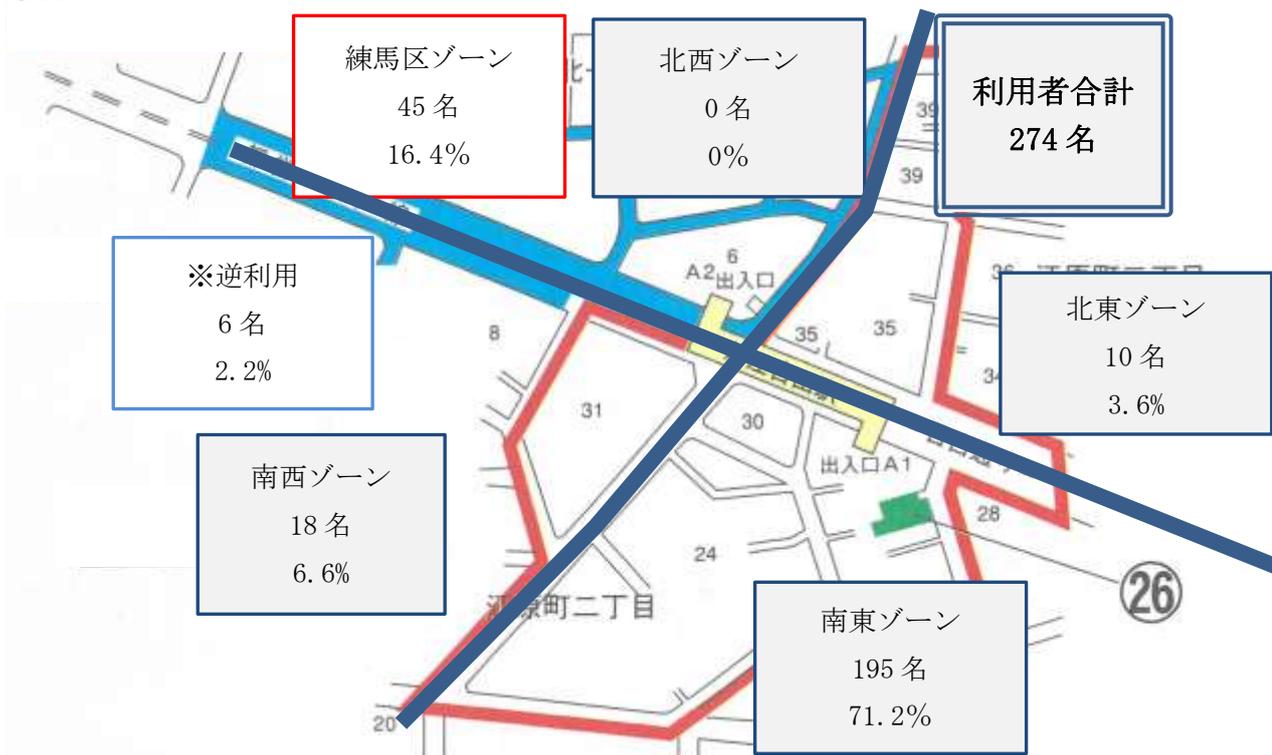
※ 毎年 10 月実施の駅周辺における放置自転車等の実態調査より。

### 2 自転車駐車場整備の状況及び自転車の放置状況

#### 【新江古田駅周辺の自転車駐車場及び放置自転車が集積する場所】



【新江古田駅周辺への自転車乗り入れの状況】（平成 27 年 10 月）



※ 逆利用・・・新江古田駅から、通勤・通学で目的地まで自転車を利用する方。

(1) 中野区営自転車駐車場の整備状況及び利用状況

	名称	設置年月	収容台数	利用率（平成 27 年度）
②⑥	新江古田	平成 10 年 1 月	200 台	119.0%

(2) 練馬区営自転車駐車場整備状況及び利用状況

名称	設置年月	収容台数	利用率 （平成 27 年 5 月）
新江古田	平成 11 年 5 月	186 台	85%

(3) 駅周辺への自転車の乗り入れ状況及び放置率

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
駐車場 収容台数	284 台	220 台	220 台	220 台	220 台
駐車台数	299 台	172 台	158 台	155 台	130 台
放置台数	6 台	13 台	17 台	18 台	35 台
乗り入れ台数	305 台	185 台	175 台	173 台	165 台
放置率	2.0%	7.0%	9.7%	10.4%	21.2%

※ 毎年 10 月実施の駅周辺における放置自転車等の実態調査より。

### 3 問題点と施策の方向

#### (1) 現状と問題点

##### ① 自転車の利用状況

新江古田駅周辺に設置している区営自転車駐車場の登録利用者の乗り入れの状況は、目白通り北側からの利用者が全体の約2割、南側からの利用者が全体の約8割である。

##### ② 自転車駐車場の整備

新江古田駅周辺には、区営自転車駐車場が駅南側に1箇所（200台）、民営自転車駐車場が1箇所（20台）の合計2箇所（220台）が整備されている。練馬区との区境に練馬区営自転車駐車場1箇所の約200台分の駐車スペースが整備されているものの、満車が常態化しており、駅周辺の自転車駐車場の需要は大きい。

##### ③ 放置自転車の状況

鉄道駅、バス利用者、及び近隣店舗の買い物客等による、駅周辺の自転車の放置台数は近年増加してきている。

#### (2) 今後の対策の方向性

##### ① 自転車駐車場の整備・運営

現在の自転車駐車場は民有地を賃借した暫定施設であるため、恒久的な自転車駐車場の整備を検討する必要がある。また、自転車駐車場の需要は大きいため、練馬区の自転車駐車場の整備状況を勘案しながら新たな自転車駐車場の設置を検討する必要がある。

##### ② 放置自転車対策

放置台数が増加傾向にあるため、自転車の放置状況を把握しながら放置防止指導・警告・撤去の放置即時対策を強化していく必要がある。

中野区自転車等駐車対策協議会(第5期)委員名簿

※敬称略

区分	団体・役職・職業	氏名
学識経験者(2人)	東京大学名誉教授	太田 勝敏(会長)
	国士舘大学教授	寺内 義典(副会長)
警察署(2人)	警視庁中野警察署交通課長	高木 淳(第2回まで)
		山下 清二
	警視庁野方警察署交通課長(交通官)	伊藤 寿彦(第5回まで)
		濱本 讓二
鉄道事業者(4人)	東日本旅客鉄道(株)東京支社総務部 企画室副課長	町野 東彦(第3回まで)
		村上 基宏
	東京地下鉄(株)鉄道本部鉄道統括部 計画課 渉外・工事調整担当課長	亀山 勝(第3回まで)
		木津 和久
	西武鉄道(株)計画管理部 計画課 課長補佐	小池 有(第2回まで)
	西武鉄道(株) 鉄道本部 計画管理部 次長兼鉄道計画課長	富田 恭史
東京都交通局都庁前駅務管区長	安達 武司	
東京都第三建設事務所 (1人)	東京都第三建設事務所管理課長	岩倉 俊明
東京都自転車商協同組合 (2人)	東京都自転車商協同組合中野支部長	安達 啓
	東京都自転車商協同組合野方支部長	雉間 悟(第2回まで)
		岩崎 泰一郎
交通安全協会 (2人)	中野交通安全協会会長	高野 允雄
	野方交通安全協会会長	村澤 儀雄
中野区商店街連合会 (1人)	中野区商店街連合会副会長	辰巳 正文
中野区町会連合会 (1人)	中野区町会連合会会長	吉成 武男
公募区民(1人)	区民	橋本 知恵美

計16名

## 中野区駐車対策協議会（第5期）審議経過

	開催年月日	主な内容・審議項目等
第1回	平成27年11月20日（金）	委嘱式
		区長挨拶
		第1回協議会
		1 委員自己紹介
		2 会長及び副会長の互選
		3 諮問
第2回	平成28年 1月21日（木）	4 第1回協議会審議 現在の自転車対策の説明
		第2回協議会審議
第3回	平成28年 5月13日（金）	1 現在の自転車対策の評価
		2 自転車駐車場の整備・運営
第4回	平成28年 7月 7日（木）	第3回協議会審議
		1 現在の自転車対策の評価（第2回）
第5回	平成28年 9月 1日（木）	2 駅別の現状と施策
		第4回協議会審議
		1 駅別の現状と施策（第2回）
		2 買い物客用駐車場の整備
		3 自転車走行空間の整備
第6回	平成28年11月10日（木）	4 啓発活動の推進等
		第5回協議会審議
		1 レンタサイクル・シェアサイクルの検討
		2 自転車駐車場の整備・運営（鉄道駅周辺の自転車駐車場整備含む）
		3 放置規制の推進
第7回	平成28年12月21日（水）	4 啓発活動の推進等（第2回）
		5 答申に盛り込むべき内容等について（案）
第8回	平成29年1月10日（木）	第6回協議会審議
		1 中野駅周辺の自転車駐車場の整備・運営について
第9回	平成29年2月10日（水）	2 中野区自転車利用総合計画（平成29～38年度）答申案について
		第7回協議会審議
第10回	平成29年3月10日（水）	1 中野区自転車対策協議会答申（案）の確認・修正

これまでの中野区の自転車に関する総合計画の答申・策定の状況

	策定・答申年月日	計 画
第1期協議会	平成 9年 3月答申	自転車等の駐車対策の総合的推進について
	平成 10年 1月策定	中野区自転車駐車対策総合計画 (平成9～18年度)
第2期協議会	平成 14年 10月答申	計画の進捗状況の確認
第3期協議会	平成 19年 1月答申	「中野区自転車利用総合計画」策定に当たっ ての基本的考え方と、同計画に盛り込むべき 事項等について
	平成 19年 8月策定	中野区自転車利用総合計画 (平成19～28年度)
第4期協議会	平成 26年 2月答申	「中野区自転車利用総合計画(平成19～2 8年度)」の後半に重点的に取り組むべき事 項等について
	平成 26年 7月策定	中野区自転車利用総合計画(改正版)
第5期協議会	平成 29年 2月答申	中野区自転車利用総合計画(平成29～38 年度)」策定に当たっの基本的考え方と、 同計画に盛り込むべき事項等について

※中野区自転車利用総合計画(平成29～38年度)は、この答申を受け策定予定。

各駅の自転車対策の状況



## 区営自転車駐車場一覧

駅名	設置数	名称	所在地	収容台数	利用形態	条例種別	使用料
中野	4	中野駅北口中央自転車駐車場	中野四丁目9番先	1,800	定期利用 1,800	有料制	屋外 1,900円/月：5,100円/3ヵ月
		中野西自転車駐車場	中野四丁目14番	1,300	定期利用 1,300	有料制	1F1,900円/月：5,100円/3ヵ月 2F1,300円/月：3,300円/3ヵ月 屋外 900円/月 2,400円：3ヵ月
		中野南自転車駐車場	中野二丁目20番及び24番	1,183	定期利用 720 1日利用 400 バイク1日利用 63	有料制	1,100円/月：3,000円/3ヵ月 100円/日：バイク 200円/日
		中野けやき通り自転車駐車場	中野四丁目11番	1,833	定期利用 1,300 1日利用 500 バイク1日利用 33	有料制	1,100円/月：3,000円/3ヵ月 100円/日：バイク 300円/日
東中野	3	東中野駅自転車駐車場	東中野三丁目9番先	930	定期利用 700 1日利用 230	有料制	1,600円/月：4,200円/3ヵ月 100円/日
		東中野駅前広場地下自転車駐車場	東中野一丁目58番9号先	220	定期利用 170 1日利用 50	有料制	2,500円/月：6,900円/3ヵ月 150円/日
		東中野東自転車等駐車整理区画	東中野五丁目3番先	34	年間登録のみ 34	整理区画	4,800円/半年：9,600円/年
鷺ノ宮	3	鷺宮南自転車駐車場	白鷺二丁目49番及び白鷺三丁目1番	450	定期利用 270 1日利用 130 バイク1日利用 50	有料制	1,100円/月：3,000円/3ヵ月 100円/日：バイク 200円/日
		鷺宮東自転車駐車場	若宮三丁目56番	400	定期利用 280 1日利用 120	有料制	1,600円/月：4,200円/3ヵ月 100円/日
		鷺宮北自転車駐車場	鷺宮三丁目30番	248	定期利用 188 1日利用 60	有料制	1,900円/月：5,100円/3ヵ月 100円/日
野方	4	野方第一自転車駐車場	野方五丁目32番	140	1日利用のみ 140	有料制	100円/日
		野方第二自転車駐車場	野方五丁目32番	260	定期利用 210 1日利用 50	有料制	1,900円/月：5,100円/3ヵ月 100円/日
		野方東自転車等駐車整理区画(北)	野方六丁目1番先	226	年間登録のみ 226	整理区画	4,800円/半年：9,600円/年
		野方東自転車等駐車整理区画(南)	野方五丁目25～26番先	344	年間登録のみ 344	整理区画	4,800円/半年：9,600円/年
沼袋	3	沼袋第一自転車駐車場	沼袋三丁目1番先	17	1日利用 4 バイク1日利用 13	有料制	100円/日：バイク 200円/日
		沼袋南自転車等駐車整理区画	沼袋三丁目1番先	250	年間登録 200 1日利用 50	整理区画	4,800円/半年：9,600円/年 100円/日
		沼袋地下自転車駐車場	沼袋一丁目34番14号	470	定期利用 370 1日利用 100	有料制	1,600円/月：4,200円/3ヵ月 100円/日
中野新橋	1	中野新橋駅自転車駐車場	弥生町二丁目24番	250	定期利用 200 1日利用 50	有料制	1,900円/月：5,100円/3ヵ月 100円/日
都立家政	2	都立家政南自転車駐車場	若宮三丁目15番12号	370	定期利用 248 1日利用 122	有料制	1,900円/月：5,100円/3ヵ月 100円/日
		都立家政北自転車駐車場	鷺宮一丁目26番4号	270	定期利用 230 1日利用 40	有料制	1,900円/月：5,100円/3ヵ月 100円/日
新江古田	1	新江古田自転車駐車場	江原町二丁目29番17号	200	年間登録のみ 200	登録制	7,200円/年
中野坂上	1	中野坂上駅自転車駐車場	中央二丁目8番先	1,052	定期利用 829 1日利用 223	有料制	1,600円/月：4,200円/3ヵ月 100円/日
中野富士見町	1	中野富士見町自転車駐車場	弥生町五丁目23番17号	90	年間登録のみ 90	登録制	7,200円/年
落合	1	落合駅自転車等駐車整理区画	東中野三丁目14番先	160	年間登録 140 1日利用 20	整理区画	3,600円/半年：7,200円/年 100円/日
新井薬師前	2	新井薬師北自転車駐車場	上高田五丁目43番6号	230	定期利用 180 1日利用 50	有料制	1,900円/月：5,100円/3ヵ月 100円/日
		新井薬師南自転車駐車場	上高田三丁目36番	70	定期利用 50 1日利用 20	有料制	1,700円/月：4,500円/3ヵ月 100円/日
新中野	2	鍋横自転車駐車場	本町四丁目44番	250	定期利用 200 1日利用 50	有料制	1,600円/月：4,200円/3ヵ月 100円/日
		杉山公園地下自転車駐車場	本町六丁目15番	240	定期利用 200 1日利用 40	有料制	2,500円/月：6,900円/3ヵ月 150円/日
合計	28			13,287	定期利用 9,445 1日利用 2,449 年間登録 1,234 バイク1日利用 159		

## 国や都の自転車走行空間整備や安全利用の取り組み

## 法制度の改正

## 国：自転車走行空間整備

## 【国土交通省】「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」

(平成24年11月策定) (平成28年7月改定)

道路管理者や都道府県警察が、自転車ネットワーク計画の作成やその整備、通行ルールの徹底等を進めるためのガイドラインを策定。

- ・ 自転車通行空間の計画・自転車通行空間の設計
  - ・ 利用ルールの徹底・自転車利用の総合的な取組
- (主なガイドライン改定内容)
- ・ 段階的な計画策定方法の導入・暫定形態の積極的な活用
  - ・ 路面表示の仕様の標準化・自転車道は一方通行を基本とする考え方の導入 等

## 国：自転車安全利用

## 【警察庁】改正道路交通法（平成20年6月施行）

「普通自転車の歩道通行可能要件」を明確化

## 【警察庁】警察庁通達（平成23年10月）

自転車は「車両」という基本的な考え方にに基づき、自転車と歩行者の安全確

保を目的とした総合的な対策を通達

**【警察庁】改正道路交通法（平成25年12月施行）**

自転車等の軽車両の路側帯通行に関する規定等を整備

**【警察庁】改正道路交通法（平成27年6月施行）**

自転車運転者講習制度 等

**国：自転車利活用**

**自転車活用推進法（平成28年12月9日成立）**

**基本理念**自転車の活用が公共の利益を増進する

自転車活用のための施策を進めることを国や自治体の責務とする

**重点施策**

- ・ 自転車専用道路や自転車専用通行帯などの整備
- ・ 路外駐車場の整備によるパーキングメーター等の削減
- ・ シェアサイクル施設の整備・自転車競技施設の整備
- ・ 自転車を活用した国内外からの観光客誘致の促進など 15 項目

※上記の施策を進めるため、国や自治体が目標、法制上および財政上の措置などを定めた「自転車活用推進計画」を定めることとしている。

（5月「自転車月間」、5月5日「自転車の日」とする）

## 都：自転車走行空間整備

### 【東京都自転車走行空間整備計画】（平成 24 年 10 月策定）

『2020 年の東京』計画に位置付けた自転車走行空間を整備するため、整備の基本的な考え方や優先整備区間などを取りまとめた。

自転車道や自転車レーンなどの整備手法と、道路の構造や利用状況を踏まえ、車道の活用を基本とした整備手法の選定の考え方を示した。

安全性・利便性向上の視点から、既設道路について優先整備区間を選定した。

優先整備区間のうち、2020 年度までに約 100 キロメートルの自転車走行空間を整備する。また、優先整備区間のほか、新設・拡幅道路についても整備に取り組んでいく。

### 【東京都自転車推奨ルート】（平成 27 年 4 月策定）

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会会場や主要な観光地の周辺において、自転車がより安全に回遊できるよう、国道、都道、区市道等の自転車が走行しやすい空間を連続させ、ネットワーク化を図る自転車推奨ルートを設定し、国や区市等と整備に取り組んでいくこととした。

これまで、都道や臨港道路における自転車走行空間の整備を進めてきましたが、この取組に加え、2020 年大会開催までに自転車推奨ルートを整備することにより、約 400 キロメートルの自転車が走行しやすい空間を確保し、歩行者、自転車、自動車とともに安全で安心して通行できる道路空間を創出していく。

## 都：自転車安全利用

### 【自転車安全利用条例】（平成 25 年 7 月施行）（平成 29 年 2 月改正）

自転車利用者が守るべき事項を明らかにするとともに、関係者の役割を明らかにして、自転車の安全で適正な利用を社会全体で促進する。

多様な主体による自転車の安全で適正な利用に関する取組をさらに促進するため条例を改正。

### 【第 10 次東京都交通安全計画】（平成 28 年 4 月策定）

今後 5 か年の都内の陸上交通に関する交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図る（計画期間：平成 28～32 年度）

#### 現況と数値目標

死者数 161 人（H27）⇒ 125 人以下

死傷者数 40,092 人（H27）⇒ 28,000 人以下

#### 主な拡充施策

歩行者対策 「ゾーン 30」など生活道路対策

「ゆとりシグナル」など歩行者信号の高度化等

通学路対策 通学路の適切な設定、登下校時間を勘案した指導取締り等

自転車の安全利用 「自転車安全利用指導員」による街頭での啓発・指導等

## 【東京都自転車安全利用推進計画】(平成26年1月策定)(平成28年4月改定)

「第10次東京都交通安全計画」の策定に合わせて、「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づく「東京都自転車安全利用推進計画」を改定しました。

本計画に基づき、行政、自転車利用者だけでなく、事業者等も含めた、自転車の安全利用に向けた社会全体の取組をより一層推進します。

**理念** 社会全体で自転車の安全利用に取り組み、自転車事故がなく、自転車の交通秩序が確立された社会を実現する。

### 数値目標（平成32年度中）

自転車乗用中死者数 20人以下（平成27年：33人）

自転車事故発生件数 8,000件以下（平成27年：11,060件）

駅前放置自転車台数 20,000台以下（平成27年：33,830台）

### 主な新規項目

成人層への広報・啓発の強化

（販売時等の啓発、事業者による従業員への啓発など）

特に危険な違反行為等に対する取締り、指導等の強化

（「自転車安全利用指導員」による街頭での啓発・指導など）

ヘルメットの普及啓発の強化

（致死率の高い高齢者を重点的に啓発など）

# 区 の 関 連 計 画 等

## 中野区基本構想（平成28年3月25日改定）

●中野区基本構想は、人々が力をあわせてお互いの暮らしやまちの豊かさを高めていくための区民の共通目標であり、最も基本的な区政運営の指針である。また、基本構想では、区民がともにめざす中野区の将来像を描いた上で、10年後に実現するまちの姿を示している。

《抜粋》

○まちの交通環境が整備され、誰もが快適に日常移動ができています。

## 新しい中野をつくる10か年計画（第3次）（平成28年6月策定）

●新しい中野をつくる10か年計画（第3次）は、中野区基本構想の改定に向けた検討と並行して、基本構想で描く「10年後に実現するまちの姿」の実現に向けて区が取り組むべき方策を明らかにするために平成28年6月に策定されたものである。

《抜粋》

### 〈利用しやすい交通環境の推進〉

#### (1) 目標とする姿

鉄道やバス等の交通機関だけではなく、走行レーンの設置等の自転車利用環境や自動車駐車場・自転車駐車場の整備、交通弱者の移動のサポート等の総合的な交通環境への配慮を通して、区民が円滑に移動できる環境が整備されています。

また、交通安全対策の強化により、区民が安全に移動できています。

#### (2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成27年度実績	平成32年度目標値	平成37年度目標値
区内移動の快適性に関する満足度	移動環境の整備の進展を把握できるため	—	75%	85%

#### (3) おもな取り組み

##### ①安全で快適に利用できる交通環境の整備

（担当：都市基盤部防災・都市安全分野）

区内の公共交通網や駐車環境等のあり方や、交通弱者（高齢者や乳幼児連れの親子、障害者等）

が、区内を円滑に移動できるための対策等について、総合的な検討・実証を行い、より快適な移動環境の整備を推進します。

また、今後の高齢化の進行等を踏まえ、日常的な移動環境の整備を検討・推進していきます。

自転車については、走行レーン等の設置について、道路管理者及び交通管理者の協力を得ながら、必要な路線（箇所）について検討・導入を進めていきます。

また、中野駅周辺地区整備などに合わせ、必要な台数の自転車駐車を計画・整備していきます。

さらに、警察等と連携し、交通安全対策を強化して、誰もが安全に移動できる環境の整備を推進していきます。

## **都市計画マスタープラン**（平成 21 年 4 月改定）

●中野区都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に位置づけられている「中野区の都市計画に関する基本的な方針」である。役割は、将来を見据えた中野区の今後の都市づくりの基本的な指針となるとともに、地域地区や都市施設などの都市計画を決定する際の基本的な方針を示すものである。

《抜粋》

### **自転車が安全に利用できるみちづくり**

#### **<自転車通行空間の整備>**

- ・区民にとって最も身近で、かつ、地球環境にやさしい乗り物である自転車の安全な通行空間を確保するため、幹線道路などに自転車歩行者道、自転車走行レーンなどの設置をすすめます。
- ・路上違法駐車の防止や歩道上の違法看板などの撤去を図り、自転車利用者の安全な通行を確保します。

#### **<自転車駐車の整備>**

- ・駅周辺の自転車駐車の整備を推進するとともに、その整備と連動して自転車放置規制区域の指定をすすめ、放置自転車の撤去を強化します。
- ・一定規模以上の商店、銀行などの新築・増築には、自転車駐車の設置義務を徹底します。
- ・商店街における自転車駐車スペースを確保するため、すきま的空間などの活用や共同自転車駐車場の設置を誘導し、放置自転車の解消を図ります。

## **第 10 次中野区交通安全計画（案）**（平成 29 年 3 月末策定予定）

交通安全対策基本法に基き、昭和 46 年以降、5 年ごと 9 次にわたって作成し、中野区及び関係行政機関等が各種の施策を実施。

平成 28 年 3 月の国、4 月の都の第 10 次計画の策定を受け、第 10 次中野区交通安全計画（H28～32）を策定予定。

※中野区交通安全対策協議会幹事会（12/16）で計画素案を取りまとめた。平成 29 年 3 月末の交通安全対策協議会で決定予定。

## ・計画期間

平成28年度から平成32年度までの5年間。

## ・重点施策

第10次中野区交通安全計画の重点施策(第9次から変更無) = 第10次東京都交通安全計画

- ①高齢者の交通安全の確保
- ②自転車の安全利用の推進
- ③二輪車の安全対策の推進
- ④飲酒運転の根絶

## ・目標

- ① 区内の年間交通事故件数 500 件以下 (第9次の目標は730件以下)  
平成27年度 525件
- ② 〃 高齢者交通事故死傷者数 70 人以下 ( 〃 70人件以下)  
平成27年度 83人
- ③ 〃 自転車関連交通事故件数 195 件以下 (新規)

## 中野区バリアフリー基本構想 (平成27年4月策定)

●中野区では、「中野区交通バリアフリー整備構想」(平成17年8月策定)において、中野地区、新中野地区等5地区を、駅や道路などの交通関連施設のバリアフリー化に一体的・重点的に取り組む重点整備地区に定め、バリアフリー化を推進してきた。「中野区バリアフリー基本構想」は、施設のバリアフリー化等も含んだ、より総合的なバリアフリー化に取り組むために平成27年4月に策定したものである。

《抜粋》

### <安全な歩行空間の確保>

- ・歩行者と自転車の分離に努める。
- ・歩道のない道路は舗装の色を変えるなど歩行空間と自転車通行部分の視覚的な区分を行う。

### <ソフト面の取り組み>

- ・駐輪、看板・商品等の歩道上の障害物の排除など、適切な管理を行う。
- ・違法駐車対策の強化や、交通規制の実施を検討する。
- ・放置自転車対策の強化とともに、自転車利用のルールへの周知とマナーの向上を図る。

## 第3次中野区環境基本計画(平成28~37年度) (平成28年3月策定)

●第3次中野区環境基本計画は、東日本大震災と原子力発電所事故、これに伴う東京電力管内の全原子力発電所の停止による電力のCO2排出係数の増加など、平成20年に第2次中野区環境基本計画を改定した当初とは大きく変動している状況を踏まえて、平成28年3月に策定したものである。

### <公共交通の利用促進> 《抜粋》

CO2排出量削減のため、過度な自動車利用を控える気持ちを育みます。また、楽しく歩き、自転車が利用しやすいまちをつくり、利用しやすい交通体系を交通事業者、道路管理者、交通管理者などの関係事業者と連携して整備するなどして、公共交通機関の利便性を向上させます。

## 中野駅グランドデザインVer.3 (平成24年6月改定)

中野駅周辺まちづくりグランドデザインは、中野駅周辺のまちづくりの展望を区民・民間事業者・行政が共有し、公民協働でまちづくりを推進するため、ハード・ソフト両面のまちの将来像のほか、整備に係る基本的な考え方や実現に向けた取り組みを、指針として示したものである。

平成21年10月のVer.2策定後のまちづくりの進展や社会経済情勢の動向などを踏まえ、平成24年6月に「中野駅周辺まちづくりグランドデザインVer.3」への改定を行った。

中野駅を軸に、中野二丁目、三丁目、四丁目、五丁目全域及び一丁目の一部を含む約110ヘクタールを対象とし、目標時期は平成24年(2012年)から平成43年(2031年)までの20年間とした。

※中野駅周辺の自転車ネットワークを踏まえた自転車駐車場の配置(案)が示されている。

## 中野駅周辺自転車駐車場整備計画 (平成29年1月策定)

「中野駅地区整備基本計画(平成26年3月改定)」及び「中野区自転車利用総合計画(改訂版平成26年7月策定)」に位置付けられた自転車駐車場整備の方針や概ねの配置計画等を具体化し、中野駅周辺のまちづくりと合せて自転車駐車場の整備を進めるため、平成29年1月に策定した。

○中野駅周辺の歩道等での歩行者・自転車の交錯等が課題となっているので、駅周辺中心部を歩行者優先とした公共交通指向のまちとなるよう、自転車駐車場を駅から離れ、利用者動線に配慮した位置に分散配置し、公共交通が利用しやすい駅前広場等を整備することとした。

○将来の中野駅周辺全体の整備台数を約6,000台(平成23~27年度は概ね7,500台)とし、この整備台数で適切な運用を図るため、今後は近距離利用の抑制や区内の他の鉄道駅の利用促進等の取り組みを行っていく。

○概ね10年(5年ごとに見直しを検討)を整備計画の期間とし、自転車駐車場の利用実態を適宜確認し、必要に応じて計画の改定を行う。

### 自転車の関与した事故の年ごと件数

#### 中野区

	子ども	成人	高齢者	合計
平成23年	29 6.5%	371 83.2%	46 10.3%	446 100.0%
平成24年	15 4.8%	252 81.0%	44 14.1%	311 100.0%
平成25年	21 7.5%	234 83.3%	26 9.3%	281 100.0%
平成26年	19 7.0%	217 80.4%	34 12.6%	270 100.0%
平成27年	8 3.7%	184 84.0%	27 12.3%	219 100.0%

#### 東京都

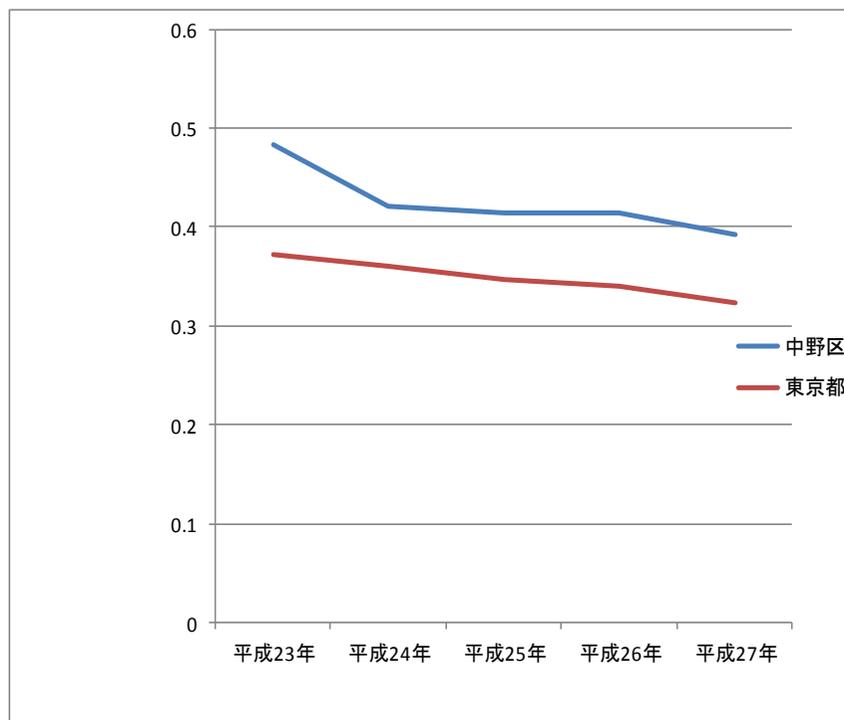
	子ども	成人	高齢者	合計
平成23年	1,997 9.8%	15,705 76.7%	2,778 13.6%	20,480 100%
平成24年	1,619 8.9%	13,975 76.7%	2,626 14.4%	18,220 100%
平成25年	1,366 8.8%	11,883 76.4%	2,301 14.8%	15,550 100%
平成26年	1,077 8.0%	10,394 76.9%	2,044 15.1%	13,515 100%
平成27年	873 7.4%	9,043 76.5%	1,901 16.1%	11,817 100%

※子供→幼児、小学生、中学生  
 成人→高校生、19歳～64歳  
 高齢者→65歳以上

### 自転車事故関与率

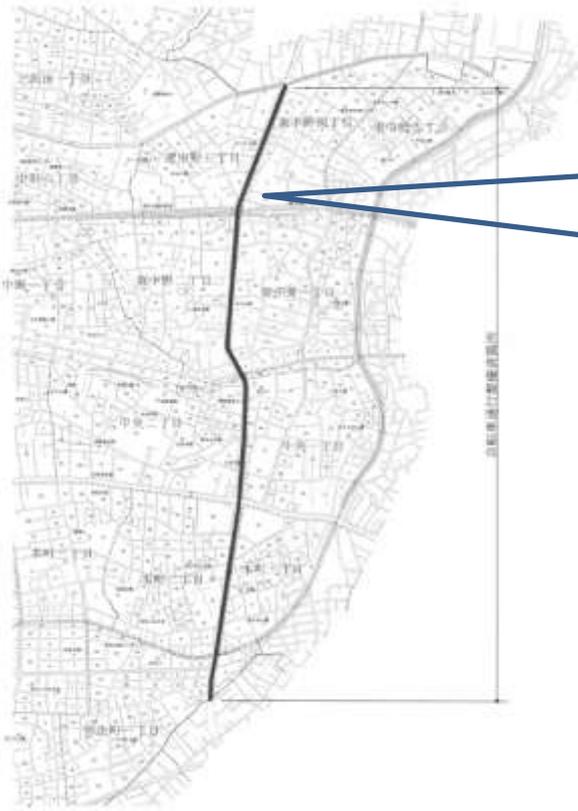
	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
中野区	48.4%	42.1%	41.5%	41.4%	39.2%
東京都	37.3%	36.0%	34.7%	34.1%	32.3%

自転車事故関与率の推移(平成23年～平成27年)



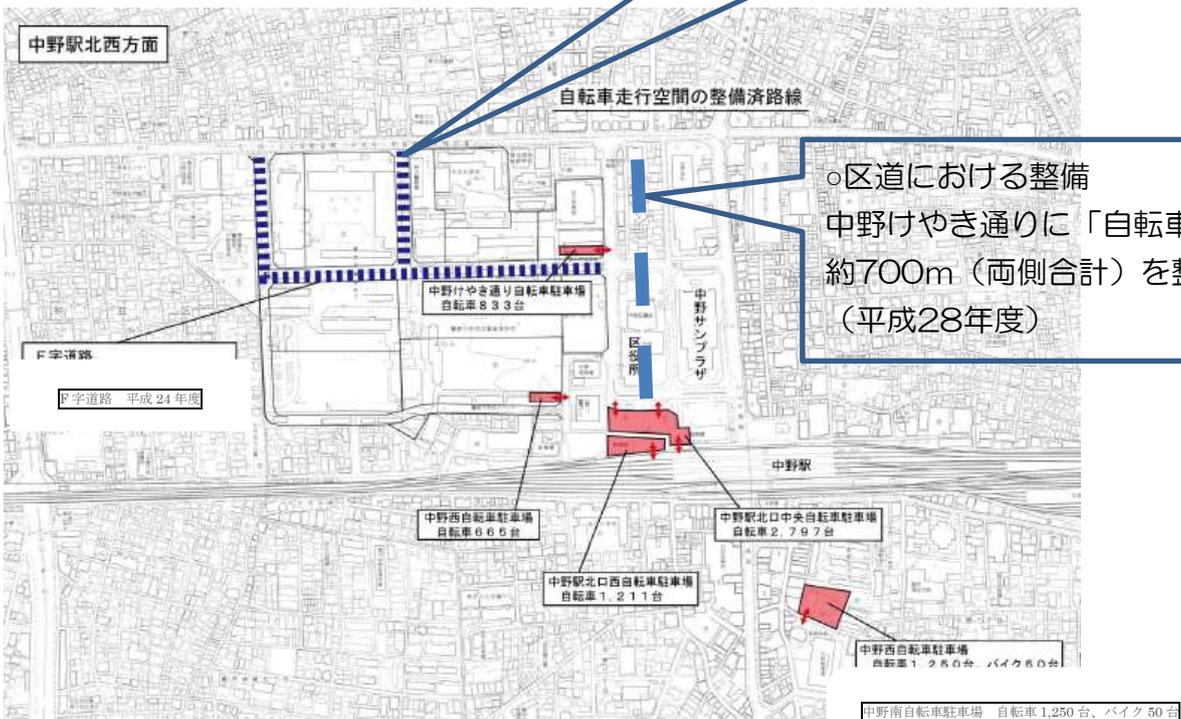
中野区内の主な自転車走行空間等の整備箇所

自転車通行整備箇所位置図



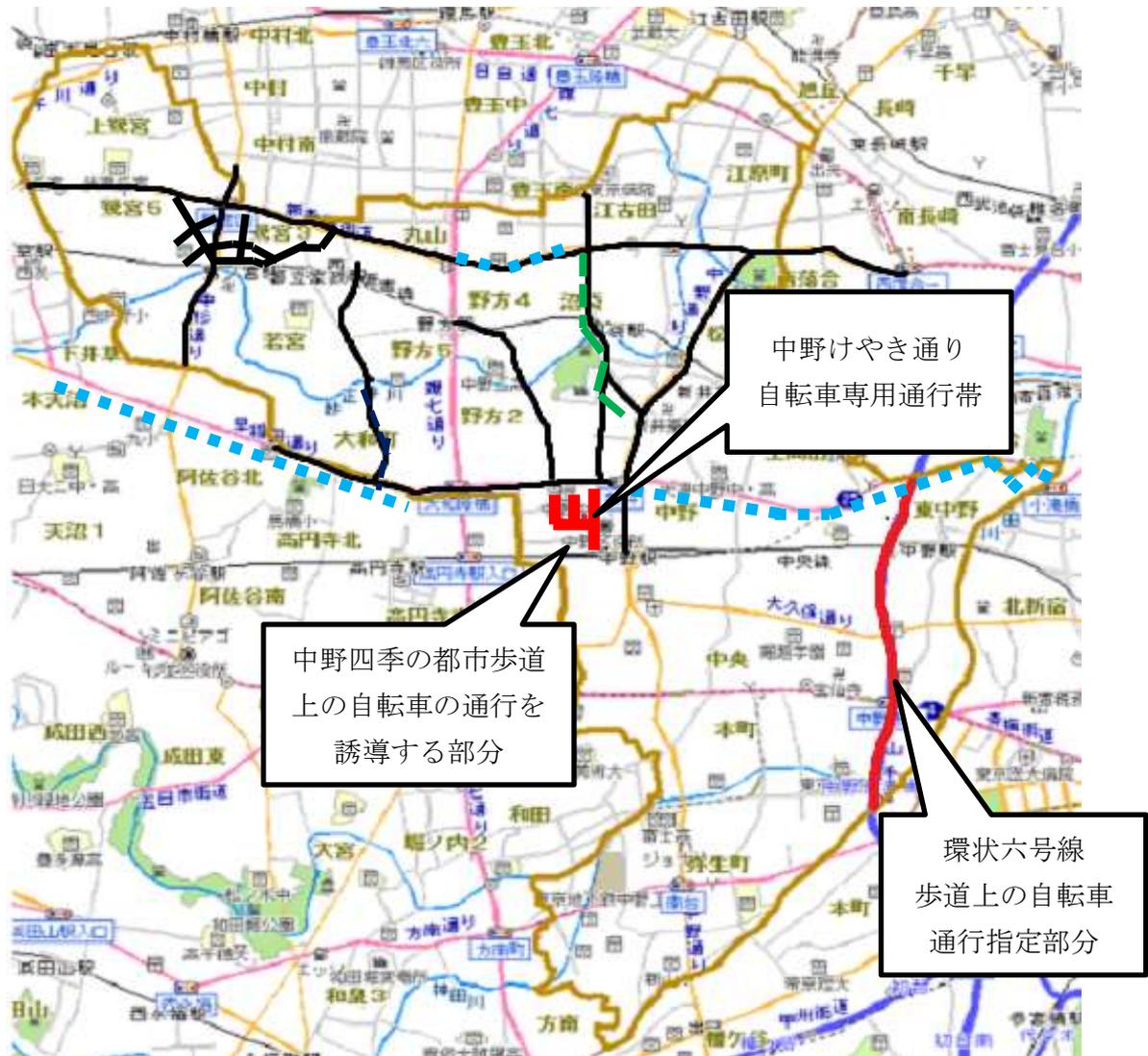
○都道における整備  
環状六号線（山手通り）の拡幅整備に伴い、「歩道上の自転車通行指定部分」約4,280m（内回り・外回り合計）が整備された。  
（平成24年度）

○区道における整備  
中野四季における都市内に新設された区画街路に、「歩道上の自転車の通行を誘導する部分」約1,400m（両側合計）を整備した。  
（平成24年度）



○区道における整備  
中野けやき通りに「自転車専用通行帯」約700m（両側合計）を整備した。  
（平成28年度）

# 中野区内全域における自転車走行空間等の整備箇所



- → 自転車走行空間(自転車歩行者道、通行帯等)
- → 自転車ナビマーク
- 【整備予定箇所】**
- - - → 東京都自転車走行空間整備推進計画における優先整備区間
- - - → 沼袋駅周辺の基盤施設の整備計画における駅アクセス道路
- - - → 大和町まちづくりにおける大和町中央通りの拡幅整備区間
- - - → 新井薬師前駅周辺走行空間整備予定道路